

熊本県地域防災計画 新旧対照表（案）

令和 7 年 5 月 1 6 日現在

第 1 編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
第 1 章 総則 第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況 1. 災害要因 <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td><td>7.0 程度</td><td>Z ラン ク</td><td>ほぼ 0%</td></tr> </table> (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について (令和 6 年 1 月 1 5 日) (地震調査研究推進本部地震調査 委員会)] 2. 被害状況 (略) 地震による被害は、明治 22 年金峰山付近を震源とした地震により、死者 20 名、負傷者 52 名の人的被害が発生している。また、平成 28 年には、4 月 14 日に日奈久断層帯（高野一白旗区間）、同月 16 日に布田川断層帯（布田川区間）の活動による「平成 28 年（2016 年）熊本地震」が発生した。同一地域において、震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生し、死者 273 人、重軽傷者 2,739 人が発生したほか、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟にのぼる。（令和 4 年 4 月 13 日時点）	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	ほぼ 0%	第 1 章 総則 第 4 節 熊本県の災害要因と被害状況 1. 災害要因 <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td><td>7.0 程度</td><td>Z ラン ク</td><td>ほぼ 0-0.001%</td></tr> </table> (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について (令和 7 年 1 月 1 5 日) (地震調査研究推進本部地震調査 委員会)] 2. 被害状況 (略) 地震による被害は、明治 22 年金峰山付近を震源とした地震により、死者 20 名、負傷者 52 名の人的被害が発生している。また、平成 28 年には、4 月 14 日に日奈久断層帯（高野一白旗区間）、同月 16 日に布田川断層帯（布田川区間）の活動による「平成 28 年（2016 年）熊本地震」が発生した。同一地域において、震度 7 の揺れがわずか 28 時間以内に 2 度発生し、死者 275 人、重軽傷者 2,739 人が発生したほか、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟にのぼる。（令和 7 年 4 月 11 日時点）	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	ほぼ 0-0.001%	②その他 時点修正	10
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	ほぼ 0%								
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z ラン ク	ほぼ 0-0.001%								
第 2 章 災害予防 第 1 節 公共施設等災害予防 2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港 (4)港湾 (略) このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港については、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。	第 2 章 災害予防 第 1 節 公共施設等災害予防 2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港 (4)港湾 (略) このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港（削除）、本渡港において耐震強化岸壁の整備を進めるものとする。	②その他 時点修正	11								
第 1 節 公共施設等災害予防 2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港 (4)港湾 (略) このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港、八代港、本渡港については、適宜耐震性の点検を行うとともに、優先的に耐震性強化岸壁の整備を進めるものとする。	第 1 節 公共施設等災害予防 2. 河川・砂防・空港・港湾・海岸・漁港 (4)港湾 (略) このうち、県内の人口集積度及び地域性等を考慮し、熊本港（削除）、本渡港において耐震強化岸壁の整備を進めるものとする。	②その他 八代港は整備済みのため削除	14								

第1編 共通対策編

修正前 (略)	修正後 (略)	修正理由等	P
(6)漁港 漁港施設は、「漁港漁場整備法」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。 第2節 建築物等災害予防 平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災(新規)の被災状況等に鑑み、県民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。 (略) (1)防災対策の推進 ウ 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、<u>住宅用火災警報器設置義務化に向けた啓発等</u>、住宅防火対策の推進に努める。 第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (1)山地災害の原因と対策 (略) 本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部な	(6)漁港 漁港施設は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。 第2節 建築物等災害予防 平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の被災状況等に鑑み、県民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。 (略) (1)防災対策の推進 ウ 住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、<u>住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等</u>、住宅防火対策の推進に努める。 第3節 風水害・土砂災害予防 1. 治山対策 (1)山地災害の原因と対策 (略) 本県は、急峻な地形が多く、火山地帯、破碎帯、断層など複雑な地質構造を有しており、また梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生の危険性が極めて高い地域である。県内には、集落の上部な	②その他 法改正により法律名が変更となったため。 また、法律番号を追加。 ②その他 能登半島地震を追加 ②その他 2011年から義務化されているため、啓発の例示を更新。	15 19 19

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
どで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、<u>令和4年3月現在3、020箇所</u>ある。 2. 土砂災害対策 (1) 土石流対策 (略) 県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（<u>令和5年12月31日現在1,958箇所、11,952ha</u>）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。 また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある<u>5,348箇所</u>を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（<u>令和5年12月31日現在</u>）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。 (略) (2) 地すべり防止対策 ア 山地地すべり対策 <u>平成29年度に実施した山地災害危険地区の再点検調査結果により、現在まで判明した地すべり危険箇所は15箇所、このうち「地すべり等防止法」に基づき指定を受けたもの10箇所について、重点的に地すべり防止対策を実施し、残り5箇所についても現地の状況を判断しながら、地すべり防止対策を推進する。</u> イ 砂防地すべり対策 砂防地すべり（山地、農地を除く）については、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30条）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（<u>令和5年12月31日現在91箇所</u>）	どで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、<u>令和7年1月現在3、021箇所</u>ある。 2. 土砂災害対策 (1) 土石流対策 (略) 県では、「砂防法（明治30年法律第29号）」に基づき、溪流の流出土砂量、災害の状況、流域の地質状況及び経済効果等を検討して砂防指定地に指定し（<u>令和6年12月31日現在1,989箇所、11,990ha</u>）、指定地内における行為の制限を行うとともに、国と連携し土石流対策施設の整備を推進している。 また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という）に基づき、土石流の発生の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある<u>5,779箇所</u>を土砂災害警戒区域（土石流）に指定し（<u>令和6年12月31日現在</u>）、警戒避難体制の整備の支援及び危険区域への新規住宅等の立地抑制を図っている。 (略) (2) 地すべり防止対策 (削除) ア 砂防地すべり対策 砂防地すべり（山地、農地を除く）については、「地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）」に基づき、地すべり防止区域に指定し（<u>令和6年12月31日現在92箇所</u>）	②その他 時点修正 ②その他 時点修正 ②その他 時点修正 ②その他 令和6年度から、「地すべり危険箇所」は使用しない(R5. 11. 10 国水砂第208号) ②その他 訂正 ②その他 時点修正	21 22 22 23 23

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
所、1,566ha)、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。 また、本県において地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</u>に基づき、<u>170箇所</u>を土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している（<u>令和5年12月31日現在</u>）。 地すべり防止区域 <u>91地区</u>のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。 ウ (略) (4)急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策 (略) 県では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>令和5年12月31日現在 1,048箇所指定、1,812ha</u>）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。 また、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については「土砂災害防止法」に基づき、<u>18,548箇所</u>を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している（<u>令和5年12月31日現在</u>）。 第3節 風水害・土砂災害予防 6. 道路橋梁対策 (1)道路対策 崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等	所、1,585ha)、区域内における行為の制限や地すべり防止工事を行っている。 また、本県において地すべりの危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については、<u>土砂災害防止法</u>に基づき、<u>220箇所</u>を土砂災害警戒区域（地すべり）に指定している（<u>令和6年12月31日現在</u>）。 地すべり防止区域 <u>92地区</u>のうち地すべり活動が顕著な区域を対象として重点的に地すべり防止対策を推進するとともに地すべりに関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備の支援等ソフト面の対策についても整備促進を図る。 イ (略) (4)急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策 (略) 県では、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）」に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定し（<u>令和6年12月31日現在 1,048箇所指定、1,815ha</u>）、区域内における行為の制限、防災措置の勧告を行うとともに、緊急を要する箇所より順次崩壊防止工事を実施している。 また、急傾斜地崩壊の危険性があり人家に被害を及ぼすおそれのある箇所については「土砂災害防止法」に基づき、<u>19,611箇所</u>を土砂災害警戒区域（急傾斜）に指定している（<u>令和6年12月31日現在</u>）。 第3節 風水害・土砂災害予防 6. 道路橋梁対策 (1)道路対策 崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等	②その他 P22 で定めた略称を適用 ②その他 時点修正 ②その他 時点修正	23 25

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
により整備を図る。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。 <u>（新規）</u>	により整備を図る。特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。 <u>県及び市町村は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P29）の反映	29
9. 土地利用の適正化 平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨<u>（新規）</u>など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。	9. 土地利用の適正化 平成 24 年 7 月の熊本広域大水害や平成 29 年 7 月の九州北部豪雨、<u>令和 2 年 7 月豪雨</u>など全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。	②その他 風水害例示の追加	30
第4節 火災予防 1. 火災予防対策の指導 (7)幼年、少年、<u>女性（婦人）防災クラブ</u>等の民間防火組織の育成・指導 日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年婦人防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。	第4節 火災予防 1. 火災予防対策の指導 (7)幼年、少年、<u>女性消火・防災クラブ</u>等の民間防火組織の育成・指導 日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年女性防火・<u>防災クラブ等</u>防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。	②その他 名称の適正化	31
第5節 危険物等災害予防 1. 危険物の災害予防対策 (1)施設の現況	第5節 危険物等災害予防 1. 危険物の災害予防対策 (1)施設の現況		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<u>平成 27 年 3 月 31 日現在</u>の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は <u>5,580 件</u>で許可区分件数は、製造所 <u>43 件</u>、貯蔵所 <u>3,394 件</u>、取扱所 <u>2,143 件</u>となっている。これを施設の規模別（最大貯蔵量又は最大取扱量）でみると、全体の約 <u>75.6%</u>の <u>4,217 件</u>が指定数量（消防法別表に掲げる数量をいう。）50 倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000 倍を超える大規模な施設は約 <u>1.4%</u>の <u>80 件</u>である。 2. 高圧ガスの災害予防対策 (1)施設の現況 <u>平成 28 年 2 月末現在</u>で高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>1,136 件</u>、販売事業所 <u>1,124 件</u>（うち液石法分 <u>427 件</u>）、貯蔵所 <u>231 件</u>となっている。 3. 火薬類の災害予防対策 (1)施設の現況 <u>平成 28 年 3 月末現在</u>で火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号。以下「法」という。）に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>2 件</u>、販売所 <u>69 件</u>、貯蔵施設 <u>60 件</u>となっている。 これら火薬類製造事業所等の現況は資料編のとおりである。 第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備	<u>令和 6 年 3 月 31 日現在</u>の県下の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「製造所等」という。）の数は <u>5,065 件</u>で許可区分件数は、製造所 <u>42 件</u>、貯蔵所 <u>3,058 件</u>、取扱所 <u>1,965 件</u>となっている。これを施設の規模別（最大貯蔵量又は最大取扱量）でみると、全体の約 <u>75.3%</u>の <u>3,812 件</u>が指定数量（消防法別表に掲げる数量をいう。）50 倍以下の比較的小規模な施設であり、1,000 倍を超える大規模な施設は約 <u>1.6%</u>の <u>82 件</u>である。 2. 高圧ガスの災害予防対策 (1)施設の現況 <u>令和 6 年 3 月 31 日現在</u>で高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）に基づき、許可等した高圧ガス製造事業所、販売事業所及び貯蔵所（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>1,681 件</u>、販売事業所 <u>995 件</u>（うち液石法分 <u>344 件</u>）、貯蔵所 <u>238 件</u>となっている。 3. 火薬類の災害予防対策 (1)施設の現況 <u>令和 6 年 3 月 31 日現在</u>で火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号。）に基づき、許可した火薬類製造事業所、販売所及び貯蔵施設（以下「製造事業所等」という。）の件数は、製造事業所 <u>2 件</u>、販売所 <u>33 件</u>、貯蔵施設 <u>51 件</u>となっている。 これら火薬類製造事業所等の現況は資料編のとおりである。 第7節 気象観測施設等整備 2. 気象観測施設等の整備	②その他 時点修正 ②その他 時点修正及び法律番号の追加 ②その他 時点修正、法律番号及び略称記載の修正	34 35 37

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(1)熊本地方気象台 ア (ウ) 地域気象観測所 県内 14 か所に有線ロボット気象計を設置し、<u>(新規) 益城(熊本航空気象観測所)に航空気象観測装置を設置し、三要素(風向・風速、気温、降水量)の自動観測・自動通報を行う。</u> 第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備 <u>(新規)</u>	(1)熊本地方気象台 ア (ウ) 地域気象観測所 県内 14 か所に有線ロボット気象計を設置し、<u>四要素(風向・風速、気温、降水量、湿度)の自動観測・自動通報を行うとともに、益城(熊本航空気象観測所)に航空気象観測装置を設置し、三要素(風向・風速、気温、降水量)の自動観測・自動通報を行う。</u> 第8節 防災業務施設整備 4. 通信設備 <u>(1)県、市町村、関係機関は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。</u> <u>ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。</u> <u>イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。</u> <u>ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。</u> <u>エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所(地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所)への設置等を図ること。</u> <u>オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。</u>	②その他 気象庁施策による修正 ①R6.6 防災基本計画修正(新旧表 P8)の反映	41 43

第 1 編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<u>カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。</u> <u>キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施するよう努めること。</u> <u>ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。</u> <u>ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。</u> <u>コ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P 電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。</u> <u>サ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。</u> <u>シ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。</u>		

第 1 編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																		
(1)～(5) 第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (2) 地域別広域防災活動拠点 <table><tr><th>名 称</th><th>対象地区</th><th>施設名等</th></tr><tr><td>県南広域 防災活動拠点</td><td>県南広域 本部管内</td><td>道の駅「たのうら」 道の駅「錦」</td></tr></table>	名 称	対象地区	施設名等	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」	(2)電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、県及び市町村の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 (3)～(7) 第8節 防災業務施設整備 5. 防災活動拠点施設 (2) 地域別広域防災活動拠点 <table><tr><th>名 称</th><th>対象地区</th><th>施設名等</th></tr><tr><td>県央広域 防災活動拠点</td><td>県央広域 本部管内</td><td>道の駅「うき」</td></tr><tr><td>県北広域 防災活動拠点</td><td>県北広域 本部管内</td><td>道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」</td></tr><tr><td>県南広域 防災活動拠点</td><td>県南広域 本部管内</td><td>道の駅「たのうら」 道の駅「錦」</td></tr></table>	名 称	対象地区	施設名等	県央広域 防災活動拠点	県央広域 本部管内	道の駅「うき」	県北広域 防災活動拠点	県北広域 本部管内	道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」	県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」	②その他 防災機能向上対策が完了し防災拠点施設として運用可能となったため	44
名 称	対象地区	施設名等																			
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」																			
名 称	対象地区	施設名等																			
県央広域 防災活動拠点	県央広域 本部管内	道の駅「うき」																			
県北広域 防災活動拠点	県北広域 本部管内	道の駅「阿蘇」 道の駅「きくすい」																			
県南広域 防災活動拠点	県南広域 本部管内	道の駅「たのうら」 道の駅「錦」																			
第9節 防災知識普及 3. 住民に対する防災知識の普及 (1)普及の内容 イ 災害予防及び応急措置の概要 (ク) <u>(新規)</u> <u>(ケ)～(ネ)</u> (新規)	第9節 防災知識普及 3. 住民に対する防災知識の普及 (1)普及の内容 イ 災害予防及び応急措置の概要 (ク) <u>(ケ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置</u> <u>(コ)～(ノ)</u> <u>(ハ) 過去の災害事例や教訓、他地域の災害からの教訓</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P26）の反映 ②その他 防災会議委員御意見の反映	46																		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、 <u>県観光戦略部</u> 、関係機関）	6. 事業所の防災対策の促進（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、 <u>県観光文化部</u> 、関係機関）	②その他 R6.10 組織改正の反映	49
8. 外国人に対する防災知識の普及（県知事公室、 <u>県観光戦略部</u> ）	8. 外国人に対する防災知識の普及（県知事公室 <u>（削除）</u> ）	②その他 R6.10 組織改正の反映	50
9. 防災知識の普及の時期 県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。 ※（新規） 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日	9. 防災知識の普及の時期 県、市町村及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。 ※ <u>火山防災の日：8月26日</u> 防災の日：9月1日 津波防災の日：11月5日 防災とボランティアの日：1月17日	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映	51
11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、 <u>県観光戦略部</u> 、県教育庁、市町村、関係機関） 県は、市町村や大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。 県、市町村等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の（新規）持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。 さらに、県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏	11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（県知事公室、 <u>県観光文化部</u> 、県教育庁、市町村、関係機関） 県は、市町村や大学、企業、各種団体等と連携し、県内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。 県、市町村等は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の <u>自然災害伝承碑</u> が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。 さらに、県は、大規模災害が発生した場合は、その対応の検証を行うとともに、その結果明らかになった課題等を踏	②その他 R6.10 組織改正の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P6）の反映	51 51

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。 なお、収集・作成した資料・計画等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。 第10節 地域防災力強化 県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。 (新規) また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう<u>水害・土砂災害・防災気象情報</u>に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。	まえて、各種計画やマニュアルの見直し等を行うものとする。 なお、収集・作成した資料・計画等は、県内のみならず、全国の防災力向上に活用されるよう、広く発信するものとする。 第10節 地域防災力強化 県民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。 県及び市町村は、地域における消防防災の中核として<u>重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。</u> また、県及び市町村は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして県民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう<u>地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等</u>に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の県民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P5）の反映 ②その他 防災会議委員御意見の反映	52

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第13節 物資・資機材整備・調達 1. 基本方針 (7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>(新規)</u> 3. 災害用装備資機材の整備充実（県知事公室、県土木部、県警察本部、市町村、関係機関） (1) 資機材の整備充実 防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実^①に努めるものとする。<u>(新規)</u>	第13節 物資・資機材整備・調達 1. 基本方針 (7) 県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 3. 災害用装備資機材の整備充実（県知事公室、県土木部、県警察本部、市町村、関係機関） (1) 資機材の整備充実 防災関係機関は、各機関において所掌する災害応急対策の効果的実施のため、必要に応じ次の災害用資機材の整備充実^①に努めるものとする。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映 ②その他 無人航空機の導入については、熊本県薬剤師会や熊本県卸売業協会との協議が必要なため、現時点では「等」に含める。 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映	63 65

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、県農林水産部、県健康福祉部、市町村） (1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（県知事公室、市町村） 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。 (3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県土木部、市町村） 市町村は、指定避難所となる施設について、<u>（新規）避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話（新規）等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> また、必要に応じ、井戸、<u>（新規）空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、</u>	第14節 避難収容 1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（県土木部、県知事公室、県農林水産部、県健康福祉部、市町村） (1) 緊急避難場所及び避難所 イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定（県知事公室、市町村） 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数、家庭動物の受け入れ方法等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。 (3) 避難所の環境整備等（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、県土木部、市町村） 市町村は、指定避難所となる施設について、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等（再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等）の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> また、必要に応じ、井戸、<u>給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P12）の反映	68 69 69

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。 <u>（新規）</u>	好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応 市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。 <u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>県及び市町村は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>県及び市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P13）の反映	73

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
1 3. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲（新規）等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。 第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 (2)保健医療体制の整備 （新規） ツ～ナ 第17節 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2)体制整備 <table><tr><td>砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア 登 録 制 度</td></tr><tr><td>平成9年7月</td></tr><tr><td>な し （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）</td></tr><tr><td>177人</td></tr></table>	砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア 登 録 制 度	平成9年7月	な し （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）	177人	<u>康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> 1 3. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策 県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。</u> 第16節 医療保健 3. 災害時における医療救護体制の整備 (2)保健医療体制の整備 <u>ツ 県は、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等に努めるものとする。</u> テ～ニ 第17節 3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備 (2)体制整備 <table><tr><td>砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア 登 録 制 度</td></tr><tr><td>平成9年7月</td></tr><tr><td>な し （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）</td></tr><tr><td>181人</td></tr></table>	砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア 登 録 制 度	平成9年7月	な し （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）	181人	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映 ②その他 時点修正	75 83 89
砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア 登 録 制 度											
平成9年7月											
な し （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）											
177人											
砂 防 ボ ラ ン テ ィ ア 登 録 制 度											
平成9年7月											
な し （斜面判定士資格を所有することが望ましい。）											
181人											

第1編 共通対策編

修正前		修正後		修正理由等	P
年一回講習会及び現地研修会を開催		年一回講習会及び現地研修会を開催			
砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検		砂防知識の普及啓発、土砂災害警戒区域の点検、砂防施設の点検			
熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている		熊本県砂防ボランティア協会(任意団体)を作っている			
第20節 受援計画（県全部局、防災関係機関） 2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用 県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、<u>活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>感染症対策</u>のため、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。		第20節 受援計画（県全部局、防災関係機関） 2. 応援団体との連携 (1) 応急対策職員派遣制度の活用 県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、<u>活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</u> なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、<u>感染症対策等</u>のため、応援職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。 また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 さらに、<u>応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</u>		②その他 防災会議委員御意見の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P15）の反映	94 94
				①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P8）の反映	94

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																																																																																																																																																				
第3章 災害応急対策 熊本県災害対策本部組織図 <table><tr><th colspan="3">本 部 会 議</th></tr><tr><td>本部長</td><td colspan="2">知 事</td></tr><tr><td>副本部長</td><td colspan="2">副 知 事</td></tr><tr><td rowspan="10">部 員</td><td>知事公室長</td><td>農林水産部長</td></tr><tr><td>総務部長</td><td>土木部長</td></tr><tr><td>企画振興部長</td><td>会計管理者</td></tr><tr><td colspan="2">理事(デジタル戦略担当)</td></tr><tr><td colspan="2">理事(球磨川流域復興担当)</td></tr><tr><td>健康福祉部長</td><td>企業局長</td></tr><tr><td>環境生活部長</td><td>教育長</td></tr><tr><td>商工労働部長</td><td>警察本部長</td></tr><tr><td>観光戦略部長</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (略) <table><tr><th colspan="2">総務対策部</th></tr><tr><th colspan="2">班</th></tr><tr><td>総 務 班</td><td>企 画 振 興 班</td></tr><tr><td>消 防 班</td><td>企 画 課</td></tr><tr><td>秘 書 班</td><td>地 域 振 興 課</td></tr><tr><td>広 報 班</td><td>文化企画・</td></tr><tr><td>(新規)</td><td>世界遺産推進課</td></tr><tr><td>人 事 班</td><td>交 通 政 策 課</td></tr><tr><td>財 政 班</td><td>空港アクセス鉄道整備推進課</td></tr><tr><td>県政情報文書班</td><td>統 計 調 査 課</td></tr><tr><td>私学振興班</td><td>デジタル戦略推進課</td></tr><tr><td>総務厚生班</td><td>システム改革課</td></tr><tr><td>財産経営班</td><td>球磨川流域復興局付</td></tr><tr><td>税 務 班</td><td></td></tr><tr><td>市町村班</td><td></td></tr><tr><td>外部対応・応援班</td><td></td></tr><tr><td>くまモングループ</td><td></td></tr><tr><td>人事委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>監査委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>労働委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>議会事務局</td><td></td></tr><tr><td>人的受援・応援班</td><td></td></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td></td></tr><tr><td>人事課</td><td></td></tr><tr><td>市町村課</td><td></td></tr></table>	本 部 会 議			本部長	知 事		副本部長	副 知 事		部 員	知事公室長	農林水産部長	総務部長	土木部長	企画振興部長	会計管理者	理事(デジタル戦略担当)		理事(球磨川流域復興担当)		健康福祉部長	企業局長	環境生活部長	教育長	商工労働部長	警察本部長	観光戦略部長					総務対策部		班		総 務 班	企 画 振 興 班	消 防 班	企 画 課	秘 書 班	地 域 振 興 課	広 報 班	文化企画・	(新規)	世界遺産推進課	人 事 班	交 通 政 策 課	財 政 班	空港アクセス鉄道整備推進課	県政情報文書班	統 計 調 査 課	私学振興班	デジタル戦略推進課	総務厚生班	システム改革課	財産経営班	球磨川流域復興局付	税 務 班		市町村班		外部対応・応援班		くまモングループ		人事委員会事務局		監査委員会事務局		労働委員会事務局		議会事務局		人的受援・応援班		危機管理防災課		人事課		市町村課		第3章 災害応急対策 熊本県災害対策本部組織図 <table><tr><th colspan="3">本 部 会 議</th></tr><tr><td>本部長</td><td colspan="2">知 事</td></tr><tr><td>副本部長</td><td colspan="2">副 知 事</td></tr><tr><td rowspan="10">部 員</td><td>知事公室長</td><td>農林水産部長</td></tr><tr><td>総務部長</td><td>土木部長</td></tr><tr><td>企画振興部長</td><td>会計管理者</td></tr><tr><td colspan="2">理事(デジタル戦略担当)</td></tr><tr><td colspan="2">理事(球磨川流域復興担当)</td></tr><tr><td>健康福祉部長</td><td>企業局長</td></tr><tr><td>環境生活部長</td><td>教育長</td></tr><tr><td>商工労働部長</td><td>警察本部長</td></tr><tr><td>観光文化部長</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> (略) <table><tr><th colspan="2">総務対策部</th></tr><tr><th colspan="2">班</th></tr><tr><td>総 務 班</td><td>企 画 振 興 班</td></tr><tr><td>消 防 班</td><td>企 画 課</td></tr><tr><td>秘 書 班</td><td>地 域 振 興 課</td></tr><tr><td>広 報 班</td><td>阿蘇草原再生・</td></tr><tr><td>外国人支援班</td><td>世界遺産推進課</td></tr><tr><td>(国際課)</td><td>交 通 政 策 課</td></tr><tr><td>人 事 班</td><td>空港アクセス鉄道整備推進課</td></tr><tr><td>財 政 班</td><td>統 計 調 査 課</td></tr><tr><td>県政情報文書班</td><td>デジタル戦略推進課</td></tr><tr><td>私学振興班</td><td>システム改革課</td></tr><tr><td>総務厚生班</td><td>球磨川流域復興局付</td></tr><tr><td>財産経営班</td><td></td></tr><tr><td>税 務 班</td><td></td></tr><tr><td>市町村班</td><td></td></tr><tr><td>外部対応・応援班</td><td></td></tr><tr><td>くまモン課</td><td></td></tr><tr><td>人事委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>監査委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>労働委員会事務局</td><td></td></tr><tr><td>議会事務局</td><td></td></tr><tr><td>人的受援・応援班</td><td></td></tr><tr><td>危機管理防災課</td><td></td></tr><tr><td>人事課</td><td></td></tr><tr><td>市町村課</td><td></td></tr></table>	本 部 会 議			本部長	知 事		副本部長	副 知 事		部 員	知事公室長	農林水産部長	総務部長	土木部長	企画振興部長	会計管理者	理事(デジタル戦略担当)		理事(球磨川流域復興担当)		健康福祉部長	企業局長	環境生活部長	教育長	商工労働部長	警察本部長	観光文化部長					総務対策部		班		総 務 班	企 画 振 興 班	消 防 班	企 画 課	秘 書 班	地 域 振 興 課	広 報 班	阿蘇草原再生・	外国人支援班	世界遺産推進課	(国際課)	交 通 政 策 課	人 事 班	空港アクセス鉄道整備推進課	財 政 班	統 計 調 査 課	県政情報文書班	デジタル戦略推進課	私学振興班	システム改革課	総務厚生班	球磨川流域復興局付	財産経営班		税 務 班		市町村班		外部対応・応援班		くまモン課		人事委員会事務局		監査委員会事務局		労働委員会事務局		議会事務局		人的受援・応援班		危機管理防災課		人事課		市町村課		②その他 R6.10 組織改正の反映 ②その他 R6.10 組織改正の反映	99 99
本 部 会 議																																																																																																																																																																							
本部長	知 事																																																																																																																																																																						
副本部長	副 知 事																																																																																																																																																																						
部 員	知事公室長	農林水産部長																																																																																																																																																																					
	総務部長	土木部長																																																																																																																																																																					
	企画振興部長	会計管理者																																																																																																																																																																					
	理事(デジタル戦略担当)																																																																																																																																																																						
	理事(球磨川流域復興担当)																																																																																																																																																																						
	健康福祉部長	企業局長																																																																																																																																																																					
	環境生活部長	教育長																																																																																																																																																																					
	商工労働部長	警察本部長																																																																																																																																																																					
	観光戦略部長																																																																																																																																																																						
総務対策部																																																																																																																																																																							
班																																																																																																																																																																							
総 務 班	企 画 振 興 班																																																																																																																																																																						
消 防 班	企 画 課																																																																																																																																																																						
秘 書 班	地 域 振 興 課																																																																																																																																																																						
広 報 班	文化企画・																																																																																																																																																																						
(新規)	世界遺産推進課																																																																																																																																																																						
人 事 班	交 通 政 策 課																																																																																																																																																																						
財 政 班	空港アクセス鉄道整備推進課																																																																																																																																																																						
県政情報文書班	統 計 調 査 課																																																																																																																																																																						
私学振興班	デジタル戦略推進課																																																																																																																																																																						
総務厚生班	システム改革課																																																																																																																																																																						
財産経営班	球磨川流域復興局付																																																																																																																																																																						
税 務 班																																																																																																																																																																							
市町村班																																																																																																																																																																							
外部対応・応援班																																																																																																																																																																							
くまモングループ																																																																																																																																																																							
人事委員会事務局																																																																																																																																																																							
監査委員会事務局																																																																																																																																																																							
労働委員会事務局																																																																																																																																																																							
議会事務局																																																																																																																																																																							
人的受援・応援班																																																																																																																																																																							
危機管理防災課																																																																																																																																																																							
人事課																																																																																																																																																																							
市町村課																																																																																																																																																																							
本 部 会 議																																																																																																																																																																							
本部長	知 事																																																																																																																																																																						
副本部長	副 知 事																																																																																																																																																																						
部 員	知事公室長	農林水産部長																																																																																																																																																																					
	総務部長	土木部長																																																																																																																																																																					
	企画振興部長	会計管理者																																																																																																																																																																					
	理事(デジタル戦略担当)																																																																																																																																																																						
	理事(球磨川流域復興担当)																																																																																																																																																																						
	健康福祉部長	企業局長																																																																																																																																																																					
	環境生活部長	教育長																																																																																																																																																																					
	商工労働部長	警察本部長																																																																																																																																																																					
	観光文化部長																																																																																																																																																																						
総務対策部																																																																																																																																																																							
班																																																																																																																																																																							
総 務 班	企 画 振 興 班																																																																																																																																																																						
消 防 班	企 画 課																																																																																																																																																																						
秘 書 班	地 域 振 興 課																																																																																																																																																																						
広 報 班	阿蘇草原再生・																																																																																																																																																																						
外国人支援班	世界遺産推進課																																																																																																																																																																						
(国際課)	交 通 政 策 課																																																																																																																																																																						
人 事 班	空港アクセス鉄道整備推進課																																																																																																																																																																						
財 政 班	統 計 調 査 課																																																																																																																																																																						
県政情報文書班	デジタル戦略推進課																																																																																																																																																																						
私学振興班	システム改革課																																																																																																																																																																						
総務厚生班	球磨川流域復興局付																																																																																																																																																																						
財産経営班																																																																																																																																																																							
税 務 班																																																																																																																																																																							
市町村班																																																																																																																																																																							
外部対応・応援班																																																																																																																																																																							
くまモン課																																																																																																																																																																							
人事委員会事務局																																																																																																																																																																							
監査委員会事務局																																																																																																																																																																							
労働委員会事務局																																																																																																																																																																							
議会事務局																																																																																																																																																																							
人的受援・応援班																																																																																																																																																																							
危機管理防災課																																																																																																																																																																							
人事課																																																																																																																																																																							
市町村課																																																																																																																																																																							

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
(略)			(略)			②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班から観光 文化政策課を削除。 (理由) 国際交流班が知 事公室国際課に組織改 正されたため。	99
商工労働対策部 班 商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 (新規)	観光戦略対策部 班 観光国際政策班 外国人支援班 (観光国際政策課 観光振興課 観光企画班 観光振興班 販路拡大ビジネス班 (新規)	農林水産対策部 班 農林水産政策班 団体支援班 流通アグリビジネス班 農業技術班 農産園芸班 畜産班 農地・担い手支援班 農村計画班 農地整備班 むらづくり班 技術管理班 森林整備班 林業振興班 森林保全班 水産振興班 漁港漁場整備班 流木対策班 漁港漁場整備課 (農地整備課 河川課 港湾課)	商工労働対策部 班 商工政策班 商工振興金融班 労働雇用創生班 産業支援班 エネルギー政策班 企業立地班 販路拡大ビジネス班	観光文化対策部 班 観光文化政策班 外国人支援班 (観光振興課 (削除) 観光振興班 (削除) スポーツ交流企画班	農林水産対策部 班 農林水産政策班 団体支援班 流通アグリビジネス班 農業技術班 農産園芸班 畜産班 担い手支援班 農村計画班 農地整備班 むらづくり班 技術管理班 森林整備班 林業振興班 森林保全班 水産振興班 漁港漁場整備班 流木対策班 (漁港漁場整備課 農地整備課 河川課 港湾課)		
(略)			(略)				

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等			P
災害対策部の分掌事務				災害対策部の分掌事務				②その他 R6. 10 組織改正の反映	100
対策部名	各班名	分掌事務		対策部名	各班名	分掌事務			
総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)		総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)			
	秘書班 (秘書グループ)								
	広報班 (広報グループ) (新規)								
	人事班 (人事課) (略)								
	外部対応・応援班								
	くまモングループ								
	人事委員会事務局								
	監査委員会事務局								
	労働委員会事務局								
	議会事務局								
人的支援・応援班									
危機管理防災課									
人事課									
市町村課									
企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項			
	企画課								
	地域振興課								
	文化企画・世界遺産推進課								
	交通政策課								
	空港アクセス鉄道整備推進課								
	統計調査課								
	デジタル戦略推進課								
	システム改革課								
	球磨川流域復興局付								

総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	(略)		総務対策部 (知事公室・総務部・各種委員会)	総務班 (危機管理防災課) (略)	1 外国人被災者の状況（国籍、性別、人数等）及び避難状況の把握 2 避難所における外国人支援に関する事項 3 県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項 4 駐日外国公館（大使館・領事館）等との連絡調整・帰国支援に関する事項	
	秘書班 (秘書課)						
	広報班 (広報課)						
	外国人支援班 (国際課)						
	人事班 (人事課) (略)						
	外部対応・応援班						
	くまモン課						
	人事委員会事務局						
	監査委員会事務局						
	労働委員会事務局						
議会事務局							
人的支援・応援班							
危機管理防災課							
人事課							
市町村課							

企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		企画振興対策部 (企画振興部)	企画振興班	1 企画振興部の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	
	企画課						
	地域振興課						
	阿蘇草原再生・世界遺産推進課						
	交通政策課						
	空港アクセス鉄道整備推進課						
	統計調査課						
	デジタル戦略推進課						
	システム改革課						
	球磨川流域復興局付						

第1編 共通対策編

修正前			修正後		修正理由等	P
健康福祉対策部 (健康福祉部)	(略)	(略)	健康福祉対策部 (健康福祉部)	(略)	②その他 訂正	101
	医 務 班 (医療政策課) (医療政策課)	1 災害時の応急医療に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項 2 医療関係者の動員及び指示に関する事項		医 務 班 (医療政策課) (削除)		
	(略)	(略)		(略)		
(略)			(略)		②その他 R6.10 組織改正の反映	102
対策部名	各班名	分掌事務	対策部名	各班名		
商工労働対策部 (商工労働部)	(略)	(略)	商工労働対策部 (商工労働部)	(略)		
観光戦略対策部 (観光戦略部)	企業立地班 (企業立地課) (新規)	1 企業立地課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項 (新規)	観光文化政策部 (観光文化部)	企業立地班 (企業立地課) 販路拡大ビジネス班 (販路拡大ビジネス課)	②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班(観光振興課)に修正。分掌事務に多言語コールセンター事業と多言語観光サイトによる情報提供を追加。 (理由)多言語コールセンター事業と多言語観光サイトによる情報提供は観光振興課事務分掌として存在するため。	102
	観光国際政策班 (観光国際政策課)	1 観光戦略対策部の総括に関する事項 2 観光交流政策課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		観光文化政策班 (観光文化政策課)		
	外国人支援班 (観光国際政策課) (観光振興課)	1 外国人被災者の状況(国籍、性別、人数等)及び避難状況の把握 2 避難所における外国人支援に関する事項 3 県ホームページ等による多言語での情報提供に関する事項		外国人支援班 (削除) (観光振興課)		
観光戦略対策部 (観光戦略部)	観光企画班 (観光企画課)	1 観光企画課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項	観光文化政策部 (観光文化部)	(削除) (削除)	②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班(観光振興課)に修正。分掌事務に多言語コールセンター事業と多言語観光サイトによる情報提供を追加。 (理由)多言語コールセンター事業と多言語観光サイトによる情報提供は観光振興課事務分掌として存在するため。	102
	観光振興班 (観光振興課)	1 観光振興課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		観光振興班 (観光振興課)		
	販路拡大ビジネス班 (販路拡大ビジネス課)	1 販路拡大ビジネス課の分掌事務に係る災害予防および災害応急対策に関する事項		スポーツ交流企画班 (スポーツ交流企画課)		

第1編 共通対策編

修正前			修正後			修正理由等	P
対策部名	各班名	分掌事務	対策部名	各班名	分掌事務	②その他 R6. 10 組織改正の反映	103
農林水産対策部 (農林水産部)	(略) 農地・担い手支援班 (農地・担い手支援課) (略)	(略) 1 農地・担い手支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 (略)	農林水産対策部 (農林水産部)	(略) 担い手支援班 (担い手支援課) (略)	(略) 1 担い手支援課の分掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項 (略)		
イ 配置の指示等			イ 配置の指示等			②その他 R6. 10 組織改正の反映	111

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																								
第2節 職員配置 3. 県職員の配置 (5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領は、次のとおりである。 【県職員の災害配置基準】 災害が発生するおそれ、又は発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。 <u>(新規)</u> 1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略) 2. 災害対策本部設置後の配置体制	第2節 職員配置 3. 県職員の配置 (5) 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領 県職員の災害配置基準及び熊本県災害対策本部事務処理要領は、次のとおりである。 【県職員の災害配置基準】 災害が発生するおそれ、又は発生した場合における県職員の配置は、おおむね次の基準により実施するものとする。なお、この実施運用については、危機管理監が必要に応じ、情報を検討して職員待機の指示、その他応急措置について指示するものとする。 <u>※災害対策本部室においては、線状降水帯の発生をはじめとする大雨や洪水への早期警戒体制の確立のため、別途基準（本部室行動マニュアル）を定める。</u> 1. 災害対策本部設置前の配置体制 (略) 2. 災害対策本部設置後の配置体制	②その他	112																								
<table><tr><th>区 分</th><th>配 置 時 期</th><th>配 置 内 容</th></tr><tr><td>第1配置</td><td>イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき</td><td>予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。</td></tr><tr><td>第2配置</td><td>イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 <u>(新規)</u> ロ 本部長が当該配置を指示したとき</td><td>第1配置により難い場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。</td></tr><tr><td>第3配置</td><td>イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合 <u>(新規)</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき</td><td>全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。</td></tr></table>	区 分	配 置 時 期	配 置 内 容	第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。	第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 <u>(新規)</u> ロ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難い場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。	第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合 <u>(新規)</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。	<table><tr><th>区 分</th><th>配 置 時 期</th><th>配 置 内 容</th></tr><tr><td>第1配置</td><td>イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき</td><td>予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。</td></tr><tr><td>第2配置</td><td>イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ <u>特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき</td><td>第1配置により難い場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。</td></tr><tr><td>第3配置</td><td>イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合、<u>大津波警報（特別警報）が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき</td><td>全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。</td></tr></table>	区 分	配 置 時 期	配 置 内 容	第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。	第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ <u>特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難い場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。	第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合、 <u>大津波警報（特別警報）が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。	②その他	115
区 分	配 置 時 期	配 置 内 容																									
第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。																									
第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 <u>(新規)</u> ロ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難い場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。																									
第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合 <u>(新規)</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。																									
区 分	配 置 時 期	配 置 内 容																									
第1配置	イ 局地的な災害が発生した場合 ロ 本部長が当該配置を指示したとき	予警報の伝達、災害情報及び被害報告の収集、水防、救助活動が円滑に行い得る体制とする。																									
第2配置	イ 局地的な災害が発生し、さらに被害が拡大するおそれがある場合 ロ <u>特別警報（大津波警報以外）が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	第1配置により難い場合、直ちに災害応急活動が開始できる体制とする。																									
第3配置	イ 広域にわたる災害が発生し、被害が甚大な場合 ロ 震度6弱以上の地震が発生した場合、 <u>大津波警報（特別警報）が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合（自動設置）</u> ハ 本部長が当該配置を指示したとき	全職員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動が強力に推進できる体制とする。																									

第1編 共通対策編

修正前				修正後				修正理由等	P
別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】				別表2 【警戒体制（地震以外の災害）】				②その他 R6.10 組織改正の反映	117
機 関 名 (略) 広 報 グ ル ー プ (略)	人 員 (略)	機 関 名 (略)	人 員 (略)	機 関 名 (略) 広 報 課 (略)	人 員 (略)	機 関 名 (略)	人 員 (略)		
別表3 【第2警戒体制】				別表3 【第2警戒体制】					
機 関 名 (略) 観 光 国 際 政 策 課 (略) 広 報 グ ル ー プ (略)	人 員 (略)	機 関 名 (略)	人 員 (略)	機 関 名 (略) 観 光 文 化 政 策 課 (略) 広 報 課 (略)	人 員 (略)	機 関 名 (略)	人 員 (略)	②その他 R6.10 組織改正の反映	118
別表4 【災害対策本部】				別表4 【災害対策本部】					
対 策 部 班 名 (略) 外 部 対 応 ・ 応 援 班 (新規) 人 的 受 援 ・ 応 援 班 (※) (略)	配 置 要 員 の 数 第1配置 第2配置 第3配置 (略) (略) 全 員 — — # (新規) (新規) (新規) 1 3 9 (略) (略) (略)			対 策 部 班 名 (略) 外 部 対 応 ・ 応 援 班 (新規) 外 国 人 支 援 班 (新規) 人 的 受 援 ・ 応 援 班 (※) (略)	配 置 要 員 の 数 第1配置 第2配置 第3配置 (略) (略) 全 員 — — # (新規) (新規) (新規) 1 3 9 (略) (略) (略)				
(略)				(略)					
対 策 部 班 名 (略) 企 業 立 地 班 (新規)	配 置 要 員 の 数 第1配置 第2配置 第3配置 (略) (略) 全 員 — 1 # (新規) (新規) (新規)			対 策 部 班 名 (略) 企 業 立 地 班 販 路 拡 大 ビ ジ ネ ス 班	配 置 要 員 の 数 第1配置 第2配置 第3配置 (略) (略) 全 員 — 1 # (新規) (新規) (新規) — 1 #			②その他 R6.10 組織改正の反映	120
(略)				(略)					

第 1 編 共通対策編

修正前					修正後					修正理由等	P
対策部 観光戦略	班 名	配 置 要 員 の 数			対策部 観光文化	班 名	配 置 要 員 の 数			②その他 R6.10 組織改正の反映 外国人支援班 第2配置に「1」と追加し、観光振興班第2配置は「1」と変更。(理由) 外国人支援班の業務に従事するため。観光振興課の業務は外国人支援班と一部重複するため。	120
		第1配置	第2配置	第3配置			第1配置	第2配置	第3配置		
	観光国際政策班	2	3	全 員		観光文化政策班	2	3	全 員		
	外国人支援班	—	1	//		外国人支援班 (削除)	(削除)	1	//		
	観光企画班	—	1	//		観光振興班	—	1	//		
観光振興班	—	1	//	スポーツ交流企画班	—	1	//				
販路拡大ビジネス班	—	1	//								
(略)					(略)						
対策部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	班 名	配 置 要 員 の 数			対策部 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	班 名	配 置 要 員 の 数			②その他 R6.10 組織改正の反映	121
		第1配置	第2配置	第3配置			第1配置	第2配置	第3配置		
	(略)	(略)	(略)	全 員		(略)	(略)	(略)	全 員		
	農地・担い手支援班	1	2	//		担い手支援班	1	2	//		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)					(略)						
対策部	班 名	配置要員の数			対策部	班 名	配置要員の数				
		第1配置	第2配置	第3配置			第1配置	第2配置	第3配置		
地方災害対策本部	(略)				地方災害対策本部	(略)					
	合 計	390	669	全 員		合 計	390	669	全 員		
(新規)					※ 勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合の職員参集体制については、令和元年（2019年）6月19日付危防第142号知事公室危機管理監発出、各部（公					②その他 組織改正の反映	122

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P												
別表 1 <table><tr><th>班 (略)</th><th>分 掌 事 務 (略)</th></tr><tr><td>広 報 班 (広報グループ)</td><td>1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第 2 節 職員配置 6. 被災市町村等への職員派遣 (新規)	班 (略)	分 掌 事 務 (略)	広 報 班 (広報グループ)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項	(略)	(略)	室・局) 課長、教育庁教育政策課長、企業局総務経営課長、各広域本部振興課長、各地域振興局総務振興課長宛の通知のとおりとする(詳細は第 2 編地震・津波対策編 第 3 章災害応急対策に記載) 別表 1 <table><tr><th>班 (略)</th><th>分 掌 事 務 (略)</th></tr><tr><td>広 報 班 (広報課)</td><td>1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table> 第 2 節 職員配置 6. 被災市町村等への職員派遣 (3)応援職員の健康管理等 <u>応援職員の派遣に当たっては、県及び市町村は、感染症対策等のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、県及び市町村は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> 3. 予警報等の取扱い (1)県における取扱い ア 本庁における取扱い (ア) 特別警報・警報・注意報等 熊本地方気象台から特別警報・警報・注意報等が通報されたときは、危機管理防災課長、河川課長は、それぞれ前記 2 で定めた伝達系統により各市町村長、そ	班 (略)	分 掌 事 務 (略)	広 報 班 (広報課)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項	(略)	(略)	②その他 R6. 10 組織改正の反映 ①R6. 6 防災基本計画修正(新旧表 P15) の反映 ②その他 防災会議委員御意見の反映	124 126 126
班 (略)	分 掌 事 務 (略)														
広 報 班 (広報グループ)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項														
(略)	(略)														
班 (略)	分 掌 事 務 (略)														
広 報 班 (広報課)	1. 各対策部の被災者支援等に関する情報の総合的な広報 2. 総務班から受けた各種被害状況等に関する情報の広報 3. その他災害の広報に関する事項														
(略)	(略)														

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
の他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。 このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すように、<u>熊本土木事務所及び地域振興局（総務）振興課</u>に指示するものとする。 （略） イ 県出先機関における取扱い （ア）<u>熊本土木事務所及び地域振興局（総務）振興課</u>においては、危機管理防災課長から伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。 （略） （イ）<u>熊本土木事務所及び地域振興局土木部</u>においては、河川課長及び砂防課長から伝達を受けた警報等及び指示事項について、管内市町村長、その他関係機関の長に伝達するものとする。 4. 予警報等伝達責任者 （略） （3）県の出先機関及び市町村 <u>（新規）地域振興局（総務）振興課、土木部</u> 各1名 <u>熊本土木事務所</u> 1名 市町村 1名	の他関係機関に伝達するものとし、予想される事態に対し、とるべき措置等を併せて指示するものとする。 このうち、特別警報については、市町村に対して最大級の警戒を行うとともに、災害即応体制の確立に努め、状況に応じて避難指示や緊急安全確保の発令を行うように、記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報などの重要な気象関係情報については、市町村に対して更なる警戒強化と避難指示等の発令を促すように、<u>広域本部及び地域振興局（総務）振興課</u>に指示するものとする。 （略） イ 県出先機関における取扱い （ア）<u>広域本部及び地域振興局（総務）振興課</u>においては、危機管理防災課長から伝達を受けた特別警報・警報・注意報等及び指示事項については、直ちに各部長及び関係機関の長に伝達するものとする。 （略） （イ）<u>広域本部及び地域振興局土木部</u>においては、河川課長及び砂防課長から伝達を受けた警報等及び指示事項について、管内市町村長、その他関係機関の長に伝達するものとする。 4. 予警報等伝達責任者 （略） （3）県の出先機関及び市町村 <u>広域本部及び地域振興局（総務）振興課、土木部</u> 各1名 <u>（削除）</u> 市町村 1名	②その他 組織改正の反映 ②その他 組織改正の反映 ②その他 組織改正の反映 ②その他 組織改正の反映	149 149 149 150

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
5. 異常発見時における措置 (3)異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。 (※気象に関する事項の場合)	5. 異常発見時における措置 (3)異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。 (※気象に関する事項の場合)	②その他 組織改正の反映	151
第7節 通信施設利用 1. 通常の場合における通信施設の利用 (8) 移動通信系の活用 県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全LTE (PS-LTE)</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。	第7節 通信施設利用 1. 通常の場合における通信施設の利用 (8) 移動通信系の活用 県及び市町村は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、<u>公共安全モバイルシステム</u>、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表P8）の反映	154
第10節 消防（県総務部、県知事公室） 3. 消防広域応援計画 県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものとする。 <u>（新規）</u>	第10節 3. 消防広域応援計画 県は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「熊本県消防広域応援基本計画」に基づき、消防機関相互の連携をはじめ総合的な応援体制の確立を図るものとする。 <u>県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表P9）の反映	171

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第11節 避難収容対策 3. 避難指示等の基準 (3) 土砂災害 ウ 発令基準の設定 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略) ・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）<u>（2～3時間先までに大雨警報の土壌雨量指数基準に到達）</u>となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 【警戒レベル4】避難指示 ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）<u>（予想で土砂災害警戒情報の基準に到達）</u>のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。 ・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「<u>予想で土砂災害警戒情報の基準に到達</u>」（警戒レベル4相当	第11節 避難収容対策 3. 避難指示等の基準 (3) 土砂災害 ウ 発令基準の設定 【警戒レベル3】高齢者等避難 (略) ・ただし、台風等の精度良く予測できる現象の場合には、早めの警戒を呼び掛けるために、当該基準よりもさらに早い段階から大雨警報（土砂災害）を発表することがある。そのため、大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）<u>（実況値又は2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の土壌雨量指数基準以上となる場合）</u>となった場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。 【警戒レベル4】避難指示 ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）<u>（実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基準以上となる場合）</u>のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。 ・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも「<u>実況値又は2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の基</u>	②その他 気象庁施策による修正 ②その他 気象庁施策による修正 ②その他 気象庁施策による修正	183 183 183

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。 ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準例1～2に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。 【警戒レベル5】緊急安全確保 ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>危険(紫)</u>」(実況で土砂災害警戒情報の基準に到達)または「<u>災害切迫(黒)</u>」のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。 6. 避難の誘導 (7) 避難所の管理運営 カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避	<u>準以上となる場合</u>」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])の状態になると、土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表されることとなるため、警戒レベル4避難指示を発令する。 ・台風等の接近により、夜間・未明に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明に土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表もしくは土砂災害の危険度分布で「<u>危険(紫)</u>」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。 【警戒レベル5】緊急安全確保 ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])は、人命を脅かす極めて危険な土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において「<u>災害切迫(黒)</u>」(実況値が大雨特別警報(土砂災害)の基準値以上となった場合)のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。 6. 避難の誘導 (7) 避難所の管理運営 カ 市町村は、避難所における生活環境に注意を払い、避	②その他 気象庁施策による修正 ②その他 気象庁施策による修正	183 184

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握（新規）に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。 <u>（新規）</u>	難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。 <u>キ 市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> <u>ク～サ</u> <u>シ 市町村は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、飼養スペースを準備するなど適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> <u>ス・セ</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P2）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映 ②その他 防災会議委員御意見の反映	191 192 192
<u>キ～コ</u> <u>（新規）</u>			
<u>サ・シ</u>			

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
<u>ス</u> 市町村は、仮設トイレ（新規）の供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努める（新規）ものとする。 なお、県は、市町村からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。	<u>ソ</u> 市町村は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。 なお、県は、市町村からの要請を受けたときは、し尿処理業者で構成する災害ボランティア協定締結団体に対する協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P23）の反映	192
<u>セ</u> <u>ソ</u> 市町村は、（新規）必要に応じ、（新規）指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	<u>タ</u> <u>チ</u> 市町村は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P5、P21）の反映	192
<u>タ</u> 7. 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応（新規）市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。 （新規）併せて、県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保	<u>ツ</u> 7. 車中泊避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応 (1)市町村は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。 (2)県及び市町村は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られる	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P21）の反映	193

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
が図られるよう努めるものとする。 <u>(新規)</u> 8. 避難行動要支援者に対する対策 (2)熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>(新規)</u>）の派遣 県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>(新規)</u>）<u>(新規)</u>を指定避難所、福祉避難所等に派遣する。 <u>(新規)</u> 第15節 医療救護 2. 救護活動制	よう努めるものとする。 (3)県及び市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。 (4)県及び市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。 8. 避難行動要支援者に対する対策 (2)熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>及び熊本DWAT</u>）や災害支援ナースの派遣 県は、災害発生時に高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行う必要があると判断した場合は、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>及び熊本DWAT</u>）や災害支援ナースを指定避難所、福祉避難所等に派遣する。 また、県は国又は被災都道府県の要請に基づき、被災都道府県における避難所の高齢者、障がい者等の要配慮者の支援活動を行うため、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCAT <u>及び熊本DWAT</u>）や災害支援ナースの応援派遣を行うものとする。 第15節 医療救護 2. 救護活動制	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P21）の反映 ②その他 災害派遣福祉チームには災害ナースは含まれないため別途記載。 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映	193 193 193

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
カ (新規) キ～ス	カ キ 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（J RAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター・災害薬事コーディネーターは、都道府県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、都道府県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 ク～セ	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P18）の反映 ②その他 令和4年7月22日付け科発0722第2号で厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」の内容にリバイス。	206 206
第19節 生活必需品供給 5. 生活必需品の円滑な提供 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資（新規）をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。	第19節 生活必需品供給 5. 生活必需品の円滑な提供 県及び市町村は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P23）の反映	216

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第20節 救援物資要請・受入・配分 3. 受入・供給体制（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、<u>県観光戦略部</u>、県農林水産部、市町村）	第20節 救援物資要請・受入・配分 3. 受入・供給体制（県知事公室、県健康福祉部、県環境生活部、県商工労働部、<u>県観光文化部</u>、県農林水産部、市町村）	②その他 R6.10 組織改正の反映	217
第21節 住宅応急対策 2. 応急仮設住宅の供与 県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	第21節 住宅応急対策 2. 応急仮設住宅の供与 県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、災害時に地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P22）の反映	219
第22節 交通規制 7. 災害時における車両の移動等 (2)道路啓開等 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。 国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認	第22節 交通規制 7. 災害時における車両の移動等 (2)道路啓開等 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。 国土交通大臣は、道路管理者である県、市町村及び港湾管理者に対し、農林水産大臣は、漁港管理者に対し、知事は道路管理者である熊本市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（<u>(新規)</u> 雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	保するために広域的な見地から指示を行うものとする。 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u>）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P19）の反映	226
第23節 輸送 4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、関係機関） 県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。 <u>(新規)</u>	第23節 輸送 4. 救援物資の調達・輸送体制の構築（県知事公室、県健康福祉部、県商工労働部、関係機関） 県は、輸送関係機関と連携し、車両の確保及び配車計画の策定を行い、迅速かつ円滑な救援物資の調達・輸送体制を構築するものとする。 <u>県及び市町村は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</u> <u>県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P20）の反映	228
6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、緊急輸送道路ネットワーク計画<u>(新規)</u>に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資の供給に必	6. 緊急輸送を確保するための道路 (1) 緊急輸送道路の指定、ネットワーク化 緊急輸送道路は、大規模地震直後から必要となる緊急輸送を円滑かつ確実にを行うための道路であり、耐震性が確保されているとともに、地震発生時にネットワークとして機能することが重要である。 このため、緊急輸送道路ネットワーク計画及び<u>道路啓開計画</u>に基づき、災害応急対策の円滑な実施を図るため、救助、救急医療、消火活動及び避難者への緊急物資	②その他 令和6年12月末に熊本県道路啓開計画を策定したことに伴う修正。	228

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。 (略) 第24節 緊急通行車両確認 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。<u>(新規)</u> 2. 緊急通行車両の確認 公安委員会が、災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用の申出により、知事又は県公安委員会は、災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行うものとする。 (1) 申請手続（申請窓口） 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。 ア 知事（県） 知事公室危機管理防災課 イ 公安委員会 （ア） 県警察本部 交通部交通規制課 （イ） 各警察署 交通課 (2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付 緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公	の供給に必要な人員・物資等の広域輸送を確保するものとする。 (略) 第24節 緊急通行車両確認 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。<u>また、県、市町村及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> 2. 緊急通行車両の確認 知事又は県公安委員会は、<u>緊急通行のための車両の使用の申出により、災害対策基本法施行令第33条の規定による緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行うものとする。</u> (1) 申請手続（申請窓口） 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、緊急通行車両確認申請を知事又は公安委員会の下記部局に提出するものとする。 ア 知事（県） 知事公室危機管理防災課 イ 公安委員会 （ア） 県警察本部 交通部交通規制課 （イ） 各警察署 交通課 (2) 緊急通行車両の証明書及び標章の交付 緊急通行車両であることを確認したときは、知事及び公	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）関係 ※災害対策基本法施行令の改正により、緊急通行車両証明書等を事前に交付できるようになった。	230 230

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。 <u>(3) 緊急通行車両の事前届出（県公安委員会）</u> <u>公安委員会は、災害時における緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、緊急通行車両の確認事務の省力化、効率化を図るために、次のいずれにも該当する車両については、事前届出を受理するものとする。</u> <u>ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する計画がある車両</u> <u>イ 次に掲げる方法により、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体（以下「指定行政機関等」という。）が所有又は使用する車両</u> <u>（ア）指定行政機関等が自ら所有する車両</u> <u>（イ）指定行政機関等が契約等により専用に使用する車両</u> <u>（ウ）指定行政機関等が災害時に関係機関・団体等から調達する車両</u> 第27節 保健衛生 1. 防疫計画 <u>（新規）</u> 第31節 障害物除去 災害時における応急措置実施の障害となっている工作物	安委員会は、速やかに災害対策基本法施行規則に定める証明書及び標章を申請者に交付するものとする。 <u>（削除）</u> 第27節 保健衛生 1. 防疫計画 <u>(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請</u> <u>県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> 第31節 障害物除去 災害時における応急措置実施の障害となっている工作物	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）関係 ※災害対策基本法施行令の改正により緊急通行車両証明書等の事前交付が可能となり、従前の事前届出については廃止された。 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映	231 239

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（新規）について必要な措置を定める。	等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去（ <u>路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。</u> ）について必要な措置を定める。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P19）の反映	253
第3 2 節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、 <u>（新規）</u> 県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、 <u>県観光戦略部</u> 、県教育庁、九州旅客鉄道（株）熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社、市町村）	第3 2 節 公共施設応急工事（県総務部、県健康福祉部、 <u>県環境生活部</u> 、県農林水産部、県土木部、県企画振興部、県商工労働部、 <u>県観光文化部</u> 、県教育庁、九州旅客鉄道（株）熊本支社、九州地方整備局、西日本高速道路（株）、熊本県道路公社、市町村）	②その他 水道は環境生活部が所管 ②その他 R6.10 組織改正の反映	255
1. 公共土木施設（（新規）県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村） （1）実施期間 ア～カ <u>（新規）</u> <u>キ</u> 下水道 <u>ク</u> 集落排水施設	1. 公共土木施設（ <u>県環境生活部</u> 、県土木部、九州地方整備局、熊本県道路公社、市町村） （1）実施期間 ア～カ <u>キ</u> 水道 <u>ク</u> 下水道 <u>ケ</u> 集落排水施設	②その他 公共土木施設に水道を追加	255
第4章 災害復旧・復興	第4章 災害復旧・復興		
第1節 災害復旧・復興の基本方向 県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。 特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。	第1節 災害復旧・復興の基本方向 県、市町村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。 特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。 <u>(新規)</u>	復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。 また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。 <u>県、市町村、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P24）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P25）の反映	284 284
第2節 公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、<u>(新規)</u> 関係機関） 3. 対象事業 (9)漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 <u>(新規)</u>	第2節 公共土木施設災害復旧（県土木部、県農林水産部、<u>県環境生活部、関係機関</u>） 3. 対象事業 (9)漁港 漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (10)水道 <u>市町村又は一部事務組合が経営する水道事業等で、水道法第3条第8項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて水を供給する給水人口が50人以上100人以下である水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、もしくは排水施設</u> <u>(11)・(12)</u>	②その他 対象事業に水道を追加したことに伴う所管部局追加 ②その他 訂正 ②その他 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正に伴う修正	285 286 286
<u>(10)・(11)</u>	<u>(11)・(12)</u>		

第1編 共通対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第4節 その他の災害復旧 <u>4 水道施設の復旧計画</u> 水道施設の災害復旧は、「<u>上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱</u>」に基づく国庫補助事業又は単独事業として次により実施する。 なお、市町村等が経営する水道事業体（以下「<u>公営水道</u>」という。）以外の水道事業体（以下「<u>民営水道</u>」という。）が行う災害復旧については、<u>国庫補助対象外となることから、公営水道と民営水道との事業統合を推進するものとする。</u> <u>(1)実施期間</u> 水道事業者及び水道用水供給事業者 <u>(2)復旧方針</u> 現計復旧を基本とするが、再度の災害に対する強化を図るため、送水管・配水本管等については伸縮性や可とう性、離脱防止機能などの耐震性を有する管へ布設替えするとともに、配水タンク等の池状構造物については必要に応じて緊急遮断弁の設置や構造物の耐震性の確保に努めるものとする。	第4節 その他の災害復旧 <u>4 市町村等以外の水道事業</u> 市町村等が経営する水道事業（以下「<u>公営水道事業</u>」という。）以外の水道事業（以下「<u>民営水道事業</u>」という。）が行う災害復旧については、<u>国庫補助対象外となることから、公営水道事業と民営水道事業との統合を推進するものとする。</u>	②その他 公共土木施設に追加したため一部を削除	291

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P								
第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 1. 地勢 <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td><td>7.0 程度</td><td>Zランク</td><td>ほぼ 0%</td></tr> </table> (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和6年1月15日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0%	第1章 総則 第2節 熊本県の特質と過去の主な地震災害 1. 地勢 <table border="1"> <tr> <td>布田川断層帯 (布田川区間)</td><td>7.0 程度</td><td>Zランク</td><td>ほぼ 0-0.001%</td></tr> </table> (略) [出典：長期評価による地震発生確率値の更新について（令和7年1月15日）（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]	布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0-0.001%	②その他 時点修正	303
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0%								
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ 0-0.001%								

第2編 地震・津波対策編

修正前													修正後													修正理由等	P																																																																																																																																				
3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (1)主な地震とその被害 (略) その被害は甚大なものであり、死者 273 人、重軽傷者 2,739 人、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟、被害額は約 3.8 兆円にのぼる。(令和4年 4 月 13 日時点)																											3. 熊本県の過去の主な地震・津波とその被害 (1)主な地震とその被害 (略) その被害は甚大なものであり、死者 275 人、重軽傷者 2,739 人、住家被害は全壊 8,657 棟、半壊 34,489 棟、被害額は約 3.8 兆円にのぼる。(令和 7 年 4 月 11 日時点)																											②その他 時点修正	307																																																																																																								
4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数 (震度 1 以上)																											4. 熊本、阿蘇山、人吉、牛深における震度別地震回数 (震度 1 以上)																											②その他 時点修正	314																																																																																																								
<table><tr><th rowspan="2">年</th><th>震度</th><th rowspan="2">1</th><th rowspan="2">2</th><th rowspan="2">3</th><th rowspan="2">4</th><th rowspan="2">5弱</th><th rowspan="2">5強</th><th rowspan="2">6弱</th><th rowspan="2">6強</th><th rowspan="2">7</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>観測点</th></tr><tr><td>2023 年</td><td colspan="11">(略)</td></tr><tr><td>令和 5 年</td><td colspan="11">(略)</td></tr><tr><td colspan="13">(新規)</td></tr></table>													年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	観測点	2023 年	(略)											令和 5 年	(略)											(新規)													<table><tr><th rowspan="2">年</th><th>震度</th><th rowspan="2">1</th><th rowspan="2">2</th><th rowspan="2">3</th><th rowspan="2">4</th><th rowspan="2">5弱</th><th rowspan="2">5強</th><th rowspan="2">6弱</th><th rowspan="2">6強</th><th rowspan="2">7</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>観測点</th></tr><tr><td>2023 年</td><td colspan="11">(略)</td></tr><tr><td>令和 5 年</td><td colspan="11">(略)</td></tr><tr><td rowspan="4">2024 年 令和 6 年</td><td>熊本</td><td>22</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>31</td></tr><tr><td>阿蘇山</td><td>10</td><td>2</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>16</td></tr><tr><td>人吉</td><td>7</td><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>13</td></tr><tr><td>牛深</td><td>7</td><td>3</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>11</td></tr></table>													年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計	観測点	2023 年	(略)											令和 5 年	(略)											2024 年 令和 6 年	熊本	22	5	3	1	0	0	0	0	0	31	阿蘇山	10	2	4	0	0	0	0	0	0	16	人吉	7	4	1	1	0	0	0	0	0	13	牛深	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11		
年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計																																																																																																																																																				
	観測点																																																																																																																																																														
2023 年	(略)																																																																																																																																																														
令和 5 年	(略)																																																																																																																																																														
(新規)																																																																																																																																																															
年	震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計																																																																																																																																																				
	観測点																																																																																																																																																														
2023 年	(略)																																																																																																																																																														
令和 5 年	(略)																																																																																																																																																														
2024 年 令和 6 年	熊本	22	5	3	1	0	0	0	0	0	31																																																																																																																																																				
	阿蘇山	10	2	4	0	0	0	0	0	0	16																																																																																																																																																				
	人吉	7	4	1	1	0	0	0	0	0	13																																																																																																																																																				
	牛深	7	3	1	0	0	0	0	0	0	11																																																																																																																																																				
第 2 章 災害予防 (新規)																											第 2 章 災害予防 第 5 節 津波対策（県知事公室、県土木部、県農林水産部、関係市町村） 1. 津波に強いまちづくり (1)津波に強いまちの形成 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね 5 分程度で避難が可能となるようなまちづくり																											②その他 津波災害警戒区域の指定に伴い、防災基本計画（国）から関係規定を追記	329																																																																																																								

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<u>を目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。</u> <u>県は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行う。その結果を踏まえ、津波浸水想定を設定し、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。</u> <u>県は、津波浸水想定を踏まえ、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を津波災害警戒区域に指定し、津波発生時の警戒避難津波発生時の警戒避難体制の整備に努めるものとする。そのうち津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。</u> <u>市町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、市町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。</u> <u>市町は、市町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよ</u>		

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
	<u>う津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。</u> <u>津波災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u> <u>市町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。</u> <u>県及び市町は、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進めるものとする。</u> <u>また、県及び市町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。</u> <u>(2)避難関連施設の整備</u> <u>市町村は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。</u> <u>市町等は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。</u>		P

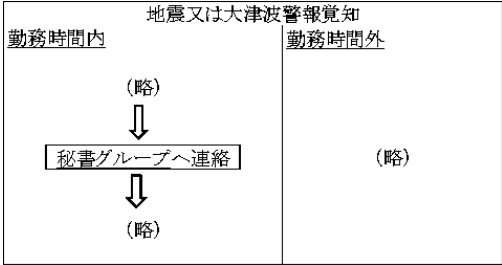
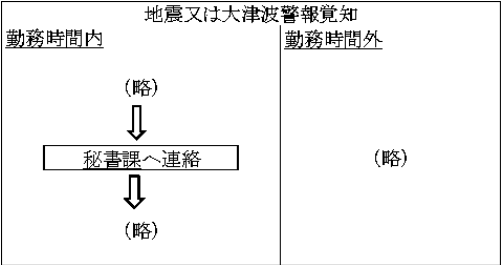
第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第5節 1. 海岸対策 (2) 海岸保全施設等の整備 海岸保全施設は国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、県、市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。 2. 海面監視 (2) 情報伝達体制の確立 県、沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、<u>携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）</u>複	県及び市町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。 第6節 1. 海岸対策 (2) 海岸保全施設等の整備 海岸保全施設は国土の保全はもとより、県民の生命、財産を守る根幹であり、県、市町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。 <u>港湾については、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> 2. 海面監視 (2) 情報伝達体制の確立 県、沿岸の市町は、住民等に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用とともに、防災行政無線の整備促進、サイレン、半鐘、コミュニティFM、<u>携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール）</u>及び津波フ	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P28）の反映 ②その他 気象庁施策による修正	329 329

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。 第6節 火災予防（県総務部、県土木部、消防機関） 1. 出火防止、初期消火 <u>（新規）</u> <u>（5）・（6）</u> 3. 消防力の強化（県総務部、消防機関、市町村） (3)緊急消防援助隊の充実強化 消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。 さらに、県、市町村、消防本部は、<u>（新規）</u>緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 第7節～第13節 第14節 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応 南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%（令和4年1月1日現在）とされており、大規模な	<u>ラッグ等複数の伝達手段を確保し、多重化、多様化を図るものとする。</u> 第7節 火災予防（県総務部、県土木部、消防機関） 1. 出火防止、初期消火 <u>（5）消防用機械・資機材の整備促進</u> <u>市町村は、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。</u> <u>（6）・（7）</u> 3. 消防力の強化（県総務部、消防機関、市町村） (3)緊急消防援助隊の充実強化 消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、県、市町村、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した受援計画及び応援出動する場合の応援計画の充実を図る。 さらに、県、市町村、消防本部は、<u>デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> 第8節～第14節 第15節 南海トラフ地震臨時情報に伴う防災対応 南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は80%程度（令和7年1月1日現在）とされており、大規模な地	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P10）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P9）の反映 ※P24 の項目と重複。緊急援助隊の項目とも齟齬 ②その他 時点修正	331 332 344

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
地震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。 (略)	震・津波が発生すれば、本県においても、広域な範囲で被害が想定されている。 (略)		P
第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策		
第1節 (参考)指揮系統図	第1節 (参考)指揮系統図		
		②その他 R6.10 組織改正の反映	347
2. 組織の確立 (1)職員の配置 ウ 第2警戒体制 (略) 各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。 エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・長周期地震動階級4の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。 (新規)	2. 組織の確立 (1)職員の配置 ウ 第2警戒体制 (略) 各広域本部・地域振興局においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。 エ 県内で震度6弱以上の地震が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は長周期地震動階級4が発表された場合、職員全員が対応するものとし、災害対策本部を設置（自動設置）するものとする。 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震又は大津波警報・長周期地震動階級4の発表をテレビ、ラジオ等で確認した場合、初動対応や応援体制の構築に必要な職員は直ちに自主登庁するものとする。 ※勤務時間外に震度6弱以上の地震が発生した場合の職員参集体制については、別表1を参照。	②その他 組織改正の反映	348

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P																																
(参考)職員の参集基準 <table><tr><th>警戒体制</th><th>震度等</th><th>職員配置体制</th><th>参集方法</th></tr><tr><td>第1警戒体制</td><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td><td>(略)</td><td>(略) 観光国際政策課 (略) 広報グループ (略)</td><td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報グループ(庁内放送)⇒関係職員 (略)</td></tr><tr><td>災害対策本部 〔自動設置〕</td><td>(略)</td><td>全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)</td><td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報グループ(庁内放送)⇒全職員(災害対策本部分掌事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。(新規) (略)</td></tr></table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制		(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	(略)	(略) 観光国際政策課 (略) 広報グループ (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報グループ(庁内放送)⇒関係職員 (略)	災害対策本部 〔自動設置〕	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報グループ(庁内放送)⇒全職員(災害対策本部分掌事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。(新規) (略)	(令和元年(2019年)6月19日付危防第142号知事公室危機管理監発出通知) (参考)職員の参集基準 <table><tr><th>警戒体制</th><th>震度等</th><th>職員配置体制</th><th>参集方法</th></tr><tr><td>第1警戒体制</td><td></td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕</td><td>(略)</td><td>(略) 観光文化政策課 (略) 広報課 (略)</td><td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報課(庁内放送)⇒関係職員 (略)</td></tr><tr><td>災害対策本部 〔自動設置〕</td><td>(略)</td><td>全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)</td><td>勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報課(庁内放送)⇒全職員(災害対策本部分掌事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。※参集体制は次項別表1のとおり (略)</td></tr></table>	警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法	第1警戒体制		(略)	(略)	第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	(略)	(略) 観光文化政策課 (略) 広報課 (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報課(庁内放送)⇒関係職員 (略)	災害対策本部 〔自動設置〕	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報課(庁内放送)⇒全職員(災害対策本部分掌事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。※参集体制は次項別表1のとおり (略)	②その他 R6.10 組織改正の反映	350
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																																
第1警戒体制		(略)	(略)																																
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	(略)	(略) 観光国際政策課 (略) 広報グループ (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報グループ(庁内放送)⇒関係職員 (略)																																
災害対策本部 〔自動設置〕	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報グループ(庁内放送)⇒全職員(災害対策本部分掌事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。(新規) (略)																																
警戒体制	震度等	職員配置体制	参集方法																																
第1警戒体制		(略)	(略)																																
第2警戒体制 (災害警戒本部) 〔自動設置〕	(略)	(略) 観光文化政策課 (略) 広報課 (略)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報課(庁内放送)⇒関係職員 (略)																																
災害対策本部 〔自動設置〕	(略)	全職員 (大津波警報の場合は、 本部長の指示による)	勤務時間内 熊本地方気象台⇒防災情報提供装置 ⇒広報課(庁内放送)⇒全職員(災害対策本部分掌事務に従い対応) 勤務時間外 勤務時間外に県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は大津波警報が発表された場合は、直ちに職員自ら情報収集に努め、初動対応や応援体制の構築を行う職員は自主的に登庁するものとする。※参集体制は次項別表1のとおり (略)																																
(新規)	別表1 <table><tr><th colspan="2"></th><th>業務</th><th>参集が必要な職員</th></tr><tr><td rowspan="2">本庁</td><td>災害対応業務が割り振られている所属</td><td>災害対策本部体制下での災害対応</td><td>全職員</td></tr><tr><td>外部対応・応援班である所属</td><td>災害対策本部体制下での他所属への応援</td><td>幹部職員(※1)及び一部職員(所属長が事前決定した職員※2)</td></tr><tr><td rowspan="3">出先機関</td><td rowspan="2">広域本部・地域振興局</td><td>管内震度6弱以上 災害対応</td><td>全職員</td></tr><tr><td>管内震度6弱未満</td><td>①管内震度に応じた対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援 ③各出先機関で規定している災害対応</td></tr><tr><td>その他の出先機関</td><td>②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援</td><td>①管内の災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3) ③【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)</td></tr></table> ※1 幹部職員：課長及び担当班長以上のライン職にある者			業務	参集が必要な職員	本庁	災害対応業務が割り振られている所属	災害対策本部体制下での災害対応	全職員	外部対応・応援班である所属	災害対策本部体制下での他所属への応援	幹部職員(※1)及び一部職員(所属長が事前決定した職員※2)	出先機関	広域本部・地域振興局	管内震度6弱以上 災害対応	全職員	管内震度6弱未満	①管内震度に応じた対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援 ③各出先機関で規定している災害対応	その他の出先機関	②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援	①管内の災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3) ③【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)	②その他 参集体制の掲載	351												
		業務	参集が必要な職員																																
本庁	災害対応業務が割り振られている所属	災害対策本部体制下での災害対応	全職員																																
	外部対応・応援班である所属	災害対策本部体制下での他所属への応援	幹部職員(※1)及び一部職員(所属長が事前決定した職員※2)																																
出先機関	広域本部・地域振興局	管内震度6弱以上 災害対応	全職員																																
		管内震度6弱未満	①管内震度に応じた対応 ②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援 ③各出先機関で規定している災害対応																																
	その他の出先機関	②震度6弱以上の地震が発生した広域本部等への応援	①管内の災害対応にあたる職員 ②【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3) ③【災害対応体制をとらない場合】応援体制の構築に必要な職員(所属長が事前決定した職員※3)																																

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後	修正理由等	P
第2節 地震・津波情報伝達 3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報			※2 一部職員：主幹以上の職員（幹部職員を除く。）を基準として所属長が事前設定 ※3 応援体制の構築に必要な職員：班長以上の職員を基準として所属長が事前設定		
第2節 地震・津波情報伝達 3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報			第2節 地震・津波情報伝達 3. 地震・津波情報の種類等 (1)地震及び津波に関する情報 ア 地震に関する情報		
地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容
(略)			(略)		
震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報、津波警報または津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。	震源に関する情報	・震度3以上 (<u>津波警報または津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
<u>各地の震度に関する情報</u>	・震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。</u> － <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u>	<u>震源・震度情報</u>	・震度1以上 ・ <u>津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時</u> ・ <u>緊急地震速報（警報）発表時</u>	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、 <u>震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。</u> <u>それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点があ</u>
				②その他 気象庁施策による修正	356
				②その他 各地の震度に関する情報は、震源・震度情報に統合	356

第2編 地震・津波対策編

修正前			修正後			修正理由等		P	
					<u>る場合は、その市町村・地点名を発表</u>	②その他 気象庁施策による修正	356		
(略)			(略)						
遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合に発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を <u>概ね30分以内</u> に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は <u>1時間半～2時間程度</u> で発表	遠地地震に関する情報	・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を各地した場合に発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を <u>地震発生から概ね30分以内</u> に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は <u>噴火発生から1時間半～2時間程度</u> で発表			②その他 気象庁施策による修正	356
(略)			(略)						
沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※（注））の発表内容									
発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	発表中の津波警報等	発表基準	発表内容	②その他 気象庁施策による修正	359		
(略)			(略)						
津波注意報	（すべての場合）	<u>沖合での観測値</u> 、沿岸での推定値とも数値で発表	津波注意報	（すべての場合）	<u>沖合での観測値※（注2）</u> 、沿岸での推定値とも数値で発表				

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(注) 沿岸から距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 (2) 各種情報の例文 <u>ウ 地震情報（震源・震度に関する情報）</u> <u>（ア）地震情報（震源に関する情報）</u> <u>（イ）地震情報（震源・震度に関する情報）</u> <u>エ 各地の震度に関する情報</u>	(注) 沿岸から距離が 100 kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <u>（注2）沿岸で推定される津波の高さが非常に小さい場合は、沖合での観測値を「微弱」と表現する。</u> (2) 各種情報の例文 <u>ウ 地震情報（震源に関する情報）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> <u>エ 地震情報（震源・震度情報）</u>	②その他 気象庁施策による修正 ②その他 各地の震度に関する情報は震源・震度情報に統合のため削除	359

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図 (注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・庁内電話 県防災情報ネットワークシステム 防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	(3) 地震及び津波に関する情報の伝達図 (注) (1) 地域振興局においては、管内市町村の伝達状況の確認徹底を行うこと。 (2) 加入・庁内電話 県防災情報ネットワークシステム 防災行政無線 全国瞬時警報システム (J-ALERT) 防災情報メール (3) 特別警報が発表された際には、熊本県は市町村への通知が、市町村は住民等への周知の措置が、それぞれ義務付けられている。 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。 (注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。 ※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	②その他 R6.10 組織改正の反映	364

第2編 地震・津波対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第3節 公共施設応急復旧 1. 道路・橋梁 (3) 応急工事の実施 被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、<u>(新規)</u> 応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。	第3節 公共施設応急復旧 1. 道路・橋梁 (3) 応急工事の実施 被災者への救援救護活動はもとより、緊急物資の輸送にも支障が生じるおそれがあるため、<u>道路啓開計画に基づき、</u> 応急工事は緊急度を考慮し、緊急輸送道路ネットワークの選定路線について、路上障害物の除去及び陥没や亀裂等の応急補修を優先的に実施し、交通機能の確保を図るものとする。	②その他 令和6年12月末に熊本県道路啓開計画を策定したことに伴う修正。	370

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2節 災害危険地域指定 2. 災害危険地域の現況 (1) <u>河川で危険と思われる箇所は、水防計画資料編のとおりである。</u> (2) <u>海岸で特に危険と思われる箇所は、県土木部所管については水防計画書資料編、県農林水産部所管については危険箇所編のとおりである。</u> (3) 県は、土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定する。 これらの指定区域は、熊本県土砂災害情報マップ（県ホームページ）で確認することができる。 (4) 地すべり等（山地、農地）により危険と思われる箇所は、<u>危険箇所編のとおりである。</u> (5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、<u>危険箇所</u>	第2節 災害危険地域指定 2. 災害危険地域の現況 (1) <u>洪水による浸水が発生するおそれがある箇所は、熊本県浸水想定区域図（県ホームページ）で確認することができる。</u> (2) <u>県内の海岸において津波・高潮が発生するおそれがある箇所は、熊本県浸水想定区域図（県ホームページ）で確認することができる。</u> (3) 県は、土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所については、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定する。 これらの指定区域は、熊本県土砂災害情報マップ（県ホームページ）で確認することができる。 (4) 地すべり（山地、農地）により危険と思われる箇所は、<u>山地については熊本県山地災害危険箇所マップ（県ホー</u>	②その他 「危険箇所編」は作成されていないため、他の適切な資料を記載	392

第3編 風水害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
編のとおりである。 5. 盛土関係 (2) 是正指導 県及び市町村は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土</u>について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>(新規) 撤去命令等の是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該<u>盛土</u>について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	<u>ムページ)、農地については資料編で確認することができる。</u> (5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、<u>熊本県山地災害危険箇所マップ（県ホームページ）で確認することができる。</u> 5. 盛土関係 (2) 是正指導 県及び市町村は、<u>必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等</u>について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u>	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P29）の反映 ①調査について法で縛る必要がないため防災基本計画の内容を修正	394

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第1章 総則 本編は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）及び活動火山特別措置法（昭和48年法第61号）に基づき、阿蘇火山において、噴火発生又は噴火するおそれがある場合、県、関係市町村及び<u>(新規) 防災関係機関が実施すべき(新規) 災害予防、災害応急対策を定め、登山者（観光客を含む。以下、同じ。）又は地域住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。</u>	第1章 総則 本編は、災害対策基本法（昭和36年法第223号）及び活動火山特別措置法（昭和48年法第61号）に基づき、阿蘇火山において、噴火発生又は噴火するおそれがある場合、県、関係市町村及び<u>熊本県火山防災協議会等の防災関係機関が実施すべき警戒避難体制の整備、災害予防、災害応急対策を定め、登山者（観光客を含む。以下、同じ。）又は地域住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。</u>	②その他 防災会議委員御意見の反映	400

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
また、県及び市町村は、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、関係機関と連携を図るものとする。 <u>（新規）</u>	また、県及び市町村は、国の火山防災対策立案と研究体制の強化のため、 <u>京都大学火山防災研究センター、阿蘇火山博物館等の関係機関と連携を図るものとする。なお、火山災害の想定に当たっては、火山活動の現状や推移に関する総合的な評価を行う火山調査研究推進本部と連携するものとする。</u>	②その他 防災会議委員御意見の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P31）の反映	400 400
第4節 阿蘇火山の概要と過去の主な火山活動 2. 阿蘇火山において想定される火山現象 （3）火砕流（火砕流）	第4節 阿蘇火山の概要と過去の主な火山活動 2. 阿蘇火山において想定される火山現象 （3）火砕流（削除）	②その他 訂正	401
第2章 災害予防	第2章 災害予防		
第1節 防災対策事業等の推進 1. 熊本県火山防災協議会 (1)熊本県火山防災協議会 熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、 <u>活動火山特別措置法</u> （昭和48年法律第61号）第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。 (2)熊本県火山防災協議会の所掌事務 イ 熊本県防災会議が <u>活動火山特別措置法</u> 第5条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事項について定める際の本協議会に対する意見聴取への対応。	第1節 防災対策事業等の推進 1. 熊本県火山防災協議会 (1)熊本県火山防災協議会 熊本県、阿蘇市、高森町及び南阿蘇村は、 <u>活動火山対策特別措置法</u> （昭和48年法律第61号）第4条第1項の規定に基づき、阿蘇山で想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を推進するため、熊本県火山防災協議会を共同で設置するものとする。 (2)熊本県火山防災協議会の所掌事務 イ 熊本県防災会議が <u>活動火山対策特別措置法</u> 第5条第2項の規定により、同条第1項各号に掲げる事項について定める際の本協議会に対する意見聴取への対応	②その他 訂正 ②その他 訂正	405 405
第2節 避難収容 1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定 （1）指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害	第2節 避難収容 1. 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の設定 （1）指定緊急避難場所及び指定避難所 関係市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災		

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。 2. 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難確保計画の作成 関係市町村は、市町村地域防災計画に定めた避難促進施設の施設所有者等へ「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。 避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き〔内閣府(防災担当)〕」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「<u>避難確保計画</u>」を<u>作成・公表し</u>、その結果について、市町村に報告するものとする。 (新規) 「避難確保計画」は、具体的かつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があるため、関係市町村は、施設所有者等から報告を受けた際、その内容について十分検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とすることが重要である。	害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所等の場所、<u>収容人数、家庭動物の受け入れ方法等</u>について、住民への周知徹底を図るものとする。 2. 避難促進施設の指定及び避難確保計画の策定等 (2) 避難確保計画の作成 関係市町村は、市町村地域防災計画に定めた避難促進施設の施設所有者等へ「避難確保計画」を作成し、利用者に対する情報伝達や避難誘導等の体制を整備することを求めるものとする。 避難促進施設の施設所有者等は、「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き〔内閣府(防災担当)〕」等を参考として、従業員の体制や情報収集・伝達ルート、避難誘導方法等について定めた「<u>避難確保計画</u>」を<u>作成又は公表するものとし</u>、その結果について、市町村に報告するものとする。 また、市町村は、必要に応じて火山防災協議会に意見を求めつつ、警戒地域内の避難促進施設に係る<u>避難確保計画の作成及び変更並びに避難訓練の実施に関し必要な情報提供、助言等の援助を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。</u> 「避難確保計画」は、具体的かつ市町村地域防災計画と整合のとれた計画である必要があるため、関係市町村は、施設所有者等から報告を受けた際、その内容について十分検証し、必要に応じて助言・勧告を行い、より実効性の高い「避難確保計画」とすることが重要である。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P11）の反映 ①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映	407 407

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第4節 防災知識普及 (新規) 県及び関係市町村は、地域住民はもとより、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及啓発を図るものとする。 また、パンフレットの作成・配布、ビジターセンターや火山災害の遺構であるジオパーク等における周知等を通じて、火山災害履歴についても知識の普及を図るものとする。	第4節 防災知識普及 県及び関係市町村は、<u>防災週間、火山防災の日、防災関連行事等を通じ、住民に対し、火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。</u> 県及び関係市町村は、地域住民はもとより、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して、防災知識の普及啓発を図るものとする。 また、パンフレットの作成・配布、ビジターセンターや火山災害の遺構であるジオパーク等における周知等を通じて、火山災害履歴についても知識の普及を図るものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P32）の反映	409
第6節 登山者情報の把握 県、関係市町村及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行う（新規）。また、県、警察及び株式会社ヤママップは、県内の山岳遭難事故の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助活動を円滑に行うべく、協定に基づき、登山者情報を把握し、必要に応じて、県、関係市町村及び防災関係機関で共有を図るよう努めるものとする。	第6節 登山者情報の把握 県、関係市町村及び防災関係機関は、災害発生時の安否確認と捜索救助活動を迅速かつ円滑に行うため、登山届の提出について周知啓発を行うものとし、<u>ITを用いた登山届の仕組みを活用するなど、登山者等が情報の提供を容易に行うことができるよう必要な配慮をするとともに、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。</u> また、県、警察及び株式会社ヤママップは、県内の山岳遭難事故の未然防止並びに山岳遭難者の捜索及び救助活動を円滑に行うべく、協定に基づき、登山者情報を把握し、必要に応じて、県、関係市町村及び防災関係機関で共有を図るよう努めるものとする。	①R6.6 防災基本計画修正（新旧表 P33）の反映	409

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前			修正後	修正理由等	P
第3章 災害応急対策			第3章 災害応急対策		
第4節 火山現象に関する予報及び警報等 阿蘇山の噴火警戒レベル			第4節 火山現象に関する予報及び警報等 阿蘇山の噴火警戒レベル	②その他 訂正	421
レベル	(略)	想定される現象等	レベル		
5 (避難)	(略)	・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 有史以降の事例なし 約2,000年前:溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約2,700年前:溶岩流が往生岳から約5kmまで到達 約3,300年前:溶岩流が米塚から約4kmまで到達 約3,400年前:溶岩流が杵島岳から約6kmまで到達 約4,800年前:溶岩流が中岳から約7kmまで到達 約6,300年前以降:溶岩流が赤水付近まで到達(流出火口は不明)	5 (避難)		
3 (入山規制)	(略)	・火砕流が発生し火口から概ね4km以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される 【過去事例】 1958年6月:火砕サージが第一火口から約1.2kmまで到達 (略)	3 (入山規制)		

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
2. 予警報等の伝達 ○ 噴火警報・予報等の伝達系統図 (注) NHKへの通報において、通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。 <u>(新規)</u>	2. 予警報等の伝達 ○ 噴火警報・予報等の伝達系統図 (注) NHKへの通報において、通信障害時には熊本地方気象台からNHK熊本放送局へ通報する。 <u>(注) 海上保安庁への通報において、通信障害時には福岡管区気象台から第十管区海上保安本部へ通報する。</u>	②その他 伝達手段及び通知先の変更等に伴う修正	423

第4編 阿蘇火山噴火対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第8節 給水 1. 実施体制 (2) ・日本水道協会熊本県支部 熊本市上下水道局 096-381-<u>1133</u> (新規) ・九州山口9県被災地支援対策事務局（九州地方知事会会長県） 飲料水関係連絡担当部局：水道行政主管部局	第8節 給水 1. 実施体制 (2) ・日本水道協会熊本県支部 熊本市上下水道局 096-381-<u>4061</u> ・九州地方整備局河川部 ・九州山口9県被災地支援対策事務局（九州地方知事会会長県） 飲料水関係連絡担当部局：水道行政主管部局	②その他 前年度修正漏れ	431

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第2節 災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)熊本県の措置 ア 組織の確立 (ア) 第1警戒体制 (略) なお、関係地域振興局及び熊本土木事務所においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。 (イ) 災害警戒本部 (略) 各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。	第2節 災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)熊本県の措置 ア 組織の確立 (ア) 第1警戒体制 (略) なお、関係広域本部・地域振興局においては、実情に即した方法で職員の配置計画を定めておくものとする。 (イ) 災害警戒本部 (略) 各広域本部・地域振興局においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。	②その他 組織改正の反映 ②その他 組織改正の反映	440 440

第5編 海上災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
(4)沿岸市町村の措置 キ 排出油に係る対策 (ウ) 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、<u>地域振興局及び熊本土木事務所</u>を経由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。	(4)沿岸市町村の措置 キ 排出油に係る対策 (ウ) 海上災害により油が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施のうえ、<u>広域本部・地域振興局</u>を経由して県災害対策本部(危機管理防災課)に報告するものとする。	②その他 組織改正の反映	443

第6編 航空機災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第1節 航空機災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)組織の確立 イ 災害警戒本部 (略) 各地域振興局及び熊本土木事務所においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。	第1節 航空機災害応急対策 1. 各関係機関の措置 (2)組織の確立 イ 災害警戒本部 (略) 各広域本部・地域振興局においては、県本庁における職員配置に準じて、管内関係出先機関と連携して、情報の収集、伝達体制を整えるものとする。	②その他 組織改正の反映	440

第8編 原子力災害対策編

修正前	修正後	修正理由等	P
第3章 広域的連携体制の整備 第6節 住民等への知識の普及、啓発 県は、国、所在県及び市町村等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、市町村が行う住民等への原子力防災に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。 ア～ケ <u>(新規)</u> <u>コ</u>	第3章 広域的連携体制の整備 第6節 住民等への知識の普及、啓発 県は、国、所在県及び市町村等と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努めるとともに、市町村が行う住民等への原子力防災に関する知識の普及、啓発に関し、必要な助言等を行う。 ア～ケ <u>コ 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。</u> <u>サ</u>	①R6.6 防災基本計画修正(新旧表 P35)の反映	485

熊本県石油コンビナート等防災計画 新旧対照表（案）

令和 7 年 5 月 1 6 日現在

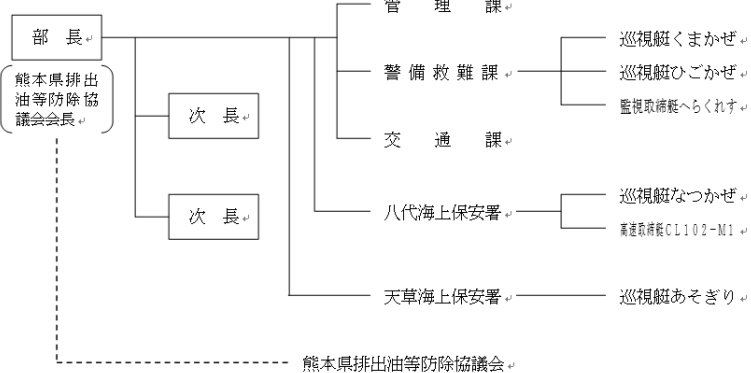
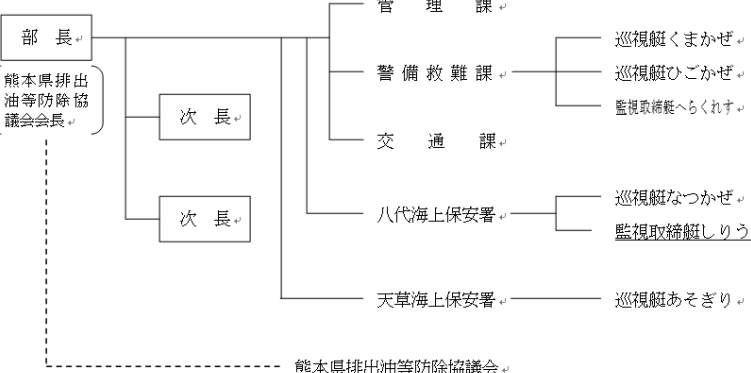
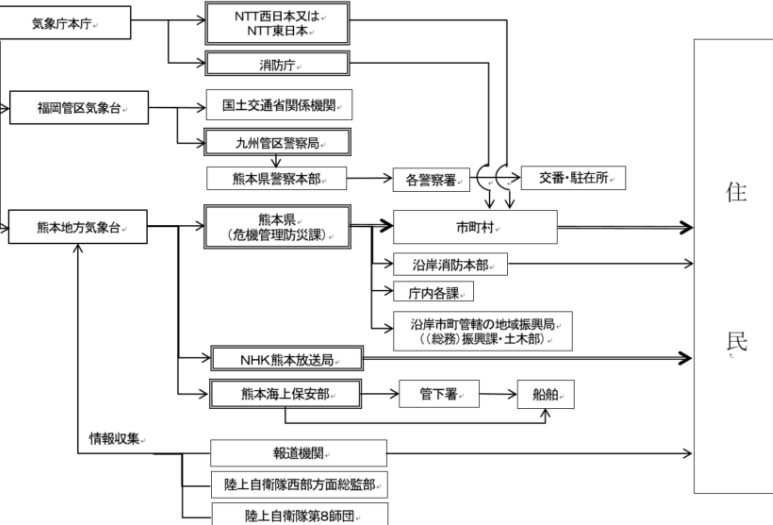
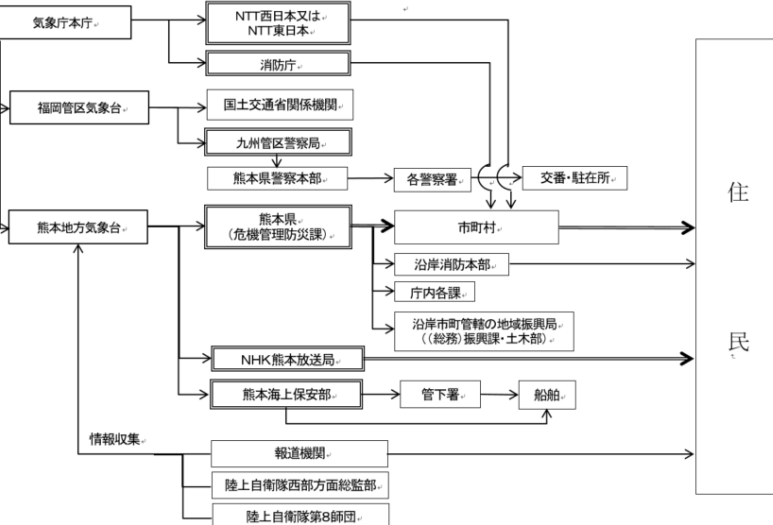
※右欄のPはR6 熊本県石油コンビナート等防災計画の該当ページ

修正前			修正後			修正理由等	P																																																												
第1章 総則 第4節 災害の想定			第1章 総則 第4節 災害の想定			時点の修正	6																																																												
熊本県の地震・津波想定調査における想定の対象地震 ^{a)}			熊本県の地震・津波想定調査における想定の対象地震 ^{a)}																																																																
<table><thead><tr><th colspan="2">想定地震^{a)}</th><th>地震規模^{b)} (M)</th><th>30年以内の発生確率^{b, c, d)}</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動^{注2)}</td><td>case1^{注4)}</td><td rowspan="4">7.9^{e)}</td><td rowspan="4">不明^{e)} ※ただし、ほぼ 0～6%より大きくなることはないと考えられる^{注5)}</td></tr><tr><td>case2^{注4)}</td></tr><tr><td>case3^{注4)}</td></tr><tr><td>case4^{注4)}</td></tr><tr><td>別府・万年山断層帯^{注3)}</td><td>case1^{注4)} case2^{注4)}</td><td>7.3^{e)}</td><td>ほぼ 0～3%^{e)} (最大 2.6%)^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">人吉盆地南縁断層^{e)}</td><td>7.1^{e)}</td><td>1%以下^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">出水断層帯^{e)}</td><td>7.0^{e)}</td><td>ほぼ 0～1%^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">雲仙断層群南東部^{e)}</td><td>7.1^{e)}</td><td>不明^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">南海トラフ（最大値）^{e)}</td><td>9.0^{e)}</td><td>極めて低い^{注6)}</td></tr></tbody></table>			想定地震 ^{a)}		地震規模 ^{b)} (M)			30年以内の発生確率 ^{b, c, d)}	布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 ^{注2)}	case1 ^{注4)}	7.9 ^{e)}	不明 ^{e)} ※ただし、ほぼ 0～6%より大きくなることはないと考えられる ^{注5)}	case2 ^{注4)}	case3 ^{注4)}	case4 ^{注4)}	別府・万年山断層帯 ^{注3)}	case1 ^{注4)} case2 ^{注4)}	7.3 ^{e)}	ほぼ 0～3% ^{e)} (最大 2.6%) ^{e)}	人吉盆地南縁断層 ^{e)}		7.1 ^{e)}	1%以下 ^{e)}	出水断層帯 ^{e)}		7.0 ^{e)}	ほぼ 0～1% ^{e)}	雲仙断層群南東部 ^{e)}		7.1 ^{e)}	不明 ^{e)}	南海トラフ（最大値） ^{e)}		9.0 ^{e)}	極めて低い ^{注6)}	<table><thead><tr><th colspan="2">想定地震^{a)}</th><th>地震規模^{b)} (M)</th><th>30年以内の発生確率^{b, c, d)}</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="4">布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動^{注2)}</td><td>case1^{注4)}</td><td rowspan="4">7.9^{e)}</td><td rowspan="4">不明^{e)} ※ただし、ほぼ 0～6%より大きくなることはないと考えられる^{注5)}</td></tr><tr><td>case2^{注4)}</td></tr><tr><td>case3^{注4)}</td></tr><tr><td>case4^{注4)}</td></tr><tr><td>別府・万年山断層帯^{注3)}</td><td>case1^{注4)} case2^{注4)}</td><td>7.3^{e)}</td><td>ほぼ 0～3%^{e)} (最大 2.6%)^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">人吉盆地南縁断層^{e)}</td><td>7.1^{e)}</td><td>1%以下^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">出水断層帯^{e)}</td><td>7.0^{e)}</td><td>ほぼ 0～1%^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">雲仙断層群南東部^{e)}</td><td>7.1^{e)}</td><td>不明^{e)}</td></tr><tr><td colspan="2">南海トラフ（最大値）^{e)}</td><td>9.0^{e)}</td><td>極めて低い^{注6)}</td></tr></tbody></table>			想定地震 ^{a)}		地震規模 ^{b)} (M)	30年以内の発生確率 ^{b, c, d)}	布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 ^{注2)}	case1 ^{注4)}	7.9 ^{e)}	不明 ^{e)} ※ただし、ほぼ 0～6%より大きくなることはないと考えられる ^{注5)}	case2 ^{注4)}	case3 ^{注4)}	case4 ^{注4)}	別府・万年山断層帯 ^{注3)}	case1 ^{注4)} case2 ^{注4)}	7.3 ^{e)}	ほぼ 0～3% ^{e)} (最大 2.6%) ^{e)}	人吉盆地南縁断層 ^{e)}		7.1 ^{e)}	1%以下 ^{e)}	出水断層帯 ^{e)}		7.0 ^{e)}	ほぼ 0～1% ^{e)}	雲仙断層群南東部 ^{e)}		7.1 ^{e)}	不明 ^{e)}	南海トラフ（最大値） ^{e)}	
想定地震 ^{a)}		地震規模 ^{b)} (M)	30年以内の発生確率 ^{b, c, d)}																																																																
布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 ^{注2)}	case1 ^{注4)}	7.9 ^{e)}	不明 ^{e)} ※ただし、ほぼ 0～6%より大きくなることはないと考えられる ^{注5)}																																																																
	case2 ^{注4)}																																																																		
	case3 ^{注4)}																																																																		
	case4 ^{注4)}																																																																		
別府・万年山断層帯 ^{注3)}	case1 ^{注4)} case2 ^{注4)}	7.3 ^{e)}	ほぼ 0～3% ^{e)} (最大 2.6%) ^{e)}																																																																
人吉盆地南縁断層 ^{e)}		7.1 ^{e)}	1%以下 ^{e)}																																																																
出水断層帯 ^{e)}		7.0 ^{e)}	ほぼ 0～1% ^{e)}																																																																
雲仙断層群南東部 ^{e)}		7.1 ^{e)}	不明 ^{e)}																																																																
南海トラフ（最大値） ^{e)}		9.0 ^{e)}	極めて低い ^{注6)}																																																																
想定地震 ^{a)}		地震規模 ^{b)} (M)	30年以内の発生確率 ^{b, c, d)}																																																																
布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 ^{注2)}	case1 ^{注4)}	7.9 ^{e)}	不明 ^{e)} ※ただし、ほぼ 0～6%より大きくなることはないと考えられる ^{注5)}																																																																
	case2 ^{注4)}																																																																		
	case3 ^{注4)}																																																																		
	case4 ^{注4)}																																																																		
別府・万年山断層帯 ^{注3)}	case1 ^{注4)} case2 ^{注4)}	7.3 ^{e)}	ほぼ 0～3% ^{e)} (最大 2.6%) ^{e)}																																																																
人吉盆地南縁断層 ^{e)}		7.1 ^{e)}	1%以下 ^{e)}																																																																
出水断層帯 ^{e)}		7.0 ^{e)}	ほぼ 0～1% ^{e)}																																																																
雲仙断層群南東部 ^{e)}		7.1 ^{e)}	不明 ^{e)}																																																																
南海トラフ（最大値） ^{e)}		9.0 ^{e)}	極めて低い ^{注6)}																																																																
注1) 発生確率については地震調査研究推進本部による「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（<u>2019</u>年1月1日での算定）」^bに基づく評価を示す。 b 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（<u>2019</u>年1月1日での算定）（地震調査研究推進本部、平成 <u>31</u>年 <u>2</u>月） i 地震調査本研究推進本部（平成 25 年）によると、日奈久断層帯の八代海区間の地震は「30 年間でほぼ 0～16%」（1 年あたりの発生頻度は最大で 5.8×10⁻³/年）と考えられている。これを基に安全側の想定として、布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 case3 の発生確率は 10⁻²/年程度とした。			注1) 発生確率については地震調査研究推進本部による「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（<u>2013</u>年1月1日での算定）」^bに基づく評価を示す。 b 活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（<u>2013</u>年1月1日での算定）（地震調査研究推進本部、平成 <u>25</u>年 <u>1</u>月） i 地震調査研究推進本部（平成 25 年）によると、日奈久断層帯の八代海区間の地震は「30 年間でほぼ 0～16%」（1 年あたりの発生頻度は最大で 5.8×10⁻³/年）と考えられている。これを基に安全側の想定として、布田川・日奈久断層帯中部・南西部連動 case3 の発生確率は 10⁻²/年程度とした。			機関名の訂正	7																																																												

熊本市石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

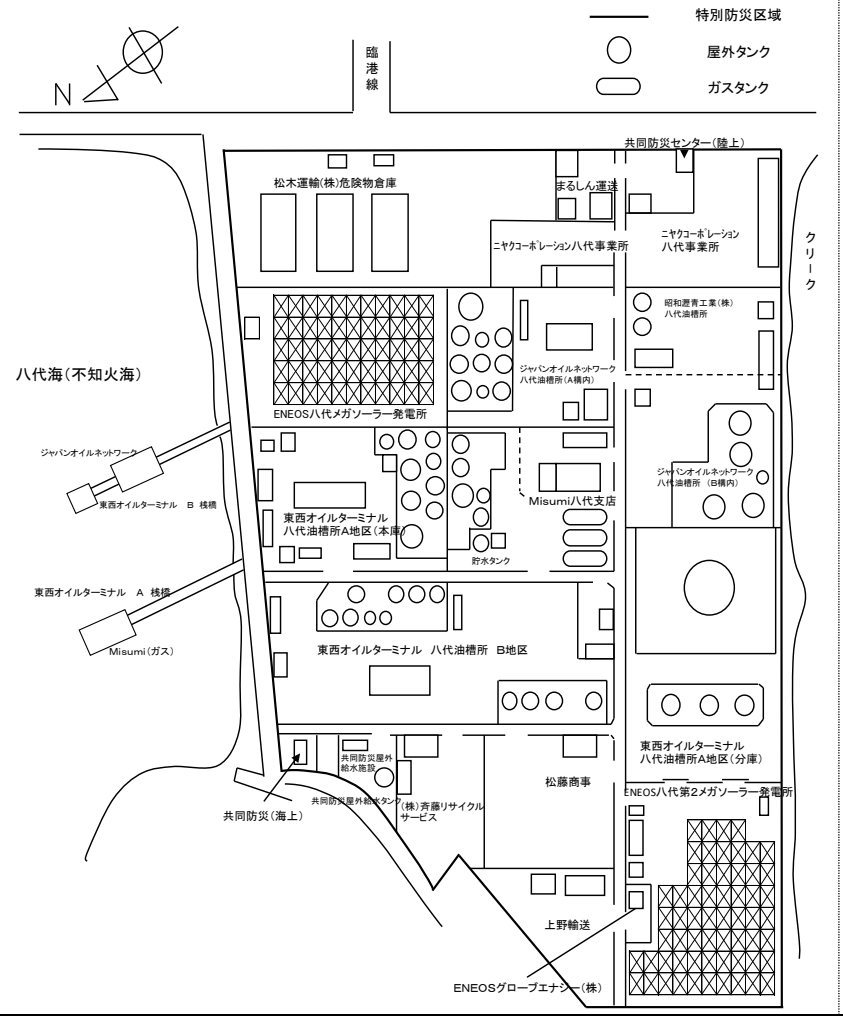
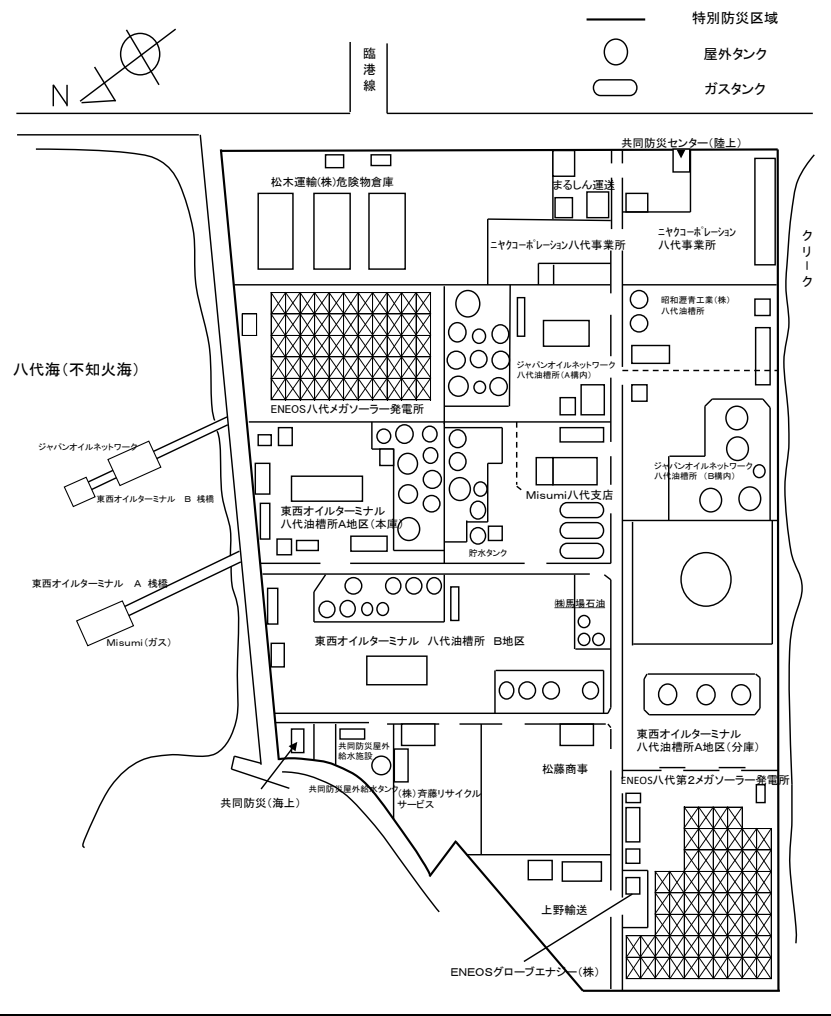
修正前					修正後					修正理由等	P
第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備					第2章 防災体制の確立 第1節 組織の整備						
第1節 組織の整備					第1節 組織の整備						2 1
(2) 八代市					(2) 八代市					時点修正	
②八代市消防団（八代方面隊）					②八代市消防団（八代方面隊）						
R6.2.1現在					R7.2.1現在						
指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域	指揮者	校区名	分団名	実数	消防担当区域		
副隊長・指導員	代陽	第 1	57	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町	副隊長・指導員	代陽	第 1	44	出町、通町、鷹辻町、袋小路町、宮之町、千仏町、南松江町、北松1、北松2、袋町、松江本町、二之町、長町		
		第 2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳淵町			第 2		淵原町、北荒神町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、紺屋町、中島町、東松江城町、西松江城町、徳淵町		
	八代	第 3	18	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目～4丁目	八代	第 3	19	南荒神町、船大工町、東塩屋町、中塩屋町、北塩屋町、八幡町、蛇籠町、港町、建馬町、新開町、築添町、新港町1丁目～4丁目			
副隊長・指導員	太田郷	第 4	123	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、横手上、毘舎丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、錦、末広、夕葉各町	副隊長・指導員	太田郷	第 4	109	興国、久保、水戸、上西、萩原松馬場、天神、栄、中、西通、楠、浪川、大手、横手上、毘舎丸、横手下、横手松馬場、清水、老松、緑、若草、花園、旭中央通り、黄金、弥生、錦、末広、夕葉各町		
		第 5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町			第 5		東片町、上片町、中片町、西片町、上日置町		
		第 6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町			第 6		長田町、日置町、井上町、島田町、竹原町		
	宮地	第 21	32	妙見町、宮地町、西宮町	宮地	第 21	30	妙見町、宮地町、西宮町			
		第 22		古麓町		第 22		古麓町			
	宮地東	第 23	14	東町	宮地東	第 23	14	東町			
	龍峯	第 31	109	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川	龍峯	第 31	103	川田町東、川田町西、興善寺町、岡町小路、岡町中、岡町谷川			
副隊長・指導員	松高	第 9	87	松崎町、河原町、永碇町、高小原町	副隊長・指導員	松高	第 9	87	松崎町、河原町、永碇町、高小原町		
		第 1 0		高島町、沖町、井揚町			第 1 0		高島町、沖町、井揚町		
		第 1 1		大島町			第 1 1		大島町		
	八千把	第 1 2	72	大村町、海士江町、上野町		八千把	第 1 2	63	大村町、海士江町、上野町		
		第 1 3		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町			第 1 3		古閑上町、古閑中町、古閑下町、古閑浜町、田中町		
	郡築	第 1 9	111	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町		郡築	第 1 9	101	郡築一番町、郡築二番町、郡築三番町、郡築四番町、郡築五番町、郡築六番町		
		第 2 0		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町			第 2 0		郡築七番町、郡築八番町、郡築九番町、郡築十番町、郡築十一番町、郡築十二番町		
	昭和	第 2 7	40	昭和日進町、昭和明微町、昭和同仁町		昭和	第 2 7	39	昭和日進町、昭和明微町、昭和同仁町		
副隊長・指導員	麦島	第 7	38	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町	麦島	第 7	34	迎町、古城町、千反町、中北町、麦島東町、麦島西町、植柳新町			
	植柳	第 8	25	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町	植柳	第 8	26	植柳上町、植柳下町、植柳元町、大福寺町			
		第 1 4		豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町		第 1 4		豊原上町、豊原中町、豊原下町、奈良木町、渡町			
	高田	第 1 5	55	高下東町、高下西町、本野町、平山新町	高田	第 1 5	55	高下東町、高下西町、本野町、平山新町			
		第 1 6		敷川内町、催合町、揚町		第 1 6		敷川内町、催合町、揚町			
	金剛	第 1 7	125	水島町、高植本町	金剛	第 1 7	128	水島町、高植本町			
第 1 8	鼠蔵町、三江湖町、北原町、霞牟田町、南平和町、北平和町	第 1 8		鼠蔵町、三江湖町、北原町、霞牟田町、南平和町、北平和町							
副隊長・指導員	日奈久	第 2 4	56	日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町	副隊長・指導員	日奈久	第 2 4	52	日奈久大坪町、日奈久新田町、日奈久山下町、日奈久塩北町、日奈久竹之内町、日奈久新開町		
		第 2 5		日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町			第 2 5		日奈久塩南町、日奈久浜町、日奈久東町、日奈久中町		
		第 2 6		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町			第 2 6		日奈久上西町、日奈久中西町、日奈久下西町、日奈久馬越町、日奈久平成町		
	二見	第 2 8	60	二見洲口町		二見	第 2 8	50	二見洲口町		
		第 2 9		二見本町、二見赤松町			第 2 9		二見本町、二見赤松町		
		第 3 0		二見下大野町、二見野田崎町			第 3 0		二見下大野町、二見野田崎町		
	全校区	本部	35	八代全校区		全校区	本部	24	八代全校区		
計		32	1057	(注)団員の総数1069人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員1人、計12人含む)	計		32	978	(注)団員の総数990人(隊長1人、副隊長5人、指導員5人、団員1人、計12人含む)		

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
(4) 熊本海上保安部 ア 組織 	(4) 熊本海上保安部 ア 組織 	解役、配置替えに伴うもの	2 3
第4章 災害応急対策計画 第2節 災害情報等収集伝達計画 2 津波警報等。  注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 (追加)	第4章 災害応急対策計画 第2節 災害情報等収集伝達計画 2 津波警報等。  注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。 ※ 緊急連絡メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。	注釈の追加	4 1

熊本県石油コンビナート等防災計画【計画編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前	修正後	修正理由等	P
第4章 災害応急対策計画 第3節 陸上災害応急対策計画 4 避難活動 （2）八代市、八代広域消防本部及び八代市消防団の措置 ア 被害が住居地域に及ぶおそれがある場合等、避難の必要が生じたとき、八代市長は、<u>避難の指示、勧告</u>を行う。 7 広報活動について （3）八代市及び八代広域消防本部の措置 ア 付近の住民に対する<u>避難の勧告</u>、避難所の開設、警戒区域の設定等及び火気使用の規制を広報する。	第4章 災害応急対策計画 第3節 陸上災害応急対策計画 4 避難活動 （2）八代市、八代広域消防本部及び八代市消防団の措置 ア 被害が住居地域に及ぶおそれがある場合等、避難の必要が生じたとき、八代市長は、<u>避難の指示等</u>を行う。 7 広報活動について （3）八代市及び八代広域消防本部の措置 ア 付近の住民に対する<u>避難の指示等</u>、避難所の開設、警戒区域の設定等及び火気使用の規制を広報する。	用語の修正 用語の修正	4 5 4 6

修正前	修正後	修正理由等	P
第1章（総則）関係 1 八代地区特別防災区域図 第1章（総則）関係 1 八代地区特別防災区域図 	第1章（総則）関係 1 八代地区特別防災区域図 第1章（総則）関係 1 八代地区特別防災区域図 	屋外タンク貯蔵所 及び一般取扱所新 設等による修正	5 4

熊本市石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

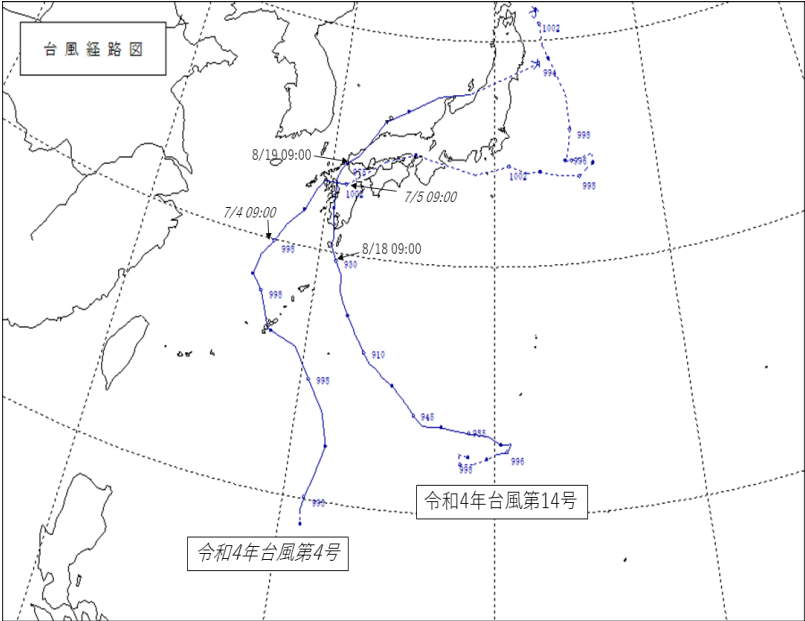
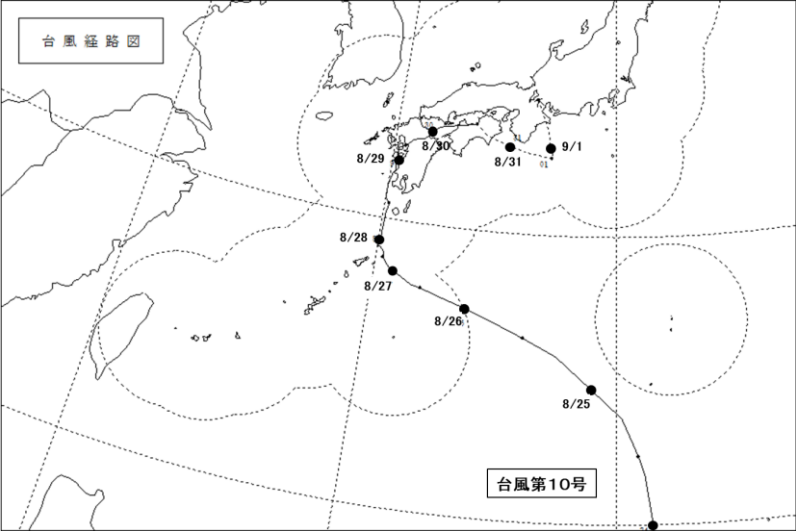
[illegible]

熊本市石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和 7 年 5 月）

修正前																修正後																修正理由等				P								
(2)月別・年別の風向風速(16方位、m/s)																(2)月別・年別の風向風速(16方位、m/s)																時点修正				6 4								
八代地域気象観測所																八代地域気象観測所																												
月	平成 30年				平成 31年				令和 2年				令和 3年				令和 4年				令和 2年				令和 3年				令和 4年							令和5年				令和6年				
	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値		最多風向	平均風速	最大値						最多風向								
1	1.3	7.5	南南東	北東	1.0	6.1	北北東	北東	1.2	10.3	南	北東	1.4	6.3	北北東	北東	1.1	5.7	北北東	北東	1	1.2	10.3	南	北東	1.4	6.3	北北東	北東	1.1	5.7	北北東	北東	1.4	8.3	南東	北東	1.3	5.4	北西	北東			
2	1.4	10.5	南南東	北北東	1.3	9.2	南南東	北東	1.3	9.0	南南東	北東	1.6	8.6	南	北東	1.4	6.0	北北東	北東	2	1.3	9.0	南南東	北東	1.6	8.6	南	北東	1.4	6.0	北北東	北東	1.4	6.3	北北東	北東	1.7	8.9	南南東	北東			
3	1.5	9.8	南南東	北北東	1.4	8.5	南東	西	1.5	9.5	南東	北東	1.5	9.7	南南東	北北東	1.4	10.8	南東	南南西	3	1.5	9.5	南東	北東	1.5	9.7	南南東	北北東	1.4	10.8	南東	南南西	1.3	6.8	西南西	西南西	1.9	8.9	南東	南西			
4	1.6	9.5	東南東	南西	1.4	10.4	南南東	南西	1.6	8.7	南南東	西北西	1.5	7.9	南南東	北東	1.4	8.4	南	北北東	4	1.6	8.7	南南東	西北西	1.5	7.9	南南東	北東	1.4	8.4	南	北北東	1.7	7.4	南東	西南西	1.3	9.0	南南東	南西			
5	1.5	9.6	南南東	南西	1.2	6.1	南	東南東	1.3	8.7	南東	南西	1.6	10.9	南南東	南西	1.1	5.2	西	西	5	1.3	8.7	南東	南西	1.6	10.9	南南東	南西	1.1	5.2	西	西	1.6	8.3	南南東	西南西	1.7	8.3	東南東	南西			
6	1.3	7.3	南	西南西	1.4	9.3	南南西	南南西	1.7	8.2	南	南南西	1.1	6.2	南東	西南西	1.5	7.5	南南東	南西	6	1.7	8.2	南	南南西	1.1	6.2	南東	西南西	1.5	7.5	南南東	南西	1.5	6.9	南	南南西	1.7	8.3	南南東	南南西			
7	1.3	8.8	南	西南西	1.3	8.3	南南西	西南西	1.9	8.9	南南東	南南西	1.3	6.0	南	南西	1.6	8.4	南南西	南南西	7	1.9	8.9	南南東	南南西	1.3	6.0	南	南西	1.6	8.4	南南西	南南西	1.9	7.2	南	南南西	1.9	6.6	西南西	南西			
8	1.4	6.6	南	南西	1.4	7.2	北北東	南南西	1.4	6.3	南東	西南西	1.7	8.2	南南東	南	1.5	7.3	東南東	南	8	1.4	6.3	南東	西南西	1.7	8.2	南南東	南	1.5	7.3	東南東	南	1.4	7.9	南南東	南東	1.5	10.7	南東	西			
9	1.3	8.8	北北東	北東	1.2	12.7	南	東南東	1.5	11.2	南	北北東	1.1	9.3	南南西	南	1.3	10.7	南	北東	9	1.5	11.2	南	北北東	1.1	9.3	南南西	南	1.3	10.7	南	北東	1.3	5.6	南南東	西	1.2	6.0	北北東	東南東			
10	1.2	9.0	南南西	北東	1.2	6.8	南	北東	1.3	8.7	北北東	北北東	1.0	6.8	北北東	北東	1.0	5.8	北北東	北東	10	1.3	8.7	北北東	北北東	1.0	6.8	北北東	北東	1.0	5.8	北北東	北東	1.3	7.6	東南東	北東	1.2	6.0	北北東	北東			
11	0.9	7.6	南南東	北東	1.0	8.5	東南東	北東	1.1	9.0	南南東	北東	1.0	7.5	南南東	東南東	0.9	7.2	南南東	北東	11	1.1	9.0	南南東	北東	1.0	7.5	南南東	東南東	0.9	7.2	南南東	北東	1.4	6.8	南東	北東	1.4	9.4	南南東	北東			
12	1.3	7.1	東南東	北東	1.1	7.8	南南東	北北東	1.3	6.2	北北東	北北東	1.3	6.3	東南東	北東	1.2	5.2	北北東	北東	12	1.3	6.2	北北東	北北東	1.3	6.3	東南東	北東	1.2	5.2	北北東	北東	1.4	6.4	西	東南東	1.3	6.3	北北東	北北東			
年	1.3	10.5	南南東	北東	1.2	12.7	南	北東	1.4	11.2	南	北東	1.3	10.9	南南東	南西	1.3	10.8	南東	北東	年	1.4	11.2	南	北東	1.3	10.9	南南東	南西	1.3	10.8	南東	北東	1.5	8.3	南南東	北東	1.5	10.7	南東	北東			

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前								修正後								修正理由等		P
(3)震度4以上の地震								(3)震度4以上の地震								時点修正		6 5
1977～2022年(昭52～令4年)								1977～2024年(昭52～令6年)										
年月日	時分	震度	規模 (M)	震央			深さ (km)	年月日	時分	震度	規模 (M)	震央			深さ (km)			
				地名	北緯	東経						地名	北緯	東経				
昭52 6 28	1146	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 54′	130° 43′	10	昭52 6 28	1146	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 54′	130° 43′	10			
昭56 4 11	1500	4	3.5	熊本県熊本地方	32° 49′	130° 42′	10	昭56 4 11	1500	4	3.5	熊本県熊本地方	32° 49′	130° 42′	10			
昭59 8 7	0406	4	7.1	日向灘	32° 23′	132° 9′	33	昭59 8 7	0406	4	7.1	日向灘	32° 23′	132° 9′	33			
昭62 3 18	1236	4	6.6	日向灘	31° 58′	132° 4′	48	昭62 3 18	1236	4	6.6	日向灘	31° 58′	132° 4′	48			
平 8 10 19	2344	4	6.9	日向灘	31° 48′	132° 1′	34	平 8 10 19	2344	4	6.9	日向灘	31° 48′	132° 1′	34			
平 9 3 26	1731	4	6.6	鹿児島県薩摩地方	31° 58′	130° 22′	12	平 9 3 26	1731	4	6.6	鹿児島県薩摩地方	31° 58′	130° 22′	12			
平 9 5 13	1438	4	6.4	鹿児島県薩摩地方	31° 57′	130° 18′	9	平 9 5 13	1438	4	6.4	鹿児島県薩摩地方	31° 57′	130° 18′	9			
平28 4 14	2126	5弱	6.5	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 49′	11	平28 4 14	2126	5弱	6.5	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 49′	11			
平28 4 14	2207	4	5.8	熊本県熊本地方	32° 47′	130° 51′	8	平28 4 14	2207	4	5.8	熊本県熊本地方	32° 47′	130° 51′	8			
平28 4 14	2238	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 41′	130° 44′	11	平28 4 14	2238	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 41′	130° 44′	11			
平28 4 15	0003	5弱	6.4	熊本県熊本地方	32° 42′	130° 47′	7	平28 4 15	0003	5弱	6.4	熊本県熊本地方	32° 42′	130° 47′	7			
平28 4 16	0125	5強	7.3	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 46′	12	平28 4 16	0125	5強	7.3	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 46′	12			
平28 4 16	0130	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 39′	130° 43′	11	平28 4 16	0130	4	5.3	熊本県熊本地方	32° 39′	130° 43′	11			
平28 4 16	0144	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 46′	15	平28 4 16	0144	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 45′	130° 46′	15			
平28 4 16	0145	4	5.9	熊本県熊本地方	32° 52′	130° 54′	11	平28 4 16	0145	4	5.9	熊本県熊本地方	32° 52′	130° 54′	11			
平28 4 16	1602	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 42′	130° 43′	12	平28 4 16	1602	4	5.4	熊本県熊本地方	32° 42′	130° 43′	12			
平28 4 19	1752	5強	5.5	熊本県熊本地方	32° 32′	130° 38′	10	平28 4 19	1752	5強	5.5	熊本県熊本地方	32° 32′	130° 38′	10			
平28 4 19	2047	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 34′	130° 39′	11	平28 4 19	2047	4	5.0	熊本県熊本地方	32° 34′	130° 39′	11			
令4 1 22	0108	4	6.6	日向灘	32° 43′	132° 4′	45	令4 1 22	0108	4	6.6	日向灘	32° 43′	132° 4′	45			
								令6 5 31	0446	4	4.7	熊本県熊本地方	32° 35′	130° 39′	13			
								令6 8 8	1642	4	7.1	日向灘	31° 44′	131° 43′	31			

修正前	修正後	修正理由等	P
(4) 2022年（令和4年）に九州に上陸した台風の経路図 	(4) 2022年（令和4年）に九州に上陸した台風の経路図  ※ 日付(月/日)は09時の位置、実線は台風、破線は熱帯低気圧(温帯低気圧)としての経路	時点修正	6 6

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前						修正後						修正理由等	P
第3章（災害予防計画）関係						第3章（災害予防計画）関係						時点修正	79
3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況						3 八代広域消防本部の防災資機材等の現況							
(3) 八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数						(3) 八代市消防団(八代方面隊)、資機材及び人員の保有数							
R6.1.31現在						R6.1.31現在							
校区名	分団名	消 防 資 機 材				校区名	分団名	消 防 資 機 材					
		自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員			自動車ポンプ	小型動力ポンプ 付積載車	小型動力ポンプ	人 員		
代 陽	第 1 分 団	1			58	代 陽	第 1 分 団	1			44		
	第 2 分 団	1					第 2 分 団	1					
八 代	第 3 分 団		1		15	八 代	第 3 分 団		1		19		
太 田 郷	第 4 分 団	3				太 田 郷	第 4 分 団	3					
	第 5 分 団		6		128		第 5 分 団		6		109		
	第 6 分 団		5				第 6 分 団		5				
麦 島	第 7 分 団		1		42	麦 島	第 7 分 団		1		34		
植 柳	第 8 分 団	1			26	植 柳	第 8 分 団		1		26		
松 高	第 9 分 団		3			松 高	第 9 分 団		3				
	第 10分 団		3		91		第 10分 団		3		87		
	第 11分 団		1				第 11分 団		1				
八 千 把	第 12分 団		4		72	八 千 把	第 12分 団		4		63		
	第 13分 団		3	2			第 13分 団		3	2			
高 田	第 14分 団		1		57	高 田	第 14分 団		1		55		
	第 15分 団		1				第 15分 団		1				
金 剛	第 16分 団		3			金 剛	第 16分 団		3				
	第 17分 団		3		122		第 17分 団		3		128		
	第 18分 団		3				第 18分 団		3				
郡 築	第 19分 団		2		113	郡 築	第 19分 団		2		101		
	第 20分 団		2				第 20分 団		2				
宮 地	第 21分 団		1		28	宮 地	第 21分 団		1		30		
	第 22分 団		1				第 22分 団		1				
宮地東	第 23分 団		1	2	15	宮地東	第 23分 団		1	2	14		
日 奈 久	第 24分 団		1			日 奈 久	第 24分 団		1				
	第 25分 団		1		58		第 25分 団		1		52		
	第 26分 団		1				第 26分 団		1				
昭 和	第 27分 団		2	3	43	昭 和	第 27分 団		2	3	39		
二 見	第 28分 団		1			二 見	第 28分 団		1				
	第 29分 団		1		59		第 29分 団		1		50		
	第 30分 団		1	1			第 30分 団		1	1			
龍 峯	第 31分 団		6		106	龍 峯	第 31分 団		6		103		
全 校 区	本 部 分 団				24	全 校 区	本 部 分 団		1	1	24		
合 計	32	6	59	8	1,057	合 計	32	5	61	9	978		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和 7 年 5 月）

修正前		修正後		修正理由等	P												
5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況 (1)救護班の現況 イ 特殊救護員 <u>51 名</u> 救護要員内訳：①連絡調整員・車両 ②資機材等オペレーター要員 ③支部本部要員 (追加) (令和 5 年 4 月 1 日現在)		5 日本赤十字社熊本県支部の救護班、救護資機材の現況 (1)救護班の現況 イ 特殊救護員 <u>47 名</u> 救護要員内訳：①連絡調整員 ②車両・資機材等オペレーター要員 ③支部本部要員 ④日赤災害医療コーディネートチーム要員 (令和 7 年 2 月 1 日現在)		現状に即した修正	8 1												
第 4 章（災害応急対策計画）関係 7 予警報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が八代市に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 (追加)		第 4 章（災害応急対策計画）関係 7 予警報等の定義 (1) 特別警報、警報及び注意報 イ 熊本地方気象台が八代市に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準 令和 6 年 5 月 23 日現在		用語・数値の修正	9 6												
<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。八代市の基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。</td></tr></table>		種類		発表基準	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。八代市の基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>大雨警報</td><td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。</td></tr></table>		種類		発表基準	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。		
種類		発表基準															
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。八代市の基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。															
	種類		発表基準														
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。基準は次のとおり。 表面雨量指数 30 以上又は土壌雨量指数 184 以上。															
	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお</td></tr></table>		種類		発表基準	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td rowspan="2">警報</td><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお</td></tr></table>		種類		発表基準	警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお	
種類		発表基準															
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお															
	種類		発表基準														
警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するお															

修正前			修正後			修正理由等	P												
		それがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>八代市の基準</u> は次のとおり。 ・流域雨量指数基準 深水川流域= <u>10.2</u> ，中谷川流域= <u>8</u> ，油谷川流域= <u>10.1</u> ，百済木川流域= <u>11.9</u> ，氷川流域= <u>25.2</u> ，水無川流域= <u>14.6</u> ，河俣川流域= <u>17.9</u> ，小浦川流域= <u>12.3</u> ，二見川流域= <u>9.2</u> ，下大野川流域= <u>9.5</u> ，大鞘川流域= <u>14.3</u> ，鏡川流域= <u>5.2</u> ，流藻川流域= <u>8.2</u> ・複合基準 球磨川流域=（ <u>14</u> ， <u>58.3</u> ），百済木川流域=（16，9.6），大鞘川流域=（12，11） ・指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※〇〇川流域= <u>15</u> は、〇〇川流域の流域雨量指数 15 以上を意味する ※複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値			それがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。 <u>基準</u> は次のとおり。 ・流域雨量指数基準 深水川流域= <u>10.3</u> ，中谷川流域= <u>6.3</u> ，油谷川流域= <u>10.2</u> ，百済木川流域= <u>13.5</u> ，氷川流域= <u>24.8</u> ，水無川流域= <u>14.4</u> ，河俣川流域= <u>16.9</u> ，小浦川流域= <u>12.2</u> ，二見川流域= <u>10.1</u> ，下大野川流域= <u>10.1</u> ，大鞘川流域= <u>14.1</u> ，鏡川流域= <u>5.2</u> ，流藻川流域= <u>8.1</u> ・複合基準 球磨川流域=（ <u>14</u> ， <u>76</u> ），百済木川流域=（16，9.6），大鞘川流域=（12，11） ・指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※〇〇川流域= <u>15</u> は、〇〇川流域の流域雨量指数 15 以上を意味する ※複合基準は、（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値														
<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>警報</td><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>平均風速 20m/s 以上</u>になると予想される場合。</td></tr></table>			種類		発表基準	警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>警報</td><td>暴風警報</td><td>暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u>になると予想される場合。</td></tr></table>			種類		発表基準	警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。	用語の修正	9 7
種類		発表基準																	
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。																	
種類		発表基準																	
警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。																	

修正前			修正後			修正理由等	P
種類	発表基準		種類	発表基準			
警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。雪を伴い、 <u>平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。	警報	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。雪を伴い、 <u>陸上・海上で平均風速 20m/s 以上</u> になると予想される場合。		
種類	発表基準		種類	発表基準			
注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 - 流域雨量指数基準 深水川流域=<u>7.6</u>、中谷川流域=<u>6.4</u>、油谷川流域=<u>8</u>、百済木川流域=<u>9.5</u>、氷川流域=<u>20.1</u>、水無川流域=<u>11.6</u>、河俣川流域=<u>14.3</u>、小浦川流域=<u>9.8</u>、二見川流域=<u>7.3</u>、下大野川流域=<u>7.6</u>、大鞘川流域=<u>11.4</u>、鏡川流域=4.1、流藻川流域=<u>6.5</u> - 複合基準 球磨川流域=(<u>13.52.5</u>)、百済木川流域=(7, 8.6)、二見川流域=(<u>7.7.3</u>)、大鞘川流域=(<u>7.6.8</u>)、鏡川流域=(7, 4.1) - 指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※〇〇川流域=12 は、〇〇川流域の流域雨量指数 12 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値	注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 - 流域雨量指数基準 深水川流域=<u>7.5</u>、中谷川流域=<u>4.9</u>、油谷川流域=<u>8.1</u>、百済木川流域=<u>10.8</u>、氷川流域=19.8、水無川流域=<u>11.5</u>、河俣川流域=<u>13.5</u>、小浦川流域=<u>9.7</u>、二見川流域=<u>7.5</u>、下大野川流域=8、大鞘川流域=<u>11.2</u>、鏡川流域=4.1、流藻川流域=<u>6.4</u> - 複合基準 球磨川流域=(<u>13.67.6</u>)、百済木川流域=(7, 8.6)、二見川流域=(<u>7.7.5</u>)、大鞘川流域=(<u>7.9.9</u>)、鏡川流域=(7, 4.1) - 指定河川洪水予報による基準 球磨川〔萩原・大野〕 ※〇〇川流域=12 は、〇〇川流域の流域雨量指数 12 以上を意味する ※複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値		

修正前			修正後			修正理由等	P												
<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>注 意 報</td><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。<u>平均風速 10m/s 以上</u>になると予想される場合。</td></tr></table>			種類		発表基準	注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>注 意 報</td><td>強風注意報</td><td>強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。。<u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u>になると予想される場合。</td></tr></table>			種類		発表基準	注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。。 <u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。	気象庁施策による修正	100
種類		発表基準																	
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。																	
種類		発表基準																	
注 意 報	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。。 <u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。																	
<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>注 意 報</td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い<u>平均風速 10m/s 以上</u>になると予想される場合。</td></tr></table>			種類		発表基準	注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い <u>平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。	<table><tr><th colspan="2">種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>注 意 報</td><td>風雪注意報</td><td>雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い<u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u>になると予想される場合。</td></tr></table>			種類		発表基準	注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い <u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。		
種類		発表基準																	
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い <u>平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。																	
種類		発表基準																	
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。雪を伴い <u>陸上・海上で平均風速 10m/s 以上</u> になると予想される場合。																	
(2) 気象情報 ③ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を<u>観測もしくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」</u>がある。			(2) 気象情報 ③ 大雨警報を発表中に、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨、熊本県では1時間110mm以上を<u>観測もしくは解析され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、さらに強く警戒を呼びかける「熊本県記録的短時間大雨情報」</u>がある。																

修正前					修正後					修正理由等	P
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と <u>とるべき行動</u>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と <u>取るべき行動</u>	気象庁施策による修正	101
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表				数値での発表 (予想される津波の高さ区分)	巨大地震の場合の発表			
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想高さ</u>)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	大津波警報	予想される津波の <u>最大波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大	<u>巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>		
		10m (5m< <u>予想高さ</u> ≤10m)					10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)				
		5m (3m< <u>予想高さ</u> ≤5m)					5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)				
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の	3m (1m< <u>予想高さ</u> ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる							

修正前					修正後					修正理由等	P
	場合			人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところ	3m ($1\text{m} < \text{予想される津波の最大波の高さ} \leq 3\text{m}$)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 <u>警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</u>		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m ($0.2\text{m} \leq \text{予想高さ} \leq 1\text{m}$)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところ	1m ($0.2\text{m} \leq \text{予想される津波の最大波の高さ} \leq 1\text{m}$)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 <u>海水浴や磯釣りは危険なので行わない。</u>		

注) 1. 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。
2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

修正前	修正後				修正理由等	P
		害のおそれがある場合		い。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		
注) 1. 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。 2. 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。						
津波警報等の留意事項 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。 ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さ	津波警報等の留意事項 ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性が小さいと判断した場合には、津波の高さ				気象庁施策による修正	101

修正前	修正後	修正理由等	P
が津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 <u>（追加）</u> （※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、<u>観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u>	が津波注意報の発表基準未滿となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 ・<u>どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。</u> ・<u>大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。</u> （※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値及び推定値については、<u>沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</u>	気象庁施策による修正	102

修正前	修正後	修正理由等	P
(6) 南海トラフ地震に関連する情報 気象庁は、<u>南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。</u> また、<u>調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。</u>なお、「南海トラフ臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。	(6) 南海トラフ地震に関連する情報 <u>南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。</u> 気象庁は、<u>南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。</u><u>南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。</u>	気象庁施策による修正	112
(7) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度が5弱以上または最大長周期地震動階級が3以上と予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される<u>地域</u>を対象に発表する。	(7) 緊急地震速報（警報） 気象庁は、最大震度が5弱以上または<u>長周期地震動階級3以上の揺れが</u> 予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される<u>地域（緊急地震速報で用いる区域）</u>に対し、<u>緊急地震速報（警報）</u>を発表する。	気象庁施策による修正	113

修正前	修正後	修正理由等	P
（８）噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺） 福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、 「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。<u>基準は噴火警戒レベルによる。</u> （９）噴火予報 福岡管区気象台が、<u>警報の解除を行う場合等に</u>発表する。 （１０）降灰予報 気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。 ア 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、<u>予想される噴火により住民等に影響</u>	<u>なお、緊急地震速報（警報）のうち震度が６弱以上または長周期地震動階級が４の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。</u> （８）噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺） 福岡管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が<u>予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名</u>、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が<u>居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」</u>として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。 （９）噴火予報 福岡管区気象台が、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に</u>発表する。 （１０）降灰予報 気象庁は、以下の３種類の降灰予報を提供する。 ア 降灰予報（定時） ・噴火警報発表中の火山で、<u>噴火により人々の生活等に影響を及</u>		

修正前	修正後	修正理由等	P
を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。 ・噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。 ・18 時間先（3 時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 イ 降灰予報（速報） ・噴火が発生した火山に対して、<u>直ちに発表</u>。 ・発生した噴火により降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、<u>噴火発生から 1 時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u>。 ウ 降灰予報（詳細） ・噴火が発生した火山に対して、<u>より精度の高い降灰量の予報を行い発表</u>。 ・<u>降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表</u>。 ・<u>噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供</u>。 気象庁ホームページ（降灰予報のページ） https://www.data.jma.go.jp/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html	ばす降灰が予想される場合に、<u>定期的（3 時間ごと）に発表</u>。 ・ 18 時間先（3 時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。 イ 降灰予報（速報） ・ 噴火が発生した火山^{（注 1）}に対して、<u>事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後 5～10 分程度で発表</u>。 ・ 噴火発生から 1 時間以内に予想される、<u>降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供</u>。 <u>（注 1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</u> ウ 降灰予報（詳細） ・ 噴火が発生した火山^{（注 2）}に対して、<u>降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後 20～30 分程度で発表</u>。 ・ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 <u>（注 2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速や</u>		

修正前	修正後	修正理由等	P
ア 火山の状況に関する解説情報 <u>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</u> イ 噴火速報 <u>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。</u> 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火	かに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。 気象庁ホームページ（降灰予報のページ） https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kazan/qvaf/qvaf_guide.html ア 火山の状況に関する解説情報 <u>現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある」と判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。</u> <u>また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。</u> イ 噴火速報	気象庁施策による修正	114

修正前	修正後	修正理由等	P
が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。<u>また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。</u> ウ 火山活動解説資料 <u>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</u> エ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた<u>もので、毎月上旬に発表する。</u> オ 噴火に関する火山観測報 <u>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。</u>	登山者や周辺の住民に<u>対して</u>、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。 噴火速報は以下のような場合に発表する。 ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合 ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。 ウ 火山活動解説資料 <u>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。</u> エ 月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。 オ 噴火に関する火山観測報 噴火が発生した<u>ことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・</u>		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前		修正後		修正理由等	P
・火砕流が発生し火口から概ね4 km 以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 1958年6月：火砕サージが第一火口から約1.2km まで到達 ・火口から概ね2 km 以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火孔閉塞等により噴石飛散が予想される。 2016年10月：噴石が第一火口から約1.2km まで飛散 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2km まで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3km まで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2km まで飛散		<u>噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等</u>）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。 ・火砕流が発生し火口から概ね4 km 以内に到達、あるいは噴火活動の高まり等により到達が予想される。 1958年6月：<u>火砕流</u>が第一火口から約1.2km まで到達 ・火口から概ね2 km 以内に噴石飛散、あるいは噴火活動中の火孔閉塞等により噴石飛散が予想される。 2016年10月：噴石が第一火口から約1.2km まで飛散 1979年9月：噴石が第一火口から約1.2km まで飛散 1958年6月：噴石が第一火口から約1.3km まで飛散 1933年2月：噴石が第二火口から約1.2km まで飛散		用語の修正	115
8 収容病院及び診療所一覧表、救急車現有台数 (2)救急車の現有台数 日赤県支部 熊本赤十字病院 <u>3</u> 台		8 収容病院及び診療所一覧表、救急車現有台数 (2)救急車の現有台数 日赤熊本県支部 熊本赤十字病院 <u>2</u> 台		現状に即した修正	117
9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4)住民への伝達方法 ○伝達組織		9 避難所、避難経路及び避難対象区域等 (4)住民への伝達方法 ○伝達組織		市政協力員の変更による修正	119
R6.1.1 現在		R6.12.1 現在			
担当町名	氏 名	担当町名	氏 名		
大島町	片岡 浩一	大島町	<u>銀杏田 清喜</u>		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前		修正後		修正理由等	P
郡築 <u>1</u> 番町 1	杉島 勇二	郡築 <u>二</u> 番町 1	杉島 勇二		
郡築 <u>1</u> 番町 2	武原 正美	郡築 <u>二</u> 番町 2	武原 正美		
郡築 <u>2</u> 番町	黒田 仁志	郡築 <u>二</u> 番町	黒田 仁志		
郡築 <u>3</u> 番町	上原 健治	郡築 <u>三</u> 番町	上原 健治		
郡築 <u>4</u> 番町	上村 和廣	郡築 <u>四</u> 番町	上村 和廣		
郡築 <u>5</u> 番町	釜賀 博之	郡築 <u>五</u> 番町	<u>松浦 平助</u>		
郡築 <u>6</u> 番町	楠本 清貴	郡築 <u>六</u> 番町	<u>井山 誠治</u>		
郡築 <u>7</u> 番町	中野 久	郡築 <u>七</u> 番町	<u>松村 清二</u>		
郡築 <u>8</u> 番町	白石 勝敏	郡築 <u>八</u> 番町	<u>一 親房</u>		
郡築 <u>9</u> 番町	松村 砂夫	郡築 <u>九</u> 番町	<u>上田 淑哉</u>		
郡築 <u>1 0</u> 番町	福田 良一	郡築 <u>十</u> 番町	福田 良一		
郡築 <u>1 1</u> 番町	押方 光洋	郡築 <u>十一</u> 番町	<u>北田 良一</u>		
郡築 <u>1 2</u> 番町	水田 典三	郡築 <u>十二</u> 番町	水田 典三		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前					修正後					修正理由等	P
(5) 避難対象区域					(5) 避難対象区域					避難対象区域の世帯数及び人口に変更があったため	120
R6.1.31時点					R7.1.31時点						
町 内	世帯数	男（人）	女（人）	計（人）	町 内	世帯数	男（人）	女（人）	計（人）		
大島町	77	66	78	144	大島町	78	66	68	134		
郡築1番町	768	674	750	1,424	郡築一番町	790	672	760	1432		
郡築2番町	153	160	193	353	郡築二番町	163	166	193	359		
郡築3番町	209	157	253	410	郡築三番町	216	149	252	401		
郡築4番町	187	130	200	330	郡築四番町	193	129	201	330		
郡築5番町	103	106	114	220	郡築五番町	107	105	112	217		
郡築6番町	82	69	110	179	郡築六番町	84	60	109	169		
郡築7番町	120	113	142	255	郡築七番町	120	108	146	254		
郡築8番町	81	70	108	178	郡築八番町	84	71	111	182		
郡築9番町	151	96	175	271	郡築九番町	161	94	184	278		
郡築10番町	203	102	223	325	郡築十番町	228	100	236	336		
郡築11番町	184	114	252	366	郡築十一番町	193	109	254	363		
郡築12番町	369	199	449	648	郡築十二番町	371	195	444	639		
計	2,687	2,056	3,047	5,103	計	2,788	2,024	3,070	5,094		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和 7 年 5 月）

修正前	修正後	修正理由等	P
17 熊本県排出油等防除協議会会則 <u>(追加)</u> <u>第 22 条</u> <u>(庶務)</u> <u>第 23 条</u> 協議会の事務局は、熊本海上保安部に置く。 <u>(追加)</u>	17 熊本県排出油等防除協議会会則 (一部改正) 令和 5 年 7 月 20 日 (一部改正) 令和 6 年 7 月 11 日 <u>(庶務)</u> 第 22 条 協議会の事務局は、熊本海上保安部に置く。 附 則 この会則は、別紙 1、別紙 2 の改正に伴い、令和 5 年 7 月 20 日から施行する。 附 則 この会則は、別紙 1、別紙 2 の改正に伴い、令和 6 年 7 月 11 日から施行する。	追記	147
熊本県関係	熊本県関係	各機関連絡先等の変更による修正	151

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P
1	熊本県農林水産部水産振興課	096（333）2455	課長	1	熊本県農林水産部水産振興課	096（333）2455	課長		
2	熊本県知事公室危機管理防災課	096（333）2115	課長	2	熊本県知事公室危機管理防災課	096（333）2115	課長		
3	熊本県総務部消防保安課	096（333）2116	課長	3	熊本県総務部市町村・税務局消防保安課	096（333）2116	課長		
4	熊本港管理事務所	096（329）4411	所長	4	熊本港管理事務所	096（329）4411	所長		
5	八代港管理事務所	0965（37）0338	所長	5	八代港管理事務所	0965（37）0338	所長		
6	三角港管理事務所	0964（52）2079	所長	6	三角港管理事務所	0964（52）2079	所長		
7	水俣港管理事務所	0966（63）2449	所長	7	水俣港管理事務所	0966（63）2449	所長		
8	熊本県漁業取締事務所	0964（52）2183	所長	8	熊本県漁業取締事務所	0964（52）2183	所長		
9	熊本県県央広域本部 <u>土木部</u>	<u>096（273）9632</u>	<u>部長</u>	9	熊本県県央広域本部	<u>096（333）2874</u>	<u>本部長</u>		
10	熊本県県南広域本部	0965（33）3149	本部長	10	熊本県県南広域本部	0965（33）3149	本部長		
11	熊本県県南広域本部芦北地域振興局	0966（82）2522	局長	11	熊本県県南広域本部芦北地域振興局	0966（82）2522	局長		
12	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	0964（32）2051	局長	12	熊本県県央広域本部宇城地域振興局	0964（32）2051	局長		
13	熊本県天草広域本部	0969（22）4213	本部長	13	熊本県天草広域本部	0969（22）4213	本部長		
14	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	0968（74）2112	局長	14	熊本県県北広域本部玉名地域振興局	0968（74）2112	局長		
消防関係				消防関係					
1	熊本市消防局	<u>096（363）7174</u>	局長	1	熊本市消防局	<u>096（363）0229</u>	局長		
2	八代広域行政事務組合消防本部	<u>0965（32）9227</u>	消防長	2	八代広域行政事務組合消防本部	<u>0965（32）9228</u>	消防長		
3	八代市消防団	0965（33）4112	団長	3	八代市消防団	0965（33）4112	団長		
4	宇城広域連合消防本部	<u>0964（22）6221</u>	消防長	4	宇城広域連合消防本部	<u>0964（22）0554</u>	消防長		
5	宇城市消防団三角方面隊	0964（53）1111	方面隊長	5	宇城市消防団三角方面隊	0964（53）1111	方面隊長		
6	天草広域連合消防本部	0969（22）3305	消防長	6	天草広域連合消防本部	0969（22）3305	消防長		
7	上天草市消防団	0964（56）5544	団長	7	上天草市消防団	0964（26）5544	団長		
8	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	<u>0966（63）1191</u>	消防長	8	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	<u>0966（63）1191</u>	消防長		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和 7 年 5 月）

修正前				修正後				修正理由等	P
9	水俣市消防団	0966 (61) 1604	団長	9	水俣市消防団	0966 (61) 1604	団長		
10	有明広域行政事務組合消防本部	0968 (73) 5283	消防長	10	有明広域行政事務組合消防本部	0968 (73) 5283	消防長		
市・町関係				市・町関係					
1	熊本市	096 (328) 2490	市長	1	熊本市	096 (328) 2490	市長		
2	八代市	0965 (33) 4112	市長	2	八代市	0965 (33) 4112	市長		
3	宇土市	0964 (22) 1111	市長	3	宇土市	0964 (22) 1111	市長		
4	天草市	<u>0969 (23) 1111</u>	市長	4	天草市	<u>0969 (32) 7861</u>	市長		
5	玉名市	0968 (75) 1130	市長	5	玉名市	0968 (75) 1130	市長		
6	水俣市	0966 (61) 1604	市長	6	水俣市	0966 (61) 1604	市長		
7	宇城市	0964 (32) 1111	市長	7	宇城市	0964 (32) 1111	市長		
8	上天草市	0964 (26) 5544	市長	8	上天草市	0964 (26) 5544	市長		
9	氷川町	0965 (52) 7111	町長	9	氷川町	0965 (52) 7111	町長		
10	苓北町	0969 (35) 1111	町長	10	苓北町	0969 (35) 1111	町長		
11	長洲町	0968 (78) 3104	町長	11	長洲町	0968 (78) 3104	町長		
12	芦北町	0966 (82) 2511	町長	12	芦北町	0966 (82) 2511	町長		
13	津奈木町	0966 (78) 3111	町長	13	津奈木町	0966 (78) 3111	町長		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前				修正後				修正理由等	P
海運・荷役関係				海運・荷役関係					
1	日本通運(株)八代支店	0965 (37) 3700	支店長	1	日本通運(株)八代支店	0965 (37) 3700	支店長		
2	三角海運(株)	0964 (53) 1333	社長	2	三角海運(株)	0964 (53) 1333	社長		
3	(株)ジェネック八代営業所	0965 (37) 3541	所長	3	(株)ジェネック八代営業所	0965 (37) 3541	所長		
4	南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	代表取締役社長	4	南九州センコー(株)	0966 (63) 4117	代表取締役社長		
5	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	所長	5	仁徳海運八代石油基地営業所	0965 (37) 0741	所長		
6	九商フェリー(株)	096 (329) 6111	支店長	6	九商フェリー(株)	096 (329) 6111	所長		
7	熊本フェリー株式会社	096 (311) 4330	代表取締役社長	7	熊本フェリー株式会社	096 (311) 4330	代表取締役社長		
8	パシフィック・ブレンセンター(株)八代支店	0965 (37) 3241	支店長	8	パシフィック・ブレンセンター(株)八代支店	0965 (37) 3241	支店長		
9	(株)Misumi 八代支店	0965 (37) 0131	工場長	9	(株)Misumi 八代支店	0965 (37) 0131	工場長		
臨海工場関係				臨海工場関係					
1	熊本ドック (株)	0965 (37) 2151	社長	1	熊本ドック (株)	0965 (37) 2151	社長		
2	JNC(株)水俣製造所	<u>0966 (63) 2116</u>	所長	2	JNC(株)水俣製造所	<u>0966 (63) 3217</u>	所長		
3	株式会社篠崎造船鉄工所	0964 (52) 2703	社長	3	株式会社篠崎造船鉄工所	0964 (52) 2703	社長		
4	九州電力(株)苓北発電所	0969 (35) 2131	所長	4	九州電力(株)苓北発電所	0969 (35) 2131	所長		
5	九電産業(株)苓北事業所	0969 (35) 1811	所長	5	九電産業(株)苓北事業所	0969 (35) 1811	所長		
八代地区				八代地区					
八代港管理事務所		0965 (37) 0338	参事	八代港管理事務所		0965 (37) 0338	参事		
八代警察署		0965 (33) 0110	地域係長	八代警察署		0965 (33) 0110	地域係長		
八代広域行政事務組合消防本部		<u>0965 (32) 6181</u>	<u>危険物係長</u>	八代広域行政事務組合消防本部		<u>0965 (32) 9228</u>	<u>警防課長</u>		
八代市消防団		<u>0965 (33) 5900</u>	団長	八代市消防団		<u>0965 (33) 4112</u>	団長		
八代漁業協同組合		0965 (37) 1757	参事	八代漁業協同組合		0965 (37) 1757	参事		

熊本県石油コンビナート等防災計画【資料編】 新旧対照表（令和7年5月）

修正前			修正後			修正理由等	P
仁徳海運八代石油基地営業所	0965（37）0741	社員	仁徳海運八代石油基地営業所	0965（37）0741	社員		
熊本ドック株式会社	0965（37）2151	製造部長	熊本ドック株式会社	0965（37）2151	製造部長		
南九州センコー（株）	0965（37）1201	営業所長	南九州センコー（株）	0965（37）1201	営業所長		
三角地区			三角地区				
三角港管理事務所	0964（52）2079	<u>技師</u>	三角港管理事務所	0964（52）2079	<u>参事</u>		
熊本県漁業取締事務所	0964（52）2183	所員	熊本県漁業取締事務所	0964（52）2183	所員		
上天草警察署	0964（56）0110	地域係長	上天草警察署	0964（56）0110	地域係長		
宇城警察署	0964（33）0110	地域課長	宇城警察署	0964（33）0110	地域課長		
宇城広域連合消防本部	0964（22）0554	総務課長	宇城広域連合消防本部	0964（22）0554	総務課長		
宇城市消防団三角方面隊	0964（53）1111	方面隊長	宇城市消防団三角方面隊	0964（53）1111	方面隊長		
三角町漁業協同組合	0964（52）3037	組合長	三角町漁業協同組合	0964（52）3037	組合長		
松藤商事(株)三角事務所	0964（52）3051	<u>次長</u>	松藤商事(株)三角事務所	0964（52）3051	<u>所長</u>		

現 行	新 (令和7年度修正)	修正理由
【 本 編 】 第 1 章 総 則 第 2 節 用 語 の 定 義 (1) ～ (6) (略) (7) 洪水予報河川 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した<u>それがあると認めて指定した</u>河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。 (8) (略) (9) 水位周知河川 国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上<u>従来</u>又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。 (11) ～ (14) (略) (15) 洪水特別警戒水位 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または<u>知事</u>は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (16) (略) (17) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、<u>国又は県</u>が指定した区域をいう（法第14条）。	【 本 編 】 第 1 章 総 則 第 2 節 用 語 の 定 義 (1) ～ (6) (略) (7) 洪水予報河川 国土交通大臣が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した (削除) 河川。国土交通大臣は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。 (8) (略) (9) 水位周知河川 国土交通大臣又は県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上<u>重大</u>又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。 (11) ～ (14) (略) (15) 洪水特別警戒水位 法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または<u>県知事</u>は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。 (16) (略) (17) 洪水浸水想定区域 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に、浸水が想定されるとして、<u>国土交通大臣又は県知事</u>が指定した区域をいう（法第14条）。	文言の修正 文言の修正 文言の修正 文言の修正

現 行	新 （令和7年度修正）	修正理由																												
第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報 第 1 節 洪水予報河川における洪水予報 国が行う洪水予報 水防本部長は、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。 ① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル2相当情報[洪水]</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報 （洪水警報） （警戒レベル3相当情報[洪水]</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル4相当情報[洪水]</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル5相当情報[洪水]</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>新規</td><td>新規</td></tr><tr><td>新規</td><td>新規</td></tr></table> ②～④ （略）	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル2相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 （洪水警報） （警戒レベル3相当情報[洪水]	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル4相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル5相当情報[洪水]	氾濫が発生したとき	新規	新規	新規	新規	第 5 章 洪水予報・水位到達情報・水防警報 第 1 節 洪水予報河川における洪水予報 国が行う洪水予報 水防本部長は、国土交通大臣が指定した洪水予報河川について、国から洪水予報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期すため、着信確認を行うものとする。 ① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル2相当情報[洪水]</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報 （洪水警報） （警戒レベル3相当情報[洪水]</td><td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル4相当情報[洪水]</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</td></tr><tr><td>氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル5相当情報[洪水]</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>氾濫注意情報 （警戒情報解除）</td><td>氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）</td></tr><tr><td>氾濫注意情報解除</td><td>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td></tr></table> ②～④ （略）	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル2相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	氾濫警戒情報 （洪水警報） （警戒レベル3相当情報[洪水]	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき	氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル4相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき	氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル5相当情報[洪水]	氾濫が発生したとき	氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）	氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	「水防計画作成の手引き」（国土交通省）を踏まえた修正
種 類	発 表 基 準																													
氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル2相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																													
氾濫警戒情報 （洪水警報） （警戒レベル3相当情報[洪水]	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき																													
氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル4相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき																													
氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル5相当情報[洪水]	氾濫が発生したとき																													
新規	新規																													
新規	新規																													
種 類	発 表 基 準																													
氾濫注意情報 （洪水注意報） （警戒レベル2相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）（警戒レベル2相当水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																													
氾濫警戒情報 （洪水警報） （警戒レベル3相当情報[洪水]	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（警戒レベル3相当水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき																													
氾濫危険情報 （洪水警報） （警戒レベル4相当情報[洪水]	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（危険水位）（警戒レベル4相当水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき																													
氾濫発生情報 （洪水警報） （警戒レベル5相当情報[洪水]	氾濫が発生したとき																													
氾濫注意情報 （警戒情報解除）	氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）、又は、氾濫警戒情報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）																													
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																													

現 行	新 （令和7年度修正）	修正理由																								
第2節 水位周知河川における水位到達情報 (1) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知 水防本部長は、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、国土交通大臣から水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期するため、着信確認を行うものとする。 ① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>新規</td><td>新規</td></tr></table> ②～④ (略)	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	新規	新規	第2節 水位周知河川における水位到達情報 (1) 国土交通大臣が行う水位到達情報の通知 水防本部長は、国土交通大臣が指定した水位周知河川について、国土交通大臣から水位到達情報の通知を受けたときは、直ちに関係水防区本部長及び関係水防管理者に通知するとともに、確実を期するため、着信確認を行うものとする。 ① 通知する情報の種類、基本的な発表基準は、次のとおり。 <table><tr><th>種 類</th><th>発 表 基 準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])</td><td>基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき</td></tr><tr><td>氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])</td><td>氾濫が発生したとき</td></tr><tr><td>氾濫注意情報解除</td><td>氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき</td></tr></table> ②～④ (略)	種 類	発 表 基 準	氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき	氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき	氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき	氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき	氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき	「水防計画作成の手引き」(国土交通省)を踏まえた修正
種 類	発 表 基 準																									
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき																									
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき																									
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき																									
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき																									
新規	新規																									
種 類	発 表 基 準																									
氾濫注意情報 (警戒レベル2相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)(警戒レベル2相当水位)に到達したとき																									
氾濫警戒情報 (警戒レベル3相当情報[洪水])	基準地点の水位が避難判断水位(警戒レベル3相当水位)に到達したとき																									
氾濫危険情報 (警戒レベル4相当情報[洪水])	基準地点の水位が氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)(警戒レベル4相当水位)に到達したとき																									
氾濫発生情報 (警戒レベル5相当情報[洪水])	氾濫が発生したとき																									
氾濫注意情報解除	氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき																									

現 行				新（令和7年度修正）				修正理由
【 資 料 編 】				【 資 料 編 】				
重要水防区間等〔第3章関係〕				重要水防区間等〔第3章関係〕				
I-2 国土交通省管理分				I-2 国土交通省管理分				
① 河川危険度評定基準				① 河川危険度評定基準				
種 別	A：水防上最も重要な区間	重 要 度 B：水防上重要な区間	要注意区間	種 別	A：水防上最も重要な区間	重 要 度 B：水防上重要な区間	要注意区間	文言の修正 基準の見直しによる削除
越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所		越水（溢水）	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が、堤防の計画余裕高に満たない箇所		
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているか、それぞれ2分の1以上に確保されている箇所		（削除）	（削除）	（削除）		
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 堤体の土質、法句配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法句配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。		堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 堤体の土質、法句配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法句配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。		
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。		基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。		文言の修正 文言の追記
水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危機に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所		水 衝 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ、一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所		
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所		工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所		
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所	工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所	
新堤防破堤旧川跡陸 間			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所 陸間が設置されている箇所	新堤防破堤旧川跡陸 間			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所 陸間が設置されている箇所	

現 行

I－2 〔国土交通大臣管理区間〕

③ 重要水防箇所集計表

所轄	水系名	直轄管理 区間延長		重要水防 箇所延長		危 険 度												重 点 区 間			
		(m)	(m)	A		箇所	B		箇所	要注意		箇所	計		箇所	堤 防		箇所			
				箇所	延長(m)		箇所	箇所		延長(m)	箇所		箇所	延長(m)		箇所	箇所		延長(m)		
																				堤 防	構造物
熊本 河川国道 事務所	白川	右岸	16,990	13,667	7	3,514		20	8,722		2	1,431		29	13,667		0	0			
		左岸	17,464	12,290	5	3,587		17	7,499		3	1,204		25	12,290		1	57			
		計	34,454	25,957	12	7,101	7	37	16,221	10	5	2,635	0	54	25,957	17	1	57	0		
	緑川	右岸	53,755	41,117	13	3,700		58	34,855		10	2,562		81	41,117		2	900			
		左岸	45,869	36,292	15	5,095		42	29,575		5	1,622		62	36,292		1	500			
		計	99,624	77,409	28	8,795	12	100	64,430	17	15	4,184	15	143	77,409	44	3	1,400	0		
八代 河川国道 事務所	球磨川	右岸	-	14,687	14	4,026		23	9,501		11	1,160		48	14,687		9	2,565			
		左岸	-	15,339	7	2,741		29	8,748		17	3,850		53	15,339		6	1,961			
		計	100,300	30,026	21	6,767	10	52	18,249	13	28	5,010	3	101	30,026	26	15	4,526	0		
菊池川 河川	菊池川	右岸	69,850	30,023	1	1,000		52	27,100		13	1,923		66	30,023		3	600			
		左岸	61,560	28,824	6	1,200		49	23,020		21	4,604		76	28,824		4	800			
		計	131,410	58,847	7	2,200	8	101	50,120	20	34	6,527	0	142	58,847	29	7	1,400	0		
筑後川 河川 事務所	筑後川	右岸	1,500	325	4	325		0	0		0	0		4	325		0	0			
		左岸	1,500	225	3	225		0	0		0	0		3	225		0	0			
		計	3,000	550	7	550	0	0	0	0	0	0	0	7	550	0	0	0	0		
合 計		右岸	142,095	99,819	39	12,565		153	80,178		36	7,076		228	99,819		14	4,065			
		左岸	126,393	92,970	36	12,848		137	68,842		46	11,280		219	92,970		12	3,318			
		計	368,788	192,789	75	25,413	37	290	149,020	60	82	18,356	18	447	192,789	116	26	7,383	0		

新 (令和7年度修正)

I－2 〔国土交通大臣管理区間〕

③ 重要水防箇所集計表

所轄	水系名	直轄管理 区間延長		重要水防 箇所延長		危 険 度												重 点 区 間			
		(m)	(m)	A		箇所	B		箇所	要注意		箇所	計		箇所	堤 防		箇所	堤 防		箇所
				堤 防	構造物		堤 防	構造物		堤 防	構造物		堤 防	構造物		堤 防	構造物				
																			箇所	延長 (m)	
熊本 河川国道 事務所	白川	右岸	16,990	13,548	3	3,180		16	8,520		3	1,848		22	13,548		0		0		
		左岸	17,464	11,784	4	3,300		13	7,285		3	1,195		20	11,780		1		57		
		計	34,454	25,328	7	6,480	7	29	15,805	10	6	3,043	0	42	25,328	17	1		57	0	
	緑川	右岸	53,755	39,323	13	3,700		61	32,980		11	2,643		85	39,323		2		900		
		左岸	45,869	35,194	15	5,095		42	28,200		5	1,899		62	35,194		1		500		
		計	99,624	74,517	28	8,795	12	103	61,180	17	16	4,542	15	147	74,517	44	3		1,400	0	
八代 河川国道 事務所	球磨川	右岸	-	14,687	14	4,026		23	9,501		11	1,160		48	14,687		10		2,565		
		左岸	-	15,159	6	2,561		29	8,748		17	3,850		52	15,159		5		1,781		
		計	100,300	29,846	20	6,587	11	52	18,249	13	28	5,010	3	100	29,846	27	15		4,346	0	
菊池川 河川	菊池川	右岸	69,850	29,073	1	1,000		49	26,700		12	1,373		62	29,073		3		600		
		左岸	61,560	28,625	6	1,200		48	22,800		22	4,625		76	28,625		4		800		
		計	131,410	57,698	7	2,200	8	97	49,500	20	34	5,998	0	138	57,698	28	7		1,400	0	
筑後川 河川 事務所	筑後川	右岸	1,500	325	4	325		0	0		0	0		4	325		0		0		
		左岸	1,500	225	3	225		0	0		0	0		3	225		0		0		
		計	3,000	550	7	550	0	0	0	0	0	0	7	550	0	0		0	0	0	
合 計		右岸	142,095	96,956	35	12,231		149	77,701		37	7,024		221	96,956		15		4,065		
		左岸	126,393	90,983	34	12,381		132	67,033		47	11,569		213	90,983		11		3,138		
		計	368,788	187,939	69	24,612	38	281	144,734	60	84	18,593	18	434	187,939	116	26		7,203	0	

箇所・延長の修正

現 行									新 （令和7年度修正）									修正理由
Ⅰ－2－④ 重要水防箇所一覧表(熊本河川国道事務所関係)																		事業完了等による 削除
重 要 水 防 区 域 一 覧 表 (A)									重 要 水 防 区 域 一 覧 表 (A)									
【堤防】			【白川水系】						【堤防】			【白川水系】						
番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考	水 防 工 法	番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考	水 防 工 法	事業完了等による 削除
1	熊 本 県	白 川	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左 岸	7.900 ～ 8.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	1	熊 本 県	白 川	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左 岸	7.900 ～ 8.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
2	〃	〃	熊本市 南区 近見一丁目	左 岸	8.300 ～ 8.700	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・堆石	2	〃	〃	熊本市 南区 近見一丁目	左 岸	8.300 ～ 8.700	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・堆石	
3	〃	〃	熊本市 南区 平田一丁目 熊本市 南区 平田一丁目	左 岸	8.700 ～ 11.200	2,500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	3	〃	〃	熊本市 南区 平田一丁目 熊本市 南区 平田一丁目	左 岸	8.700 ～ 11.200	2,500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
4	〃	〃	熊本市 中央区 本山一丁目 熊本市 西区 蓮台寺三丁目	右 岸	8.020 ～ 10.500	2,480	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	4	〃	〃	熊本市 中央区 本山一丁目 熊本市 西区 蓮台寺三丁目	右 岸	8.020 ～ 10.500	2,480	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
5	〃	〃	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 西区 春日一丁目	右 岸	10.700 ～ 11.200	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	5	〃	〃	熊本市 西区 二本木一丁目 熊本市 西区 春日一丁目	右 岸	10.700 ～ 11.200	500	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
6	〃	〃	熊本市 中央区 松原町	左 岸	13.888 ～ 14.175	287	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
7	〃	〃	熊本市 中央区 新屋敷二丁目	右 岸	13.775 ～ 13.800	25	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
8	〃	〃	熊本市 中央区 東子飼町 熊本市 中央区 子飼本町	右 岸	14.400 ～ 14.575	166	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・堆石	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
9	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右 岸	14.657 ～ 14.700	43	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (越水 A)(洗掘 B)	土のう積・シート張・堆石	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
10	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右 岸	14.700 ～ 14.800	100	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
11	〃	〃	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左 岸	16.900 ～ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	6	〃	〃	熊本市 東区 渡鹿八丁目	左 岸	16.900 ～ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
12	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右 岸	16.900 ～ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	7	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右 岸	16.900 ～ 17.100	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (越水 A)	土のう積・シート張	
計						12箇所	7,101		計						7箇所	6,480		
																		箇所・延長の修正

現 行								新（令和7年度修正）								修正理由		
重要水防区域一覧表(B)								重要水防区域一覧表(B)								事業完了等による 削除		
〔場所〕				〔自川水系〕				〔場所〕				〔自川水系〕						
番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備 考	水防工法	番号	県名	河川名	地先名	左・右岸の別	位置	延長(m)	備 考	水防工法	
1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町	右岸	2,000 ～ 2,750	750	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	1	熊本県	白川	熊本市 西区 小島下町	右岸	2,000 ～ 2,750	750	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	事業完了等による 削除
2	〃	〃	熊本市 西区 中原町	左岸	2,833 ～ 3,100	267	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	2	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目 熊本市 西区 中原町 熊本市 西区 小島上町	左岸	2,840 ～ 3,100	260	基礎地盤漏水(B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
3	〃	〃	熊本市 西区 小島六丁目	右岸	2,844 ～ 3,085	242	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
4	〃	〃	熊本市 西区 小島上町	左岸	3,100 ～ 3,160	60	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	3	〃	〃	熊本市 西区 小島上町	左岸	3,100 ～ 3,160	60	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	
5	〃	〃	熊本市 西区 小島三丁目	右岸	3,200 ～ 3,350	150	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	4	〃	〃	熊本市 西区 小島三丁目	右岸	3,200 ～ 3,350	150	基礎地盤漏水(B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	
6	〃	〃	熊本市 西区 小島上町	左岸	3,160 ～ 3,700	540	護岸部洗掘の恐れあり。	捨石	5	〃	〃	熊本市 西区 小島上町	左岸	3,160 ～ 3,700	540	基礎地盤漏水(B) 護岸部洗掘の恐れあり。	捨石	
7	〃	〃	熊本市 西区 城山第2丁目	右岸	3,900 ～ 4,300	400	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	6	〃	〃	熊本市 西区 城山第2丁目	右岸	3,900 ～ 4,300	400	基礎地盤漏水(B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	
8	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4,500 ～ 4,600	100	基礎地盤漏水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	7	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4,500 ～ 4,600	100	基礎地盤漏水(B) 基礎地盤漏水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	
9	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4,600 ～ 4,900	300	護岸部洗掘の恐れあり。	捨石	8	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4,600 ～ 4,900	300	基礎地盤漏水(B) 護岸部洗掘の恐れあり。	捨石	
10	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	4,750 ～ 5,000	250	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	9	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	4,750 ～ 5,000	250	基礎地盤漏水(B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	
11	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4,900 ～ 5,100	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	10	〃	〃	熊本市 南区 今町	左岸	4,900 ～ 5,100	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	
12	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5,000 ～ 5,200	200	余裕高(流下能力)が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	11	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5,000 ～ 5,200	200	基礎地盤漏水(B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	
13	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5,200 ～ 5,250	50	基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	12	〃	〃	熊本市 西区 城山半田三丁目	右岸	5,200 ～ 5,250	50	基礎地盤漏水(B) 基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張	
14	〃	〃	熊本市 南区 今町	右岸	5,100 ～ 5,400	300	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
15	〃	〃	熊本市 西区 城山半田二丁目	右岸	8,000 ～ 8,020	2,020	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	13	〃	〃	熊本市 西区 城山半田二丁目 熊本市 西区 蓮台寺三丁目 熊本市 南区 南郷一丁目	右岸	8,300 ～ 8,020	1,720	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	
16	〃	〃	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	7,725 ～ 7,900	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	14	〃	〃	熊本市 南区 上ノ郷二丁目 熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	7,725 ～ 7,900	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	
17	〃	〃	熊本市 南区 上ノ郷二丁目	左岸	8,100 ～ 8,300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	15	〃	〃	熊本市 南区 上ノ郷二丁目 熊本市 南区 近見一丁目 熊本市 西区 二本木一丁目	左岸	8,100 ～ 8,300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	
18	〃	〃	熊本市 西区 二本木一丁目	右岸	10,500 ～ 10,700	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	16	〃	〃	熊本市 西区 春日一丁目 熊本市 中央区 本山二丁目 熊本市 中央区 新屋敷一丁目	右岸	10,500 ～ 10,700	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	
19	〃	〃	熊本市 中央区 春日一丁目	左岸	11,200 ～ 11,250	2,050	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	17	〃	〃	熊本市 中央区 春日一丁目 熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目	左岸	11,200 ～ 11,900	3,700	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	
20	〃	〃	熊本市 中央区 松原町	右岸	11,200 ～ 11,700	500	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	18	〃	〃	熊本市 中央区 松原町 熊本市 中央区 黒髪五丁目	右岸	11,200 ～ 11,700	500	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) (漏水B)	土のう積・シート張	
21	〃	〃	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左岸	13,250 ～ 13,775	525	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
22	〃	〃	熊本市 中央区 榎屋今町	右岸	11,900 ～ 13,250	1,350	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	19	〃	〃	熊本市 中央区 榎屋今町 熊本市 中央区 井川湖町	右岸	11,900 ～ 13,875	1,975	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
23	〃	〃	熊本市 中央区 水道町	右岸	13,250 ～ 13,775	525	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
24	〃	〃	熊本市 中央区 南千反田町	右岸	13,800 ～ 13,825	25	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
25	〃	〃	熊本市 中央区 井川湖町	右岸	13,925 ～ 14,300	375	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	20	〃	〃	熊本市 中央区 井川湖町 熊本市 中央区 東子飼町	右岸	13,925 ～ 14,300	375	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
26	〃	〃	熊本市 中央区 東子飼町	右岸	14,300 ～ 14,409	109	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
27	〃	〃	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	右岸	14,775 ～ 14,888	113	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
28	〃	〃	熊本市 中央区 新屋敷二丁目	右岸	14,175 ～ 14,800	725	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
29	〃	〃	熊本市 中央区 東子飼町	右岸	14,300 ～ 14,409	109	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	21	〃	〃	熊本市 中央区 東子飼町 熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14,300 ～ 14,700	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (漏水B) (漏水B)	土のう積・シート張・抛石	
30	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14,875 ～ 14,657	82	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
31	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14,900 ～ 15,300	400	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	22	〃	〃	熊本市 中央区 大江一丁目	左岸	14,900 ～ 15,300	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗掘の恐れあり。 (漏水B) (漏水B)	土のう積・シート張・抛石	
32	〃	〃	熊本市 中央区 大江一丁目	左岸	14,800 ～ 15,500	700	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	23	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪二丁目	右岸	14,700 ～ 15,500	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
33	〃	〃	熊本市 中央区 渡部五丁目	左岸	15,300 ～ 15,650	350	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	24	〃	〃	熊本市 中央区 大江一丁目 熊本市 中央区 渡部五丁目	左岸	15,300 ～ 15,650	350	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
34	〃	〃	熊本市 中央区 渡部六丁目	左岸	15,900 ～ 16,700	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	25	〃	〃	熊本市 中央区 渡部六丁目	左岸	15,900 ～ 16,700	800	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
35	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪五丁目	右岸	15,950 ～ 16,200	250	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	26	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪五丁目 熊本市 中央区 黒髪六丁目 熊本市 中央区 黒髪五丁目	右岸	15,950 ～ 16,200	250	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B) 余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	
36	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16,400 ～ 16,700	300	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	27	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	16,400 ～ 16,700	300	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
37	〃	〃	熊本市 東区 渡部八丁目	左岸	17,100 ～ 17,300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	28	〃	〃	熊本市 東区 渡部八丁目	左岸	17,100 ～ 17,300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
38	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	17,100 ～ 17,300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張	29	〃	〃	熊本市 中央区 黒髪六丁目	右岸	17,100 ～ 17,300	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 (漏水B)	土のう積・シート張	
計						27箇所	15,221		計						29箇所	15,805		

箇所・延長の修正																
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

現 行										新（令和7年度修正）										修正理由
【工 作 物】										【白 川 水 系】										地先名の修正等
番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	
1	熊 本 県	白 川	熊本市 西区 小島6丁目		3.200		小島橋			1	熊 本 県	白 川	熊本市 西区 小島六丁目		3.200		小島橋			
			熊本市 西区 小島上町				(桁下高不足)						熊本市 西区 小島上町				(桁下高不足)			
2	"	"	熊本市 西区 城山半田二丁目		5.275		八城橋			2	"	"	熊本市 西区 城山半田二丁目		5.275		八城橋			
			熊本市 南区 今町				(桁下高不足)						熊本市 南区 今町				(桁下高不足)			
3	"	"	熊本市 南区 薄場二丁目		7.300		薄場橋			3	"	"	熊本市 南区 薄場二丁目		7.300		薄場橋			
			熊本市 西区 新土河原一丁目				(桁下高不足)						熊本市 西区 新土河原一丁目				(桁下高不足)			
4	"	"	熊本市 中央区 本荘五丁目		11.740		長六橋			4	"	"	熊本市 中央区 本荘五丁目		11.740		長六橋			
			熊本市 中央区 慶徳堀町				(桁下高不足)						熊本市 中央区 慶徳堀町				(桁下高不足)			
5	"	"	熊本市 中央区 本荘五丁目		12.300		代継橋			5	"	"	熊本市 中央区 本荘五丁目		12.300		代継橋			
			熊本市 中央区 新鍛冶屋町				(桁下高不足)						熊本市 中央区 新鍛冶屋町				(桁下高不足)			
6	"	"	熊本市 中央区 本荘一丁目		12.500		新代継橋			6	"	"	熊本市 中央区 本荘一丁目		12.500		新代継橋			
			熊本市 中央区 下通二丁目				(桁下高不足)						熊本市 中央区 下通二丁目				(桁下高不足)			
7	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		12.850		銀座橋			7	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		12.850		銀座橋			
			熊本市 中央区 中央街				(桁下高不足)						熊本市 中央区 中央街				(桁下高不足)			
8	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		13.040		安巳橋			8	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		13.040		安巳橋			
			熊本市 中央区 安政町				(桁下高不足)						熊本市 中央区 安政町				(桁下高不足)			
9	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		13.200		大甲橋			9	"	"	熊本市 中央区 九品寺一丁目		13.200		大甲橋			
			熊本市 中央区 水道町				(桁下高不足)						熊本市 中央区 水道町				(桁下高不足)			
10	"	"	熊本市 中央区 大江一丁目		14.470		子飼橋			10	"	"	熊本市 中央区 新屋敷二丁目		14.470		子飼橋			
			熊本市 中央区 東子飼町				(桁下高不足)						熊本市 中央区 東子飼町				(桁下高不足)			
計						10箇所				計						10箇所				
重 要 水 防 箇 所 一 覧 表（要注意区間（堤防））										重 要 水 防 箇 所 一 覧 表（要注意区間（堤防））										地先名の修正・経 年による削除等
【堤 防】										【白 川 水 系】										
番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	番 号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	
1	熊 本 県	白 川	熊本市 西区 新開町	右 岸	1,978～2,844	866	新堤防(令和5年度施工)			1	熊 本 県	白 川	熊本市 西区 小島下町	右 岸	1,978～2,788	810	新堤防(令和5年度施工)			
			熊本市 西区 中原町	左 岸	2,000～2,210	210	新堤防(令和3年度施工)						熊本市 西区 小島六丁目							
3	"	"	熊本市 西区 中原町	左 岸	2,210～2,639	429	新堤防(令和5年度施工)			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)			2	"	"	熊本市 西区 中原町	左 岸	2,210～2,600	380	新堤防(令和5年度施工)			
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)			3	"	"	熊本市 西区 中原町	左 岸	2,600～2,840	240	新堤防(令和6年度施工)			
4	"	"	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左 岸	13,210～13,775	565	新堤防(令和4年度施工)			4	"	"	熊本市 西区 小島六丁目	右 岸	2,788～3,261	473	新堤防(令和6年度施工)			
			熊本市中央区水道町	右 岸	13,210～13,775	565	新堤防(令和4年度施工)						熊本市 西区 小島三丁目							
5	"	"	熊本市 中央区 南千反畑町							5	"	"	熊本市 中央区 新屋敷一丁目	左 岸	13,210～13,775	565	新堤防(令和4年度施工)			
										6	"	"	熊本市中央区水道町	右 岸	13,210～13,775	565	新堤防(令和4年度施工)			
計						5箇所	2,635			計			熊本市 中央区 南千反畑町			7箇所	3,043			
																				箇所・延長の修正

現 行

重 要 水 防 区 域 一 覧 表 (A)

【堤 防】		河川名		地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法
番 号	熊 本 県	熊 本 県	宇土市 早木		左 岸	4,000 ～ 4,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり	土のう積・シート張・い
1								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
2	"	"	熊本市 南区 富合町杉島		右 岸	7,000 ～ 7,400	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・い・抛石
								(堤体漏水 B)(洗濯 A)	
3	"	"	熊本市 南区 富合町杉島		右 岸	7,400 ～ 7,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗濯の恐れあり。	土のう積・シート張・い・抛石
								(漏水 B)(堤体漏水 B)(洗濯 A)	
4	"	"	熊本市 南区 富合町杉島		右 岸	7,800 ～ 7,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗濯の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石
			熊本市 南区 野田3丁目					(漏水 B)(洗濯 A)	
5	"	"	熊本市 南区 城南町永		左 岸	12,800 ～ 12,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
6	"	"	熊本市 南区 城南町並野		左 岸	15,000 ～ 15,400	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗濯の恐れあり。	土のう積・シート張・い・抛石
								(漏水 A)(堤体漏水 B)(洗濯 A)	
7	"	"	嘉島町 上島		右 岸	15,000 ～ 15,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
8	"	"	御船町 豊秋		右 岸	15,400 ～ 15,800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
9	"	"	御船町 豊秋		右 岸	15,800 ～ 15,850	50	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
10	"	"	御船町 豊秋		右 岸	15,850 ～ 16,000	150	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	
11	"	"	熊本市 南区 城南町並地		左 岸	16,000 ～ 16,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
12	"	"	甲佐町 吉田		右 岸	16,400 ～ 16,600	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
13	"	"	熊本市 南区 城南町並地		左 岸	16,200 ～ 16,800	600	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
			熊本市 南区 城南町出水					(漏水 A)	
14	"	"	熊本市 南区 城南町出水		左 岸	17,000 ～ 17,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
15	"	"	甲佐町 赤田		左 岸	22,200 ～ 22,800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
16	"	"	甲佐町 古園		左 岸	23,800 ～ 24,075	275	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
17	"	"	甲佐町 谷迫		左 岸	25,000 ～ 25,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
18	"	"	奥里町 藤本		左 岸	25,800 ～ 26,120	320	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
19	"	"	甲佐町 上雪内		右 岸	28,600 ～ 28,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
20	"	"	甲佐町 東寒野		左 岸	28,800 ～ 29,000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
21	"	"	甲佐町 東寒野		左 岸	29,200 ～ 29,400	200	護岸部洗濯の恐れあり。	抛石
								(洗濯 A)	
22	"	"	甲佐町 上橋		右 岸	29,800 ～ 30,000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
23	熊 本 県	加勢川	熊本市 南区 中熊田町		右 岸	2,600 ～ 2,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
24	"	"	熊本市 東区 南園町大字下熊田		右 岸	9,800 ～ 10,200	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
25	"	"	熊本市 南区 御幸本部町		左 岸	10,400 ～ 11,500	1,100	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
			嘉島町 笠					(漏水 A)	
26	"	"	熊本市 東区 南園町大字下熊田		右 岸	10,600 ～ 11,500	900	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
27	熊 本 県	御船川	嘉島町 上島		左 岸	0,000 ～ 0,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
28	"	"	御船町 方瀬		左 岸	0,600 ～ 1,000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
計							28箇所 8,795		

新 (令和7年度修正)

重 要 水 防 区 域 一 覧 表 (A)

【堤 防】		河川名		地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長(m)	備 考	水 防 工 法
番 号	熊 本 県	熊 本 県	熊本市 南区 富合町彦崎		左 岸	4,000 ～ 4,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり	土のう積・シート張・い
1								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
2	"	"	熊本市 南区 富合町杉島		右 岸	7,000 ～ 7,400	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・い・抛石
								(堤体漏水 B)(洗濯 A)	
3	"	"	熊本市 南区 富合町杉島		右 岸	7,400 ～ 7,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗濯の恐れあり。	土のう積・シート張・い・抛石
								(漏水 B)(堤体漏水 B)(洗濯 A)	
4	"	"	熊本市 南区 富合町杉島		右 岸	7,800 ～ 7,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び護岸部洗濯の恐れあり。	土のう積・シート張・抛石
			熊本市 南区 野田3丁目					(漏水 B)(洗濯 A)	
5	"	"	熊本市 南区 城南町永		左 岸	12,800 ～ 12,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり	土のう積・シート張・い
			熊本市 南区 城南町永					(漏水 A)(堤体漏水 B)	
6	"	"	熊本市 南区 城南町並野		左 岸	15,000 ～ 15,400	400	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、護岸部洗濯の恐れあり。	土のう積・シート張・い・抛石
								(漏水 B)(堤体漏水 B)(洗濯 A)	
7	"	"	嘉島町 上島		右 岸	15,000 ～ 15,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
8	"	"	御船町 豊秋		右 岸	15,400 ～ 15,800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
9	"	"	御船町 豊秋		右 岸	15,800 ～ 15,850	50	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
10	"	"	御船町 豊秋		右 岸	15,850 ～ 16,000	150	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)(基礎地盤漏水 B)	
11	"	"	熊本市 南区 城南町並地		左 岸	16,000 ～ 16,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり	土のう積・シート張・い
								(漏水 A)(堤体漏水 B)	
12	"	"	甲佐町 吉田		右 岸	16,400 ～ 16,600	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
13	"	"	熊本市 南区 城南町並地		左 岸	16,200 ～ 16,800	600	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
			熊本市 南区 城南町出水					(漏水 A)	
14	"	"	熊本市 南区 城南町出水		左 岸	17,000 ～ 17,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
15	"	"	甲佐町 津志田		左 岸	22,200 ～ 22,800	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
			甲佐町 鹿生原					(漏水 A)	
16	"	"	甲佐町 古園(甲佐町船津古園)		左 岸	23,800 ～ 24,075	275	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
17	"	"	甲佐町 船津		左 岸	25,000 ～ 25,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
18	熊 本 県	熊 本 県	奥里町 高木(奥里町中郡高木)		左 岸	25,800 ～ 26,120	320	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
19	"	"	甲佐町 上雪内(甲佐町雪内上雪内)		右 岸	28,600 ～ 28,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
20	"	"	甲佐町 東寒野		左 岸	28,800 ～ 29,000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
21	"	"	甲佐町 東寒野		左 岸	29,200 ～ 29,400	200	護岸部洗濯の恐れあり。	抛石
								(洗濯 A)	
22	"	"	甲佐町 上橋		右 岸	29,800 ～ 30,000	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
23	熊 本 県	加勢川	熊本市 南区 中熊田町		右 岸	2,600 ～ 2,800	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
24	"	"	熊本市 東区 南園町大字下熊田		右 岸	9,800 ～ 10,200	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
25	"	"	熊本市 南区 御幸本部町		左 岸	10,400 ～ 11,500	1,100	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
			嘉島町 笠					(漏水 A)	
26	"	"	熊本市 東区 南園町大字下熊田		右 岸	10,600 ～ 11,500	900	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
27	熊 本 県	御船川	嘉島町 上島		左 岸	0,000 ～ 0,200	200	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
28	"	"	御船町 方瀬		左 岸	0,600 ～ 1,000	400	堤防高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。	土のう積・シート張
								(漏水 A)	
計							28箇所 8,795		

地先名の修正等

現 行										新 （令和7年度修正）										修正理由	
【工作物】										【緑川水系】										地先名の修正等	
番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法		
1	熊 本 県	加勢川	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 川尻6丁目		3.830		新町橋 (桁下高不足)			1	熊 本 県	加勢川	熊本市 南区 川尻4丁目 熊本市 南区 川尻5丁目 熊本市 南区 川尻6丁目		3.830		新町橋 (桁下高不足)				
2	〃	〃	熊本市 南区 野田1丁目 熊本市 南区 野田2丁目 熊本市 南区 元三町3丁目		4.600		加勢川橋 (桁下高不足)			2	〃	〃	熊本市 南区 野田1丁目 熊本市 南区 野田2丁目 熊本市 南区 元三町3丁目		4.600		加勢川橋 (桁下高不足)				
3	〃	〃	嘉島町 大淵		5.700		新川橋 (桁下高不足)			3	〃	〃	嘉島町 大淵		5.700		新川橋 (桁下高不足)				
4	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町 嘉島町 水瀬		6.750		下居屋敷橋 (桁下高不足)			4	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町 嘉島町 水瀬		6.750		下居屋敷橋 (桁下高不足)				
5	〃	〃	嘉島町 下仲間 熊本市 南区 御幸木部町		7.400		下仲間橋 (桁下高不足)			5	〃	〃	嘉島町 下仲間 熊本市 南区 御幸木部町		7.400		下仲間橋 (桁下高不足)				
6	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町		8.150		水神橋 (桁下高不足)			6	〃	〃	熊本市 南区 御幸木部町		8.150		水神橋 (桁下高不足)				
7	〃	〃	熊本市 南区 面図町大字下無田 嘉島町 湯河原		9.750		中の瀬橋 (桁下高不足)			7	〃	〃	熊本市 南区 面図町大字下無田 嘉島町 鞍		9.750		中の瀬橋 (桁下高不足)				
8	〃	御船川	御船町 小坂 御船町 小坂		3.000		小坂橋 (桁下高不足)			8	〃	御船川	御船町 小坂 御船町 小坂		3.000		小坂橋 (桁下高不足)				
9	〃	緑川	宇土市 下新開	左岸	2.040		(応急対策施設) 沙崎排水樋管			9	〃	緑川	宇土市 新開町	左岸	2.040		(応急対策施設) 沙崎排水樋管				
10	〃	〃	熊本市 南区 富合町沙崎	左岸	4.085		(応急対策施設) 長江樋管			10	〃	〃	熊本市 南区 富合町沙崎	左岸	4.085		(応急対策施設) 長江樋管				
11	〃	〃	嘉島町 大淵	右岸	6.805		(応急対策施設) 碓江用水樋管			11	〃	〃	熊本市 南区 富合町 杉島	右岸	6.805		(応急対策施設) 碓江用水樋管				
12	〃	浜戸川	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	5.175		(応急対策施設)			12	〃	浜戸川	熊本市 南区 富合町碓江	左岸	5.175		(応急対策施設)				
計						12箇所				計						12箇所					
重 要 水 防 区 域 一 覧 表 (B)										重 要 水 防 区 域 一 覧 表 (B)										地先名の修正等	
【堤防】										【緑川水系】											
番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法		
1	熊 本 県	緑 川	熊本市 南区 海路口町	右 岸	0.900 ～ 0.944	44	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張	1	熊 本 県	緑 川	熊本市 南区 川口町	右 岸	0.900 ～ 0.944	44	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
2	〃	〃	熊本市 南区 海路口町	右 岸	1.248 ～ 3.800	2,552	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張	2	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	1.248 ～ 1.250	502	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	3	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	1.825 ～ 1.850	25	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	4	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	2.150 ～ 2.400	250	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	3.050 ～ 3.225	175	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	6	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	3.675 ～ 3.800	125	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
3	〃	〃	宇土市 下新開 宇土市 走湯町	左 岸	2.200 ～ 3.800	1,600	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張	7	〃	〃	宇土市 新開町 宇土市 走湯町	左 岸	3.250 ～ 3.800	550	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
4	〃	〃	熊本市 南区 川口町 熊本市 南区 奥倉里町	右 岸	3.941 ～ 4.800	859	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張	8	〃	〃	熊本市 南区 川口町 熊本市 南区 奥倉里町	右 岸	3.941 ～ 4.800	859	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		
5	〃	〃	熊本市 南区 富合町沙崎	左 岸	4.200 ～ 4.800	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり [漏水 B] [堤体漏水 B]		土のう積・シート張・い	9	〃	〃	熊本市 南区 富合町沙崎	左 岸	4.200 ～ 4.800	400	余裕高(流下能力)が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり [漏水 B] [堤体漏水 B]		土のう積・シート張・い		
6	〃	〃	熊本市 南区 富合町沙崎	左 岸	4.600 ～ 4.800	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張	10	〃	〃	熊本市 南区 富合町沙崎	左 岸	4.600 ～ 4.800	200	余裕高(流下能力)が低く溢水の恐れあり。 [漏水 B]		土のう積・シート張		

8

現行

66	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	右 岸	4,600 ～ 5,000	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
67	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	左 岸	4,800 ～ 5,000	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
68	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	右 岸	5,000 ～ 5,400	400	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
69	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	右 岸	5,400 ～ 6,200	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
70	〃	〃	熊本 市 南区 御幸本郷町	左 岸	5,200 ～ 6,200	1,000	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
71	〃	〃	熊本 市 南区 御幸本郷町	左 岸	6,400 ～ 10,400	4,000	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
72	〃	〃	熊本 市 南区 御幸本郷町	右 岸	6,400 ～ 9,800	3,400	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
73	熊本 県	加勢川	画面町 大字下無田	右 岸	10,200 ～ 10,600	400	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
74	熊本 県	御船川	基島町 上島	右 岸	0,000 ～ 0,600	600	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
75	〃	〃	御船町 小坂	左 岸	2,600 ～ 3,400	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
76	〃	〃	御船町 小坂	右 岸	3,400 ～ 3,600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
77	〃	〃	御船町 滝川	右 岸	3,600 ～ 4,500	900	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
78	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4,150 ～ 4,200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張	
79	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4,200 ～ 4,500	300	余裕高（流下能力）が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張	
80	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4,500 ～ 6,600	2,100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
81	〃	〃	御船町 滝川	右 岸	4,500 ～ 5,600	1,100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
82	〃	〃	御船町 滝川	右 岸	5,800 ～ 6,600	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
83	熊本 県	浜戸川	宇土市 新開町	左 岸	0,220 ～ 0,800	600	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
84	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	0,400 ～ 0,800	400	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
85	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	0,900 ～ 2,800	1,900	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
86	〃	〃	宇土市 新開町	左 岸	1,000 ～ 2,600	1,600	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
87	〃	〃	宇土市 走潟町	左 岸	3,000 ～ 3,200	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
88	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,000 ～ 3,600	600	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
89	〃	〃	宇土市 走潟町	左 岸	3,400 ～ 3,600	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
90	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,600 ～ 3,750	150	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
91	〃	〃	宇土市 走潟町	左 岸	3,600 ～ 4,000	400	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
92	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,750 ～ 3,800	50	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
93	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,800 ～ 4,000	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
94	〃	〃	宇土市 市馬之瀬町	左 岸	4,000 ～ 4,200	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
95	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	4,000 ～ 5,200	1,200	堤体漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
96	〃	〃	宇土市 市馬之瀬町	左 岸	4,200 ～ 4,400	200	堤体漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
97	〃	〃	熊本 市 南区 富合町砥江	左 岸	4,400 ～ 4,600	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
98	〃	〃	熊本 市 南区 富合町砥江	左 岸	4,600 ～ 5,000	400	堤体漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
99	〃	〃	熊本 市 南区 富合町彦崎	右 岸	5,200 ～ 5,400	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
100	〃	〃	熊本 市 南区 富合町砥江	左 岸	5,300 ～ 5,400	100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
計					100箇所	64,430			

新（令和7年度修正）

70	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	右 岸	4,600 ～ 5,000	400	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
71	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	左 岸	4,800 ～ 5,000	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
72	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	右 岸	5,000 ～ 5,400	400	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
73	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	右 岸	5,400 ～ 6,200	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
74	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	左 岸	5,200 ～ 6,200	1,000	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
75	〃	〃	熊本 市 南区 元三町4丁目	左 岸	6,400 ～ 10,400	4,000	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
76	〃	〃	熊本 市 南区 御幸本郷町	右 岸	6,400 ～ 9,800	3,400	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
77	熊本 県	加勢川	画面町 大字下無田	右 岸	10,200 ～ 10,600	400	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
78	熊本 県	御船川	基島町 上島	右 岸	0,000 ～ 0,600	600	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
79	〃	〃	御船町 小坂	左 岸	2,600 ～ 3,400	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
80	〃	〃	御船町 小坂	右 岸	3,400 ～ 3,600	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
81	〃	〃	御船町 滝川	右 岸	3,600 ～ 4,500	900	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
82	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4,150 ～ 4,200	50	基礎地盤漏水の恐れあり。 〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張	
83	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4,200 ～ 4,500	300	余裕高（流下能力）が低く溢水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張	
84	〃	〃	御船町 滝川	左 岸	4,500 ～ 6,600	2,100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
85	〃	〃	御船町 滝川	右 岸	4,500 ～ 5,600	1,100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
86	〃	〃	御船町 滝川	右 岸	5,800 ～ 6,600	800	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
87	熊本 県	浜戸川	宇土市 新開町	左 岸	0,220 ～ 0,800	220	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
88	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	0,900 ～ 2,800	1,900	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
89	〃	〃	宇土市 新開町	左 岸	1,000 ～ 2,600	1,600	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
90	〃	〃	宇土市 市馬之瀬町	左 岸	3,000 ～ 3,200	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
91	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,000 ～ 3,600	600	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
92	〃	〃	宇土市 走潟町	左 岸	3,400 ～ 3,600	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
93	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,600 ～ 3,750	150	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
94	〃	〃	宇土市 走潟町	左 岸	3,600 ～ 4,000	400	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
95	〃	〃	宇土市 走潟町	右 岸	3,750 ～ 3,800	50	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水、基礎地盤漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
96	熊本 県	浜戸川	宇土市 走潟町	右 岸	3,800 ～ 4,000	200	堤体漏水及び基礎地盤漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕〔基礎地盤漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
97	〃	〃	宇土市 市馬之瀬町	左 岸	4,000 ～ 4,200	200	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
98	〃	〃	熊本 市 南区 富合町彦崎	右 岸	4,000 ～ 5,200	1,200	堤体漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
99	〃	〃	熊本 市 市馬之瀬町	左 岸	4,200 ～ 4,400	200	堤体漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
100	〃	〃	熊本 市 南区 富合町砥江	左 岸	4,400 ～ 4,600	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
101	〃	〃	熊本 市 南区 富合町砥江	左 岸	4,600 ～ 5,000	400	堤体漏水の恐れあり。 〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
102	〃	〃	熊本 市 南区 富合町彦崎	右 岸	5,200 ～ 5,400	200	余裕高（流下能力）が低く溢水及び堤体漏水の恐れあり。 〔漏水 B〕〔堤体漏水 B〕	土のう様・シート張-Ⅰ	
103	〃	〃	熊本 市 南区 富合町砥江	左 岸	5,300 ～ 5,400	100	余裕高（流下能力）が低く溢水の恐れあり。 〔漏水 B〕	土のう様・シート張	
計					103箇所	61,180			

箇所・延長の修正

現 行										新 （令和7年度修正）										修正理由		
重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ 要注意区間（堤防））										重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 （ 要注意区間（堤防））										経年による削除・ R6年度施行による追加		
【堤 防】					【緑川水系】					【堤 防】					【緑川水系】							
番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長 (m)	備 考			水 防 工 法	番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延長 (m)	備 考			水 防 工 法	
1	〃	緑川	宇土市 直葉	左岸	0.187～0.275	108	新堤防(令和3年度施工)				〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		〔削除〕	
2	〃	〃	宇土市 直葉	左岸	0.975～1.811	836	新堤防(令和3年度施工)				〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		〔削除〕	
3	〃	〃	宇土市 直葉 宇土市 下新開	左岸	1.811～2.000	189	新堤防(令和5年度施工)				1	熊本県	緑川	宇土市 新開町	左岸	1.811～2.000	189	新堤防(令和5年度施工)				
4	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	0.000～0.900	900	新堤防(令和3年度施工)				〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		〔削除〕	
5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	0.921～1.250	329	新堤防(令和5年度施工)				2	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	0.921～1.250	329	新堤防(令和5年度施工)				
6	〃	〃	宇土市新開町	右岸	2.123～2.184	61	新堤防(令和5年度施工)				3	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.150～2.184	34	新堤防(令和5年度施工)				
7	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.200～2.241	41	新堤防(令和4年度施工)				4	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.200～2.241	41	新堤防(令和4年度施工)				
8	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.241～2.327	86	新堤防(令和5年度施工)				5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.241～2.327	86	新堤防(令和5年度施工)				
9	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.327～2.350	23	新堤防(令和4年度施工)				6	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.327～2.350	23	新堤防(令和4年度施工)				
10	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	4.250～4.615	365	新堤防(令和3年度施工)				〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		
11	〃	〃	熊本市 南区 美登里町	右岸	4.615～4.750	135	新堤防(令和5年度施工)				7	〃	〃	熊本市 南区 美登里町	右岸	4.615～4.750	135	新堤防(令和5年度施工)				
12	〃	御船川	嘉島町 上六喜	右岸	0.200～0.522	322	新堤防(令和3年度施工)				〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		
13	〃	浜戸川	宇土市 新開町	左岸	0.000～0.050	50	新堤防(令和5年度施工)				8	〃	浜戸川	宇土市 新開町	左岸	0.000～0.050	50	新堤防(令和5年度施工)				
14	〃	〃	熊本市 南区 堂会町苅造	右岸	0.000～0.300	300	新堤防(令和3年度施工)				〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕	〔削除〕		
15	〃	〃	宇土市 恵塚町	左岸	1.936～2.375	439	新堤防(令和4年度施工)				9	〃	浜戸川	宇土市 野鶴町 宇土市 馬之瀬町	左岸	1.936～2.375	439	新堤防(令和4年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				10	〃	緑川	宇土市 新開町	左岸	2.504～3.250	746	新堤防(令和6年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				11	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	1.750～1.925	175	新堤防(令和6年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				12	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	1.950～2.150	200	新堤防(令和6年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				13	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	2.400～3.050	650	新堤防(令和6年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				14	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右岸	3.225～3.675	450	新堤防(令和6年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				15	〃	〃	宇土市 新開町	左岸	0.050～0.525	475	新堤防(令和6年度施工)				
〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕	〔新規〕				16	〃	〃	宇土市 走湯町	右岸	0.300～0.820	520	新堤防(令和6年度施工)				
計					15箇所	4,184					計					16箇所	4,542				箇所・延長の修正	

現 行										新 （令和7年度修正）										修正理由
【工 作 物】					【緑川水系】					【工 作 物】					【緑川水系】					地先名の修正等
番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左・右岸の別	位 置	延 長 (m)	備 考		水 防 工 法	
1	熊本県	緑 川	宇土市 網津町直築	左 岸	0.400		網津陸開門扉No.1			1	熊本県	緑 川	宇土市 直築	左 岸	0.400		網津陸開門扉No.1			
2	〃	〃	〃 網津町直築	左 岸	0.505		網津陸開門扉No.2			2	〃	〃	〃 直築	左 岸	0.505		網津陸開門扉No.2			
3	〃	〃	〃 網津町直築	左 岸	0.570		網津陸開門扉No.3			3	〃	〃	〃 直築	左 岸	0.570		網津陸開門扉No.3			
4	〃	〃	〃 笠原町	左 岸	0.650		網津陸開門扉No.4			4	〃	〃	〃 直築	左 岸	0.650		網津陸開門扉No.4			
5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	0.900		川口陸開門扉No.1			5	〃	〃	熊本市 南区 川口町	右 岸	0.900		川口陸開門扉No.1			
6	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.270		川口陸開門扉No.2			6	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.270		川口陸開門扉No.2			
7	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.300		川口陸開門扉No.3			7	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.300		川口陸開門扉No.3			
8	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.550		川口陸開門扉No.4			8	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.550		川口陸開門扉No.4			
9	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.570		川口陸開門扉No.5			9	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.570		川口陸開門扉No.5			
10	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.650		川口陸開門扉No.6			10	〃	〃	〃 〃 川口町	右 岸	1.650		川口陸開門扉No.6			
11	〃	加勢川	熊本市 南区 川尻3丁目	右 岸	3.030		川尻陸開門扉No.1			11	〃	加勢川	熊本市 南区 川尻3丁目	右 岸	3.030		川尻陸開門扉No.1			
12	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右 岸	3.050		川尻陸開門扉No.2			12	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右 岸	3.050		川尻陸開門扉No.2			
13	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右 岸	3.110		川尻陸開門扉No.3			13	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右 岸	3.110		川尻陸開門扉No.3			
14	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右 岸	3.310		川尻陸開門扉No.6			14	〃	〃	〃 〃 川尻3丁目	右 岸	3.310		川尻陸開門扉No.6			
15	〃	〃	〃 〃 川尻4丁目	右 岸	3.385		川尻陸開門扉No.7			15	〃	〃	〃 〃 川尻4丁目	右 岸	3.385		川尻陸開門扉No.7			
計					15箇所					計					15箇所					

現

行

I-2-⑤重要水防箇所一覧表(八代河川国道事務所関係)

重要水防区域一覧表(A)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1~24(略)								
25	熊本県	球磨川	錦町西	左岸	64k600~64k800	180m	越水(溢水)A	
26	熊本県	球磨川	あさぎり町中島	右岸	81k540		才和田用水機場取水樋門	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	
27	熊本県	球磨川	多良木町百太郎	左岸	85k300~86k100	780m	越水(溢水)A	
28	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k500~85k700	190m	越水(溢水)A	
29	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k700~86k300	589m	越水(溢水)A	
30	熊本県	球磨川	水上村水上	右岸	88k100~88k500	390m	越水(溢水)A	
31	熊本県	球磨川	湯前町湯前		88k580		桁下高不足(鵜木橋)	
		計			31	6,767m		

重要水防区域一覧表(重点)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1~14(略)								
15	熊本県	球磨川	錦町西	左岸	64k600~64k800	180m	越水(溢水)A	
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	
		計			15	4,526m		

新

(令和7年度修正)

I-2-⑤重要水防箇所一覧表(八代河川国道事務所関係)

重要水防区域一覧表(A)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1~24(略)								
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
25	熊本県	球磨川	あさぎり町中島	右岸	81k540		才和田用水機場取水樋門	
26	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k200		工作物(駄之瀬堰)	
27	熊本県	球磨川	多良木町百太郎	左岸	85k300~86k100	780m	越水(溢水)A	
28	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k500~85k700	190m	越水(溢水)A	
29	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k700~86k300	589m	越水(溢水)A	
30	熊本県	球磨川	水上村水上	右岸	88k100~88k500	390m	越水(溢水)A	
31	熊本県	球磨川	湯前町湯前		88k580		桁下高不足(鵜木橋)	
		計			31	6,587m		

重要水防区域一覧表(重点)

球磨川水系

番号	県名	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1~14(略)								
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
15	熊本県	球磨川	多良木町黒肥地	右岸	85k200		工作物(駄之瀬堰)	
		計			15	4,346m		

事業完了等による
削除

老朽化等による
追加

延長の修正

事業完了等による
削除

老朽化等による
追加

延長の修正

現 行								新 （令和7年度修正）								修正理由			
Ⅰ－2－⑥ 重要水防箇所一覧表(菊池川河川事務所関係)								Ⅰ－2－⑥ 重要水防箇所一覧表(菊池川河川事務所関係)								事業完了等による 削除			
重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 (B)								重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 (B)									事業完了等による 削除		
菊池川水系								菊池川水系										位置・延長の修正	
番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法	番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法		
1～43（略）									1～43（略）										
44	熊本県	岩野川	山鹿市石	左岸	0/300～0/700	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	44	熊本県	岩野川	山鹿市石	左岸	0/300～0/700	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	事業完了等による 削除	
45			山鹿市石	左岸	1/100～1/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	45			山鹿市石	左岸	1/100～1/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
			山鹿市石	左岸	1/300～2/300	1,000	堤体から湧水が発生する恐れあり 基礎地盤から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B、基礎地盤湧水B)	シート張り工 月の輪工				山鹿市石	左岸	1/300～2/300	1,000	堤体から湧水が発生する恐れあり 基礎地盤から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B、基礎地盤湧水B)	シート張り工 月の輪工		
46			山鹿市跡田	右岸	0/100～0/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工				(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
47			山鹿市城	右岸	1/500～1/900	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	46			山鹿市城	右岸	1/500～1/900	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
48			山鹿市津留	右岸	2/900～3/100	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	47			山鹿市津留	右岸	2/900～3/100	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工		
49			山鹿市津留	右岸	4/700～4/900	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	48			山鹿市津留	右岸	4/700～4/900	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B、堤体湧水B)	積み土のう工 シート張り工		
			山鹿市津留	右岸	4/700～4/900	200	河床不足の為、越水の恐れあり 堤体から湧水が発生する恐れあり (越水B、堤体湧水B)	積み土のう工 シート張り工				(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
50	熊本県	合志川	山鹿市鹿本町分田	左岸	1/100～1/300	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	49	熊本県	合志川	山鹿市鹿本町分田	左岸	1/100～1/300	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	事業完了等による 削除	
51			熊本市北区植木町田底	左岸	1/500～2/100	600	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	50			熊本市北区植木町田底	左岸	1/500～2/100	600	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工		
52			熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/500～4/700	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	51			熊本市北区植木町伊知坊	左岸	4/500～4/700	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工		
53			熊本市北区植木町舟島	左岸	4/900～5/100	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	52			熊本市北区植木町舟島	左岸	4/900～5/100	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工		
			熊本市北区植木町舟島～平井	左岸	5/100～5/700	600	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	53			熊本市北区植木町舟島～平井	左岸	5/100～5/500	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
54			熊本市北区植木町亀甲 ～菊池市泗水町南田島	左岸	6/100～7/700	1,600	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	54			熊本市北区植木町亀甲 ～菊池市泗水町南田島	左岸	6/100～7/700	1,600	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
55			菊池市泗水町南田島	左岸	8/100～8/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	55			菊池市泗水町南田島	左岸	8/100～8/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
56			菊池市泗水町南田島	左岸	8/500～8/700	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	56			菊池市泗水町南田島	左岸	8/500～8/700	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
57			菊池市泗水町南田島	左岸	8/900～9/100	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	57			菊池市泗水町南田島	左岸	8/900～9/100	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
58			菊池市泗水町豊水	左岸	9/300～9/700	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	58			菊池市泗水町豊水	左岸	9/300～9/700	400	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
59	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊 ～舟島	右岸	4/500～5/100	600	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	60	熊本県	合志川	熊本市北区植木町伊知坊 ～舟島	右岸	4/500～5/100	600	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工	事業完了等による 削除	
			熊本市北区植木町舟島	右岸	5/100～5/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり 堤体から湧水が発生する恐れあり (越水B、堤体湧水B)	積み土のう工 シート張り工				61	熊本市北区植木町舟島	右岸	5/100～5/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり 堤体から湧水が発生する恐れあり (越水B、堤体湧水B)		積み土のう工 シート張り工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/300～5/500	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工				62	熊本市北区植木町平井	右岸	5/300～5/500	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)		積み土のう工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/500～5/700	200	河床不足の為、越水の恐れあり 堤体から湧水が発生する恐れあり (越水B、堤体湧水B)	積み土のう工 シート張り工				63	熊本市北区植木町平井	右岸	5/500～5/900	400	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)		シート張り工
			熊本市北区植木町平井	右岸	5/700～5/900	200	堤体から湧水が発生する恐れあり (堤体湧水B)	シート張り工					(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		(削除)
60	熊本県	合志川	熊本市北区植木町平井	右岸	6/100～6/500	400	河床不足の為、越水の恐れあり 堤体から湧水が発生する恐れあり (越水B、堤体湧水B)	積み土のう工 シート張り工	64	熊本県	合志川	熊本市北区植木町平井	右岸	6/100～6/500	400	河床不足の為、越水の恐れあり 堤体から湧水が発生する恐れあり (越水B、堤体湧水B)	積み土のう工 シート張り工	事業完了等による 削除	
			熊本市北区植木町平井 ～菊池市泗水町田島	右岸	6/500～7/700	1,200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	65			熊本市北区植木町平井 ～菊池市泗水町田島	右岸	6/500～7/700	1,200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工		
61	菊池市泗水町田島	右岸	8/100～8/700	600	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	66	菊池市泗水町田島	右岸	8/100～8/700	600	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	事業完了等による 削除					
62	菊池市泗水町田島	右岸	8/900～9/100	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	67	菊池市泗水町田島	右岸	8/900～9/100	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工						
63	熊本県	迫間川	菊池市七城町高島	左岸	0/182～0/202	20	堤体が破壊される (土質湧水)	木流工	68	熊本県	迫間川	(削除)	(削除)		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	
64			菊池市高野瀬	左岸	7/900～8/100	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	69			菊池市高野瀬	左岸		7/900～8/100	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	
65			菊池市七城町山崎	右岸	5/700～5/900	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工	70			菊池市七城町山崎	右岸	5/700～5/900	200	堤防断面不足の為、崩壊の恐れあり (堤防断面B)	シート張り工		
66	菊池市玉洋寺	右岸	8/100～8/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	71	菊池市玉洋寺	右岸	8/100～8/300	200	河床不足の為、越水の恐れあり (越水B)	積み土のう工	箇所・延長の修正					
		計			101	50,120					計			97	49,500				

現 行									新 （令和7年度修正）									修正理由
Ⅰ－2－⑥ 重要水防箇所一覧表(菊池川河川事務所関係)									Ⅰ－2－⑥ 重要水防箇所一覧表(菊池川河川事務所関係)									経年による削除 修正(年数) 追加 修正(年数) 修正(年数) 経年による削除 追加
重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 (要注意)									重 要 水 防 箇 所 一 覧 表 (要注意)									
番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法	番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法	
1	熊本県	菊池川	玉名市伊倉北方	左岸	7/000～7/200	200	旧川跡	シート張り工	1	熊本県	菊池川	玉名市伊倉北方	左岸	7/000～7/200	200	旧川跡	シート張り工	
2			玉名市玉名	左岸	12/250～12/800	550	旧川跡	シート張り工	2			玉名市玉名	左岸	12/250～12/800	550	旧川跡	シート張り工	
3			玉名郡和水町江田	左岸	16/000～16/025	25	旧川跡	シート張り工	3			玉名郡和水町江田	左岸	16/000～16/025	25	旧川跡	シート張り工	
4			玉名郡和水町前原	左岸	17/600～17/800	200	旧川跡	シート張り工	4			玉名郡和水町前原	左岸	17/600～17/800	200	旧川跡	シート張り工	
5			玉名郡和水町竜門	左岸	18/200～18/800	600	旧川跡	シート張り工	5			玉名郡和水町竜門	左岸	18/200～18/800	600	旧川跡	シート張り工	
6			玉名郡和水町大屋	左岸	26/000～26/050	50	旧川跡	シート張り工	6			玉名郡和水町大屋	左岸	26/000～26/050	50	旧川跡	シート張り工	
7			山鹿市南島	左岸	33/400～33/450	50	旧川跡	シート張り工	7			山鹿市南島	左岸	33/400～33/450	50	旧川跡	シート張り工	
8			山鹿市長坂	左岸	35/400～35/450	50	旧川跡	シート張り工	8			山鹿市長坂	左岸	35/400～35/450	50	旧川跡	シート張り工	
9			山鹿市中分田	左岸	37/800～38/400	600	旧川跡	シート張り工	9			山鹿市中分田	左岸	37/800～38/400	600	旧川跡	シート張り工	
10			菊池市出田～赤星	左岸	47/400～48/280	880	旧川跡	シート張り工	10			菊池市出田～赤星	左岸	47/400～48/280	880	旧川跡	シート張り工	
11	熊本県	菊池川	玉名市滑石	右岸	0/078	6	陸開(角落し)	土のう積み工	11	熊本県	菊池川	玉名市滑石	右岸	0/078	6	陸開(角落し)	土のう積み工	
12			玉名市滑石	右岸	0/634	1	陸開(角落し) (河川横断工造物による河槽阻害)	土のう積み工	12			玉名市滑石	右岸	0/634	1	陸開(角落し) (河川横断工造物による河槽阻害)	土のう積み工	
13			玉名市滑石	右岸	1/059	1	陸開(角落し)	土のう積み工	13			玉名市滑石	右岸	1/059	1	陸開(角落し)	土のう積み工	
14			玉名市滑石	右岸	1/229	2	陸開(角落し)	土のう積み工	14			玉名市滑石	右岸	1/229	2	陸開(角落し)	土のう積み工	
15			玉名市小島	左岸	4/850～4/950	100	令和4年度築堤(築堤2年)		15			玉名市小島	左岸	4/850～4/950	100	令和4年度築堤(築堤3年)		
16			山鹿市小原	左岸	28/286～28/425	139	令和3年度築堤(築堤3年)					(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
			山鹿市小原	左岸	28/425～28/600	175	令和4年度築堤(築堤2年)					山鹿市小原	左岸	28/425～28/600	175	令和4年度築堤(築堤3年)		
			(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		16			山鹿市小原	左岸	28/675～28/800	125	令和5年度築堤(築堤2年)		
17			菊池市七城町亀尾	左岸	41/175～42/125	150	令和4年度築堤(築堤2年)					菊池市七城町亀尾	左岸	41/175～42/125	150	令和4年度築堤(築堤3年)		
			菊池市七城町亀尾	左岸	42/125～42/175	50	令和5年度築堤(築堤1年)					菊池市七城町亀尾	左岸	42/125～42/175	50	令和5年度築堤(築堤2年)		
18			玉名市滑石	右岸	2/550～3/100	550	令和3年度築堤(築堤2年)					(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)		
			(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		17			菊池市七城町亀尾	左岸	42/175～42/210	35	令和6年度築堤(築堤1年)		
19			玉名市月田	右岸	15/859～16/100	220	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工	18			玉名市月田	右岸	15/859～16/100	220	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工	
20			山鹿市鹿本町中川	右岸	38/600～39/000	400	破堤跡(昭和28年6月出水)	シート張り工	19			山鹿市鹿本町中川	右岸	38/600～39/000	400	破堤跡(昭和28年6月出水)	シート張り工	
21	熊本県	岩野川	山鹿市杉	左岸	2/955～3/000	45	破堤跡(昭和48年7月出水)	シート張り工	20	熊本県	岩野川	山鹿市杉	左岸	2/955～3/000	45	破堤跡(昭和48年7月出水)	シート張り工	
22			山鹿市寺島	左岸	4/000～4/050	50	旧川跡	シート張り工	21			山鹿市寺島	左岸	4/000～4/050	50	旧川跡	シート張り工	
23			山鹿市城	右岸	3/200～3/600	400	破堤跡(昭和54年6月出水)	シート張り工	22			山鹿市城	右岸	3/200～3/600	400	破堤跡(昭和54年6月出水)	シート張り工	
24	熊本県	合志川	熊本市植木町米塚	左岸	4/000～4/050	50	旧川跡	シート張り工	23	熊本県	合志川	熊本市植木町米塚	左岸	4/000～4/050	50	旧川跡	シート張り工	
25			山鹿市鹿本町中川	右岸	1/000～1/050	50	旧川跡	シート張り工	24			山鹿市鹿本町中川	右岸	1/000～1/050	50	旧川跡	シート張り工	
26			熊本市北区植木町田底	右岸	3/770	3	陸開(角落し)	土のう積み工	25			熊本市北区植木町田底	右岸	3/770	3	陸開(角落し)	土のう積み工	
27	熊本県	迫間川	菊池市野間口	左岸	4/500～4/590	90	破堤跡(昭和55年7月出水)	シート張り工	26	熊本県	迫間川	菊池市野間口	左岸	4/500～4/590	90	破堤跡(昭和55年7月出水)	シート張り工	
28			菊池市野間口	左岸	4/600～5/000	400	旧川跡	シート張り工	27			菊池市野間口	左岸	4/600～5/000	400	旧川跡	シート張り工	
29			菊池市七城町高田	右岸	2/000～2/200	200	旧川跡	シート張り工	28			菊池市七城町高田	右岸	2/000～2/200	200	旧川跡	シート張り工	
30			菊池市製瓷尾	右岸	6/450～6/490	40	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工	29			菊池市製瓷尾	右岸	6/450～6/490	40	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工	
31	熊本県	上内田川	菊池市七城町台	左岸	1/570～1/720	150	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工	30	熊本県	上内田川	菊池市七城町台	左岸	1/570～1/720	150	破堤跡(平成2年7月出水)	シート張り工	
32			山鹿市鹿本町中富	右岸	0/000～0/050	50	旧川跡	シート張り工	31			山鹿市鹿本町中富	右岸	0/000～0/050	50	旧川跡	シート張り工	
		計			34	6,527					計			34	5,998			
																		箇所・延長の修正

現 行

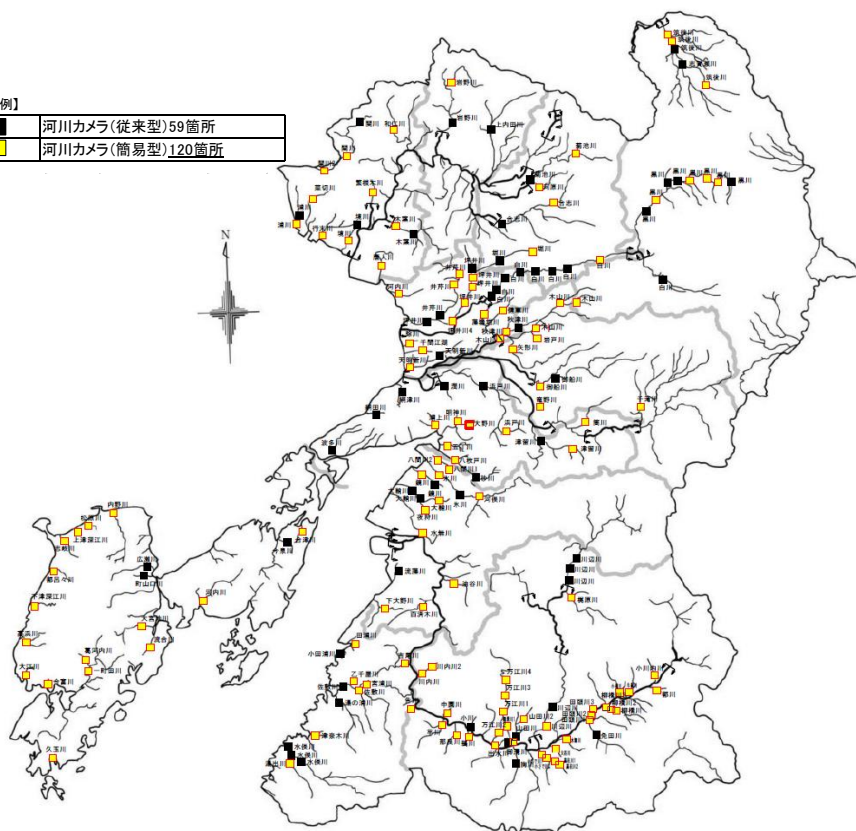
Ⅱ－５－① 河川監視カメラ〔第４章第２節関係〕

河川監視カメラ（県設置）配置図

令和６年（２０２４年）４月現在

【凡例】

■	河川カメラ(従来型)59箇所
■	河川カメラ(簡易型)120箇所



新（令和７年度修正）

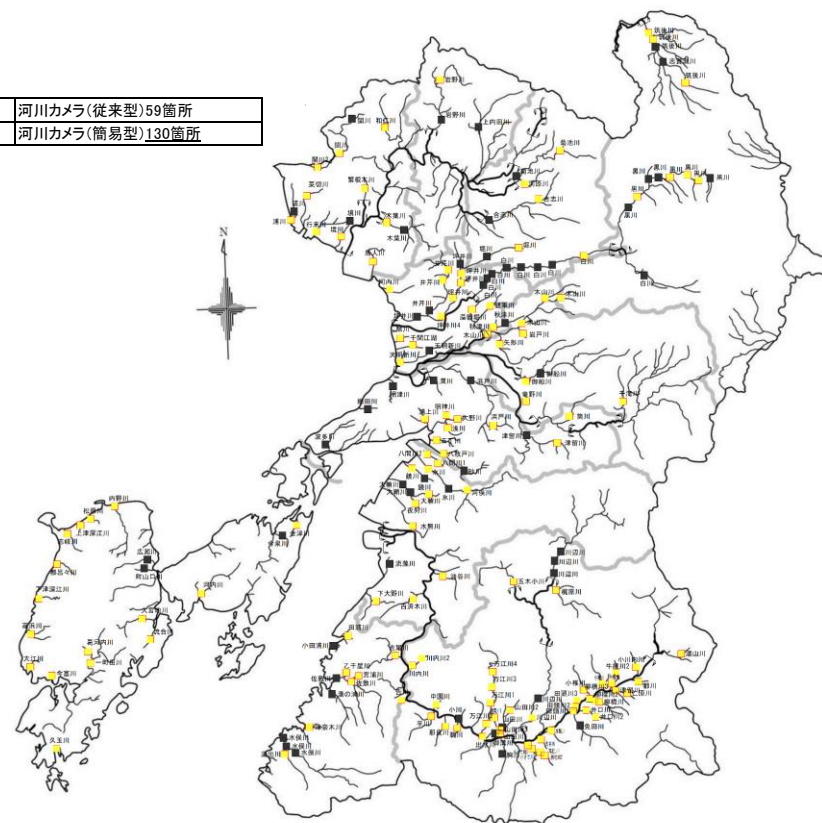
Ⅱ－５－① 河川監視カメラ〔第４章第２節関係〕

河川監視カメラ（県設置）配置図

令和７年（２０２５年）４月現在

【凡例】

■	河川カメラ(従来型)59箇所
■	河川カメラ(簡易型)130箇所



修正理由

河川監視カメラを追加設置

現 行

Ⅱ－５－② 河川監視カメラ一覧表

河川監視カメラ一覧表（県設置）

管内 NO.	観測所名	所 在 地	河川名	管内 NO.	構造物名	所 在 地	河川名	管内 NO.	構造物名	所 在 地	河川名	
熊 土 城 宇 名 鹿 本 菊 池	1	熊本市下南部	下南部2丁目	白川	10	旭志	菊池市旭志伊勢	合志川	8	あさぎ町あさぎ橋	球磨郡あさぎ町免田	免田川
	2	熊田1丁目	北区熊田1丁目	白川	11	河原川	菊池市藤田上橋	河原川	9	球磨村渡	球磨郡球磨村渡	小川
	3	熊田町弓削	北区熊田町弓削	白川	12	玄番橋	菊池市原水	堀川	10	上原田橋	人吉市上原田	万江川
	4	南区八橋 補給水橋	南区城南高江	天明新川	11	南阿蘇村松 合上橋	阿蘇郡南阿蘇村中松	白川	11	神園橋	山江村神園	万江川
	5	南区城南町火の君橋	南区城南町阿高	浪戸川	2	阿蘇市跡ヶ瀬	阿蘇市跡ヶ瀬	黒川	12	淡島表参道橋	山江村万江	万江川
	6	天満橋	西区城山大道3丁目	坪井川	3	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧	黒川	13	屋形大橋	山江村万江	万江川
	7	鶴羽田橋	熊本市四方寄町	坪井川	4	ふれあい水辺公園	熊本県阿蘇市黒川	黒川	14	柳橋川橋	多良木町多良木	柳橋川
	8	西部水道センター	西区池上町替崎	坪井川	5	阿蘇市小宮	阿蘇市一の宮町中通	黒川	15	観音橋	相良村川辺	川辺川
	9	新外3号橋	東区鎌ヶ丘	健康川	6	小国町防衛付近	阿蘇郡小国町宮原	筑後川	16	宮園橋	球磨村神瀬	川内川
	10	藤原堀川	中央区水前寺公園	藤原堀川	7	南小国町役場付近	阿蘇郡南小国町赤馬場	筑後川	17	住吉橋	球磨村神瀬	川内川
	11	秋津川	東区秋津2丁目	秋津川	8	池橋	小国町下城	筑後川	18	合川	球磨村一勝地	合川
	12	坪井川下流	西区二本木	坪井川	9	矢崎橋	南小国町満願寺	筑後川	19	中国川	球磨村渡	中国川
	13	高平橋	北区高平2丁目	坪井川	10	門出橋	西原村河原	山本川	20	ふれあい球星橋	球磨村一勝地	幸川
	14	山室橋	北区八景水谷1丁目	坪井川	11	小野遊水池	阿蘇市狩鹿	黒川	21	那良川	球磨村三ヶ浦	那良川
	15	坪井	中央区坪井5丁目	坪井川	12	今町橋	阿蘇市今町	黒川	22	鶴口橋	球磨村三ヶ浦	鶴川
	16	鶴野橋	西区花園7丁目	坪井川	13	はげ川合流点	小国町下城	筑後川	23	出水樋管	人吉市温泉町	出水川
	17	西里	北区辰見町	坪井川	14	小倉水監視カメラ局	阿蘇市小倉	黒川	24	池の玉橋	多良木町多良木	柳橋川
	18	千間江湖	南区白石町	千間江湖	15	手野水監視カメラ局	阿蘇市一の宮町手野	黒川	25	西前田橋	湯前町上染田	都川
宇 城 八 代 南 鹿 本 菊 池	19	除川	西区沖新町	除川	1	益城町惣橋	上益城郡益城町惣橋	秋津川	26	鶴井手橋	水上村岩野	小川内川
	20	西田田橋	東区秋津町秋津	水山川	2	御船下 下鶴橋	上益城郡御船町滝尾	御船川	27	横原川	五木村甲	横原川
	21	南区川口町	南区川口町	天明新川	3	黒津橋	益城町田原	御船川	28	古賀橋	山江村山田	山田川
	22	古野橋	西区河内町船津	河内川	4	岩戸川	益城町砥川	岩戸川	29	田原川橋	あさぎ町深田東	田原川
	1	小川町 刈萱橋	宇城市小川町小川	砂川	5	最勝橋	御船町滝尾	御船川	30	里橋1	あさぎ町深田東	田原川
	2	宇土市三拾町	宇土市三拾町宇西田	濁川	6	岩瀬橋	甲佐町上早川	竜野川	31	集橋	あさぎ町深田東	田原川
	3	宇土市住吉町	宇土市住吉町宇ノ新	網津川	7	葛島	葛島町下六嘉	矢形川	32	向田田橋	あさぎ町深田東	柳橋川
	4	なかがわ橋	宇土市下網田町	網田川	8	千滝川	山都町下馬尾	千滝川	33	二条橋	人吉市上青井町	山田川
	5	三角町 塩谷橋	宇城市三角町波多	波多川	9	五葉橋	益城町赤井	水山川	34	第一放水橋	人吉市合ノ原町	御溝川
	6	美里町大塚	下益城郡美里町大塚	津留川	1	立神橋	八代市水川町立神	水川	35	新小さで川橋	鶴町西	小さで川
	7	井出屋敷橋	宇城市豊野町赤石	浪戸川	2	八代農業高校付近	八代市鏡町鏡川	鏡川	36	向井橋	鶴町西	小さで川
	8	上久良橋	宇城市松島町久良	大野川	3	第二大橋橋	八代市千丁町新田	大野川	37	下大橋橋	鶴町西	高桂川
	9	白水橋	宇城市不知火町	浦上川	4	新橋	八代市八代新地	大野川	38	上大橋橋	鶴町西	高桂川
	10	（新線）	（新線）	（新線）	5	流溪川五号橋	八代市松郷下田	流溪川	39	大谷川橋	鶴町一武	大谷川
	11	明神橋	宇城市松島町由野	明神川	6	新鏡川橋	八代市鏡町内田	鏡川	40	第二水無川橋	鶴町一武	水無川
12	耕池橋	宇城市小川町北新田	八代川	7	松本橋	水川町島地	水川	41	股橋	多良木町黒地	小横川	
宇 城 八 代 南 鹿 本 菊 池	13	五丁川	宇城市松郷町津川	五丁川	8	早瀬橋	八代市東陽町南	河内川	42	茂原橋	多良木町黒地	牛瀬川
	14	明水橋	美里町永富	津留川	9	千丁町北村	八代市千丁町太田	大野川	43	眼鏡橋	多良木町黒地	牛瀬川
	15	田辺橋	美里町川越	熊川	10	下大野川	八代市二見下大野町	下大野川	44	津留川	多良木町黒地	熊瀬川
	1	玉葉町木葉	玉名郡玉葉町木葉	木葉川	11	夜狩川橋	八代市千丁町新車田	夜狩川	45	夜狩川	八代市千丁町新車田	夜狩川
	2	長洲町 長洲大橋	玉名郡長洲町長洲	浦川	12	八間川橋	水川町網走	八間川	46	八間川	水川町網走	八間川
	3	南関町 電線橋	玉名郡南関町関町	関川	13	高塚	水川町高塚	八間川	47	五木小川	五木村戸	平瀬川
	4	玉名市 南大門橋	玉名市築地	境川	14	水無川	八代市古閑町黒木	水無川	48	井口川	あさぎ町深田東	熊瀬川
	5	小畑橋	玉名市石貫字中の島	紫根川	15	稲荷橋	八代市坂本町坂本	油谷川	49	井口川	あさぎ町深田東	熊瀬川
	6	木葉	玉名市田崎字生見	木葉川	16	大門瀬橋	八代市坂本町百済下	百済川	50	阿蘇川	あさぎ町深田東	阿蘇川
	7	和仁川	和木町太田里	和仁川	1	新水保橋	水保市陣内	水保川	51	山田川	玉名郡山田	玉名川
	8	行末川	長洲町腹赤	行末川	2	水保市中央公園	水保市 浦田川合流点	水保川	1	天草市古川町	天草市古川町	町山口川
	9	栗切	荒尾市鹿屋字高倉	栗切川	3	水保市古城	水保市古城3丁目	水保川	2	本渡町 法泉寺橋	天草市本渡町本戸馬場	広瀬川
	10	岩本橋	荒尾市上井手	関川	4	芦北町佐敷	熊本郡芦北町佐敷地内	佐敷川	3	松島町 三石橋	上天草市松島町今泉	今泉川
	11	等比羅橋	玉名市天水町小天	唐入川	5	芦北町湯浦	熊本郡芦北町湯浦	湯の浦川	4	一町田	河浦町一町田	一町田川
鹿 本 菊 池	12	根島橋	玉名市信明町野口	境川	6	芦北町 新町橋	熊本郡芦北町小田浦	小田浦川	5	小内内橋	河浦町河浦	葛河内川
	13	平成水門	長洲町長洲	浦川	7	乙千屋橋	芦北町乙千屋	乙千屋川	6	河内川	熊本郡馬場下差原	河内川
	14	助丸橋	荒尾市下井手	関川	8	江南橋	水保市平町2丁目	湯出川	7	大宮地川	新和町大宮地	大宮地川
	1	山鹿市 小坂橋	熊本県山鹿市小坂	笠野川	9	津奈木川	津奈木町岩城	津奈木川	8	君ヶ水橋	五和町二江	内野川
	2	菊池町 長谷橋	山鹿市菊池町長谷	上内田川	10	田浦川	芦北町田浦大丸	田浦川	9	中邊橋	芦北町吉城	吉城川
	3	前川橋	山鹿市前北町岩野	笠野川	11	花園	芦北町花園	佐敷川	10	下田北	天草市天草町下田北	下瀬深川
	1	菊池市藤田	菊池市藤田	菊池川	12	宮浦川	芦北町宮浦	宮浦川	11	八幡橋	天草市天草町高深	高深川
	2	酒水町福本	菊池市酒水町福本	合志川	13	吉尾橋	芦北町吉尾	吉尾川	12	流合橋	天草市新和町小宮地	流合川
	3	みらい大橋	菊池郡菊池町津久礼	白川	1	相良村 川辺大橋	球磨郡相良村川辺	川辺川	13	今富川	天草市河浦町崎津	今富川
	4	第1馬場橋	菊池郡菊池町馬場橋	白川	2	白水田	球磨郡五木村甲	川辺川	14	松原川	球磨郡五木村西谷	川辺川
	5	大津町藤田	菊池郡大津町藤田	白川	3	横手公園	球磨郡五木村宮園	川辺川	15	深江橋	熊本郡上津深江	上津深川
	6	大津町内七階子橋	菊池郡大津町中島	白川	4	宮園橋	球磨郡五木村西谷	川辺川	16	新香木橋	天草市天草町大江	大江川
名	7	合志市須原 川流橋	合志市須原	堀川	5	人吉市瓦屋町	人吉市瓦屋町	御溝川	17	眼鏡橋	天草市久玉町	久玉川
	8	代官橋	大津町外牧	白川	6	人吉市開橋	人吉市西開上町	胸川	18	合津川	上天草市松島町合津	合津川
	9	立門	菊池市皇味	菊池川	7	人吉市 染戸橋	人吉市鶴田町	山田川	19	都品々橋	菊池市都品々	都品々川

●集計
熊土---23基 宇城---14基 玉名---14基 鹿本--- 3基 菊池---12基 阿蘇--- 15基
上益城--- 9基 八代---16基 芦北---13基 球磨---42基 天草---19基 計---189基

新 （令和7年度修正）

Ⅱ－５－② 河川監視カメラ一覧表

河川監視カメラ一覧表（県設置）

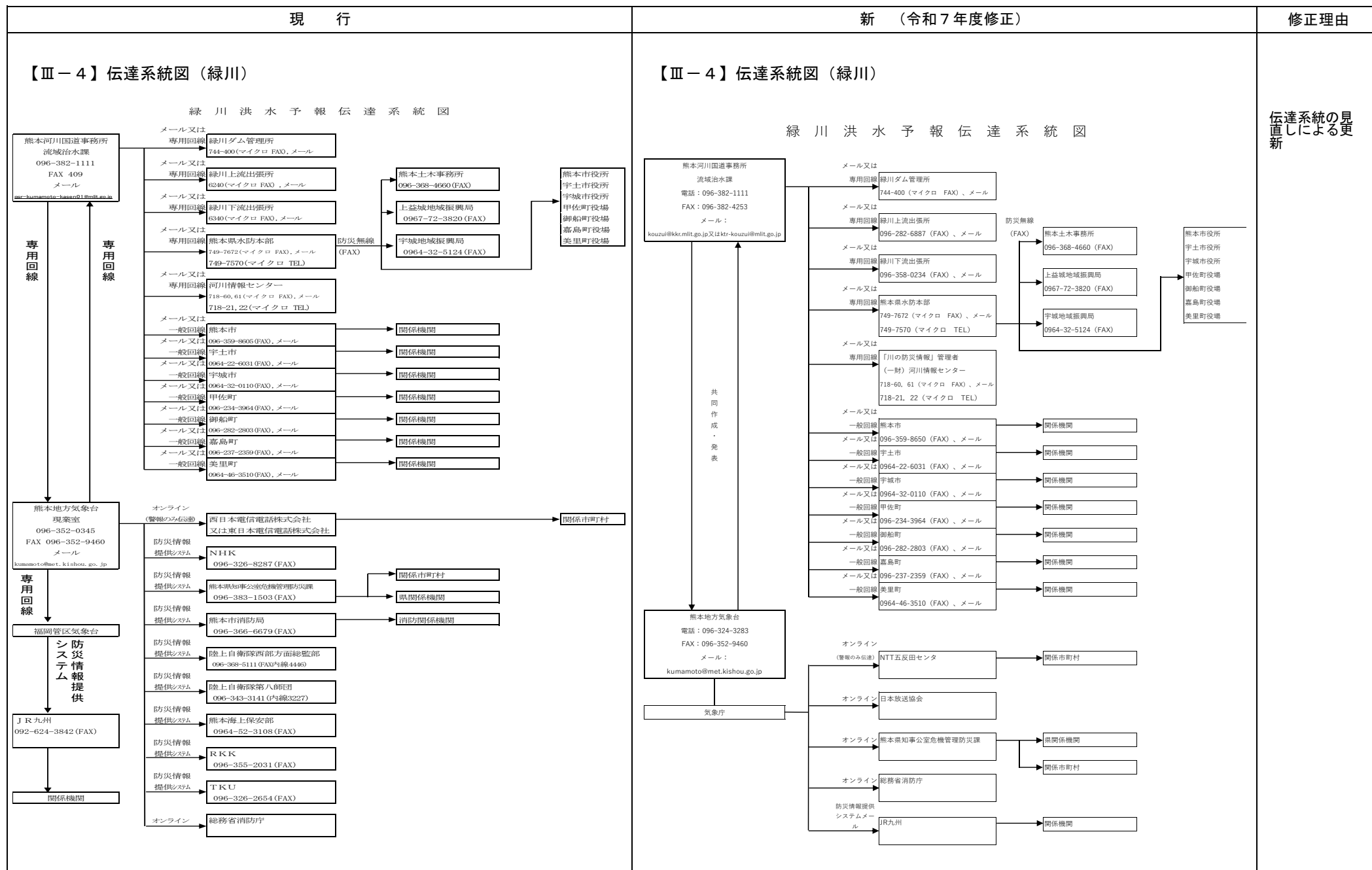
管内 NO.	観測所名	所 在 地	河川名	管内 NO.	構造物名	所 在 地	河川名	管内 NO.	構造物名	所 在 地	河川名	
熊 土 城 宇 名 鹿 本 菊 池	1	熊本市下南部	下南部2丁目	白川	菊 10	旭志	菊池市旭志伊勢	合志川	8	あさぎ町あさぎ橋	球磨郡あさぎ町免田	免田川
	2	熊田1丁目	北区熊田1丁目	白川	11	河原川	菊池市藤田上橋	河原川	9	球磨村渡	球磨郡球磨村渡	小川
	3	熊田町弓削	北区熊田町弓削	白川	池 12	玄番橋	菊池市原水	堀川	10	上原田橋	人吉市上原田	万江川
	4	南区八橋 補給水橋	南区城南高江	天明新川	1	南阿蘇村中松 合上橋	阿蘇郡南阿蘇村中松	白川	11	神園橋	山江村神園	万江川
	5	南区城南町火の君橋	南区城南町阿高	浪戸川	2	阿蘇市跡ヶ瀬	阿蘇市跡ヶ瀬	黒川	12	淡島表参道橋	山江村万江	万江川
	6	天満橋	西区城山大道3丁目	坪井川	3	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧	黒川	13	屋形大橋	山江村万江	万江川
	7	鶴羽田橋	熊本市四方寄町	坪井川	4	ふれあい水辺公園	熊本県阿蘇市黒川	黒川	14	柳橋川橋	多良木町多良木	柳橋川
	8	西部水道センター	西区池上町替崎	坪井川	5	阿蘇市古城	阿蘇市一の宮町中津	黒川	15	観音橋	相良村川辺	川辺川
	9	新外3号橋	東区鎌ヶ丘	健康川	阿 6	小国町消防署付近	阿蘇郡小国町宮原	筑後川	16	宮園橋	球磨村神瀬	川内川
	10	藤原堀川	中央区水前寺公園	藤原堀川	7	南小国町役場付近	阿蘇郡南小国町赤馬場	志賀瀬川	17	住吉橋	球磨村神瀬	川内川
	11	秋津川	東区秋津2丁目	秋津川	8	池橋	小国町下城	筑後川	18	池橋	小国町下城	筑後川
	12	坪井川下流	西区二本木	坪井川	9	矢崎橋	南小国町満願寺	筑後川	19	中国川	球磨村渡	中国川
	13	高平橋	北區高平2丁目	坪井川	10	門出橋	西原村河原	山本川	20	ふれあい球星橋	球磨村一勝地	幸川
	14	山室橋	北區八景水谷1丁目	坪井川	11	小野田水橋	阿蘇市狩鹿	黒川	21	那良川	球磨村三ヶ浦	那良川
	15	坪井	中央区坪井5丁目	坪井川	12	今町橋	阿蘇市今町	黒川	22	鶴口橋	球磨村三ヶ浦	鶴川
	16	鶴野橋	西区花園7丁目	坪井川	13	はげ川合流点	小国町下城	筑後川	23	出水樋管	人吉市温泉町	出水川
	17	西里	北區辰見町	坪井川	14	小倉水監視カメラ局	阿蘇市小倉	黒川	24	池の玉橋	多良木町多良木	柳橋川
	18	千間江湖	南区白石町	千間江湖	15	手野水監視カメラ局	阿蘇市一の宮町手野	黒川	25	西前田橋	湯前町上染田	都川
	19	除川	西区沖新町	除川	上 1	益城町惣橋	上益城郡益城町惣橋	秋津川	26	鶴井手橋	水上村岩野	小川内川
	20	西無田橋	東区秋津町秋津	水山川	2	御船下 下鶴橋	上益城郡御船町滝尾	御船川	27	横原川	五木村甲	横原川
	21	南区川口町	南区川口町	天明新川	3	泉津橋	益城町砥川	岩戸川	28	古賀橋	山江村山田	山田川
	22	古野橋	西区河内町船津	河内川	4	岩戸川	益城町砥川	岩戸川	29	田原川橋	あさぎ町深田東	田原川
宇 城 八 代 南 鹿 本 菊 池	1	小川町 刈萱橋	宇城市小川町小川	砂川	益 5	最勝橋	御船町滝尾	御船川	30	里道橋1	あさぎ町深田東	田原川
	2	宇土市三拾町	宇土市三拾町宇西田	濁川	6	岩瀬橋	甲佐町上早川	竜野川	31	集橋	あさぎ町深田東	田原川
	3	宇土市住吉町	宇土市住吉町宇ノ新	網津川	7	葛島	葛島町下六嘉	矢形川	32	向田田橋	あさぎ町深田東	柳橋川
	4	なかがわ橋	宇土市下網田町	網田川	8	千滝川	山都町下馬尾	千滝川	33	二条橋	人吉市上青井町	山田川
	5	三角町 塩谷橋	宇城市三角町波多	波多川	9	五葉橋	宇城市赤井	水山川	34	第一放水路	人吉市合ノ原町	御溝川
	6	美里町大塚	下益城郡美里町大塚	津留川	1	立神橋	八代市水川町立神	水川	35	新小さで川橋	鶴町西	小さで川
	7	井出屋敷橋	宇城市豊野町赤石	浪戸川	2	八代農業高校付近	八代市鏡町鏡川	鏡川	36	向井橋	鶴町西	小さで川
	8	上久良橋	宇城市松島町久良	大野川	3	第二大橋橋	八代市千丁町新田	大野川	37	下大橋橋	鶴町西	高桂川
	9	白水橋	宇城市不知火町	浦上川	4	新橋	八代市八代新地	大野川	38	上大橋橋	鶴町西	高桂川
	10	（新線）	（新線）	（新線）	5	流溪川五号橋	八代市松郷下田	流溪川	39	大谷川橋	鶴町一武	大谷川
	11	明神橋	宇城市松郷町由野	明神川	6	新鏡川橋	八代市鏡町内田	鏡川	40	第二水無川橋	鶴町一武	水無川
	12	耕池橋	宇城市小川町北新田	八代川	八 7	松本橋	水川町島地	水川	41	股橋	多良木町黒地	小横川
	13	五丁川	宇城市松郷町津川	五丁川	8	早瀬橋	八代市東陽町南	河内川	42	茂原橋	多良木町黒地	牛瀬川
	14	明水橋	美里町永富	津留川	9	千丁町北水川	八代市千丁町北田	大野川	43	磯腰橋	多良木町黒地	年瀬川
宇 城 八 代 南 鹿 本 菊 池	15	田辺橋	美里町川越	鶴川	10	下大野川	八代市二見下野町	下大野川	44	津窪川	多良木町下良	豊田橋川
	1	玉置町大木	玉置郡玉置町大木	大木川	11	夜狩川	八代市千丁町新夜狩	夜狩川	45	八代川	湯前町山田	五木橋川
	2	長洲町 長洲大木橋	玉置郡長洲町長洲	浦川	12	八間川橋	水川町新道	八間川	46	湯山川	水村山津	豊山橋
	3	南関町 電燈橋	玉置郡南関町関	関川	13	高塚	水川町新道	八間川	47	五木小川	五木村山	平瀬橋
	4	玉名市 南大門橋	玉名市笠地	川	14	水無川	八代市吉園町水無	水無川	48	井口川	あさぎ町御原南	飯坂橋
	5	小畑橋	玉名市赤石中の島	笠根川	15	稲荷橋	八代市坂本町坂本	油谷川	49	阿井川	あさぎ町御原南	新平橋
	6	大木	玉名市田島寺生見	大木川	16	大野水橋	八代市赤井町赤井下	西赤木川	50	阿井川	あさぎ町御原南	阿井川橋
	7	和仁川	和木町和田津	和仁川	1	門水保橋	水保町津浦下	水保川	51	山田川	八代市御油里町	五木橋橋
	8	行来川	長洲町藤赤	行来川	2	水保町中央公園	水保町	津浦川	1	天草市古川町	天草市古川町	河川川
	9	栗切	鹿屋市美土高倉	栗切川	3	水保町古太	水保町古太3丁目	水保川	2	本道津 込泉寺橋	天草市本道津本馬場	広瀬川
	10	岩本橋	鹿屋市上井手	関川	4	芦北町佐敷	鹿北郡芦北町佐敷	佐敷川	3	松島町 三石橋	上天草市松島町今泉	今泉川
	11	草比呂橋	玉名市天手小	唐土川	5	芦北町通満	芦北町通満	通満の川	4	一町田	上天草市一町田	一町田川
	12	橋島橋	玉名市信明町野口	川	6	芦北町 新町橋	鹿北郡芦北町小田原	小田原川	5	内中橋	河浦町河浦	葛野川
	13	平塚大門	長洲町長洲	浦川	7	乙子屋橋	水保町乙子屋	乙子屋川	6	河内川	橋本町橋場下差原	河内川
鹿 本 菊 池	14	鮎丸橋	鹿屋市下平手	望川	8	江津橋	水保町平町2丁目	浦出川	7	大宮川	新和町大宮	大宮川
	1	山鹿市 小坂橋	熊本県山鹿市小坂	野川	9	津奈木川	津奈木町津奈木	津奈木川	8	若水橋	久津川二江	久津川
	2	菊野町 長谷橋	山鹿市菊野町長谷	上内田川	10	田浦川	芦北町田浦大丸	田浦川	9	中道橋	若水町志岐	志岐川
	3	薊川橋	山鹿市薊町北岩野	岩野川	11	花園	芦北町花園	佐敷川	10	下橋	天草市天草町下田	下津瀬川
	4	菊池市藤田	菊池市藤田	河川	12	宮川	芦北町宮浦	新平橋	11	八幡橋	天草市天草町高洲	高洲川
	5	酒久坂本	菊池市酒久町福本	合志川	13	吾島橋	芦北町吾島	吾島川	12	流合橋	天草市和野小池	流合川
	6	ふれあい大橋	菊池市藤田津久礼	白川	1	相良川 川辺大橋	球磨郡相良村川辺	川辺川	13	今富川	天草市河浦町崎津	今富川
	7	第1馬場橋	菊池市菊池町馬場橋	白川	2	白田水	球磨郡五木村甲	川辺川	14	松原川	若水町飯瀬川	松原川
	8	大津町田田	菊池市大津町田田	白川	3	橋本川	球磨郡五木村宮園	川辺川	15	深江橋	若水町深江深江	深江深江川
	9	大津町内川七陣子橋	菊池市大津町中島	白川	4	宮園橋	球磨郡五木村宮園	川辺川	16	新巻水橋	天草市天草町大江	大江川
	10	合志市須原 川添橋	合志市須原	堀川	5	人吉市瓦崎	人吉市瓦崎町	御溝川	17	磯腰橋	天草市久玉町	久玉川
	11	代官橋	大津町外牧	川	6	人吉市間橋	人吉市間橋上町	間川	18	合津川	上天草市松島町合津	合津川
	12	立門	大津町立牧	菊池川	7	人吉市 染戸橋	人吉市染戸町	山田川	19	都呂々橋	都呂々町都呂々	都呂々川

現 行					新 （令和7年度修正）					修正理由
【Ⅲ－１】気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）					【Ⅲ－１】気象予警報等の警報・注意報基準（詳細版）					気象台の基準 ・文の修正 に伴う等
(2)洪水警報基準					(2)洪水警報基準					
令和5年6月8日現在					令和6年5月23日現在					
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
宇城八代	八代市	深木川流域=10.3、中谷川流域=6.3、 油谷川流域=10.2、百済木川流域=13.5、 氷川流域=24.8、水無川流域=14.4、 河俣川流域=16.9、小浦川流域=12.2、 二見川流域=10.1、下大野川流域=10.1、 大鞘川流域=14.1、鏡川流域=5.2、 流藻川流域=8.1	球磨川流域=(14、27)、 百済木川流域=(16、9.6)、 大鞘川流域=(12、11)	球磨川〔萩原・大野〕	宇城八代	八代市	深木川流域=10.3、中谷川流域=6.3、 油谷川流域=10.2、百済木川流域=13.5、 氷川流域=24.8、水無川流域=14.4、 河俣川流域=16.9、小浦川流域=12.2、 二見川流域=10.1、下大野川流域=10.1、 大鞘川流域=14.1、鏡川流域=5.2、 流藻川流域=8.1	球磨川流域=(14、26)、 百済木川流域=(16、9.6)、 大鞘川流域=(12、11)	球磨川〔萩原・大野〕	
	宇土市	淵川流域=8.8、網津川流域=11.1、 網田川流域=8.7	網津川流域=(10、9.1)、 網田川流域=(10、7.9)	緑川水系〔城南〕		宇土市	淵川流域=8.8、網津川流域=11.1、 網田川流域=8.7	網津川流域=(10、9.1)、 網田川流域=(10、7.9)	緑川水系〔城南〕	
	宇城市	浜戸川流域=15.8、波多川流域=11.8、 大野川流域=8.8、五丁川流域=6.5、 砂川流域=15.5、浅川流域=7.9、 小熊野川流域=10.4、長崎川流域=7.9	浜戸川流域=(14、14.2)、 大野川流域=(14、7.9)、 浅川流域=(14、7.1)、 長崎川流域=(14、7.1)	緑川水系〔城南〕		宇城市	浜戸川流域=15.8、波多川流域=11.8、 大野川流域=8.8、五丁川流域=6.5、 砂川流域=15.5、浅川流域=7.9、 小熊野川流域=10.4、長崎川流域=7.9	浜戸川流域=(14、14.2)、 大野川流域=(14、7.9)、 浅川流域=(14、7.1)、 長崎川流域=(14、7.1)	緑川水系〔城南〕	
	美里町	津留川流域=25、釈迦院川流域=14.7、 簡川流域=16.4、柏川流域=12.6、 幕川流域=8.2	—	緑川水系〔中甲橋〕		美里町	津留川流域=25、釈迦院川流域=14.7、 簡川流域=16.4、柏川流域=12.6、 幕川流域=8.2	—	緑川水系〔中甲橋〕	
	氷川町	八間川流域=8.2、砂川流域=14.7、 氷川流域=33.6	—	—		氷川町	八間川流域=8.2、砂川流域=14.7、 氷川流域=33.6	—	—	
*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。					*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。					
(4)洪水注意報基準					(4)洪水注意報基準					
令和5年6月8日現在					令和6年5月23日現在					
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
宇城八代	八代市	深木川流域=7.5、中谷川流域=4.9、 油谷川流域=8.1、百済木川流域=10.8、 氷川流域=19.8、水無川流域=11.5、 河俣川流域=13.5、小浦川流域=9.7、 二見川流域=7.5、下大野川流域=8、 大鞘川流域=11.2、鏡川流域=4.1、 流藻川流域=6.4	球磨川流域=(13、66.4)、 百済木川流域=(7、8.6)、 二見川流域=(7、7.5)、 大鞘川流域=(7、9.9)、 鏡川流域=(7、4.1)	球磨川〔萩原・大野〕	宇城八代	八代市	深木川流域=7.5、中谷川流域=4.9、 油谷川流域=8.1、百済木川流域=10.8、 氷川流域=19.8、水無川流域=11.5、 河俣川流域=13.5、小浦川流域=9.7、 二見川流域=7.5、下大野川流域=8、 大鞘川流域=11.2、鏡川流域=4.1、 流藻川流域=6.4	球磨川流域=(13、67.6)、 百済木川流域=(7、8.6)、 二見川流域=(7、7.5)、 大鞘川流域=(7、9.9)、 鏡川流域=(7、4.1)	球磨川〔萩原・大野〕	
	宇土市	淵川流域=7、網津川流域=8.8、 網田川流域=6.9	浜戸川流域=(10、13.8)、 淵川流域=(8、7)、 網津川流域=(6、8.2)、 網田川流域=(10、5.3)	緑川水系〔城南〕		宇土市	淵川流域=7、網津川流域=8.8、 網田川流域=6.9	浜戸川流域=(10、13.8)、 淵川流域=(8、7)、 網津川流域=(6、8.2)、 網田川流域=(10、5.3)	緑川水系〔城南〕	
	宇城市	浜戸川流域=12.6、波多川流域=9.4、 大野川流域=7、五丁川流域=5.2、 砂川流域=12.4、浅川流域=6.3、 小熊野川流域=8.3、長崎川流域=6.3	浜戸川流域=(9、12.6)、 波多川流域=(9、9.4)、 大野川流域=(14、7)、 砂川流域=(14、9.9)、 浅川流域=(9、6.3)、 小熊野川流域=(9、8.3)、 長崎川流域=(9、6.3)	—		宇城市	浜戸川流域=12.6、波多川流域=9.4、 大野川流域=7、五丁川流域=5.2、 砂川流域=12.4、浅川流域=6.3、 小熊野川流域=8.3、長崎川流域=6.3	浜戸川流域=(9、12.6)、 波多川流域=(9、9.4)、 大野川流域=(14、7)、 砂川流域=(14、9.9)、 浅川流域=(9、6.3)、 小熊野川流域=(9、8.3)、 長崎川流域=(9、6.3)	—	
	美里町	津留川流域=20、釈迦院川流域=11.7、 簡川流域=13.1、柏川流域=10、 幕川流域=6.5	緑川流域=(12、45.2)	緑川水系〔中甲橋〕		美里町	津留川流域=20、釈迦院川流域=11.7、 簡川流域=13.1、柏川流域=10、 幕川流域=6.5	緑川流域=(12、45.2)	緑川水系〔中甲橋〕	
	氷川町	八間川流域=6.5、砂川流域=11.7、 氷川流域=26.8	八間川流域=(5、6.5)	—		氷川町	八間川流域=6.5、砂川流域=11.7、 氷川流域=26.8	八間川流域=(5、6.5)	—	
*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。					*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。					

現 行	新（令和7年度修正）	修正理由																																																																						
(7) 津波警報等 ① 種類について 気象庁が発表する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。 大津波警報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合 (大津波警報を特別警報に位置づける) 津波警報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 津波注意報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 津波予報 : 津波による災害が起こるおそれがない場合 ※ 地震発生後、予想される津波の高さが0.2m未満で被害の心配がない場合、又は、津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表する。 ② 発表される津波の高さ等について <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="3">予想される津波の高さ</th></tr><tr><th>高さの区分</th><th>数値での発表 (発表基準)</th><th>巨大地震の 場合の表現</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td>10m<予想高さ</td><td>10m超</td><td rowspan="3">巨大</td></tr><tr><td>5m<予想高さ≤10m</td><td>10m</td></tr><tr><td>3m<予想高さ≤5m</td><td>5m</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>1m<予想高さ≤3m</td><td>3m</td><td>高い</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>0.2m≤予想高さ≤1m</td><td>1m</td><td>(表記しない)</td></tr></table> (注意) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報又は津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 ③ 津波情報 大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。 (津波情報の種類) <table><tr><th></th><th>種類</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="4">津波情報</td><td>津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</td></tr></table> (注 意) 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3m以下、津波警報を発表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。	種類	予想される津波の高さ			高さの区分	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)		種類	内容	津波情報	津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	(7) 津波警報等 ① 種類について 気象庁が発表する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。 大津波警報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合 (大津波警報を特別警報に位置づける) 津波警報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合 津波注意報 : 予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合 津波予報 : 津波による災害が起こるおそれがない場合 ※ 地震発生後、予想される津波の高さが0.2m未満で被害の心配がない場合、又は、津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表する。 ② 発表される津波の高さ等について <table><tr><th rowspan="2">津波警報等の種類</th><th colspan="3">発表される津波の高さ</th></tr><tr><th>予想される津波の高さ区分</th><th>数値での発表</th><th>巨大地震の 場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td>10m<予想される津波の最大波の高さ</td><td>10m超</td><td rowspan="3">巨大</td></tr><tr><td>5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m</td><td>10m</td></tr><tr><td>3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m</td><td>5m</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m</td><td>3m</td><td>高い</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m</td><td>1m</td><td>(表記しない)</td></tr></table> (注 意) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、(削除)津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。 ③ 津波情報 大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。 (津波情報の種類) <table><tr><th></th><th>情報の種類</th><th>発表内容</th></tr><tr><td rowspan="4">津波情報</td><td>津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報</td><td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。</td></tr><tr><td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td><td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表します。</td></tr><tr><td>津波観測に関する情報</td><td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。</td></tr><tr><td>沖合の津波観測に関する情報</td><td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</td></tr></table> (注 意) (削除)津波観測に関する情報では、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、又は津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが0.2m未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を発表している沿岸で3m以下、津波警報を発表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。	津波警報等の種類	発表される津波の高さ			予想される津波の高さ区分	数値での発表	巨大地震の 場合の発表	大津波警報	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大	5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m	3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m	津波警報	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い	津波注意報	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記しない)		情報の種類	発表内容	津波情報	津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表します。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	気象庁の基準 ・文言の見直し に伴う修正 等
種類		予想される津波の高さ																																																																						
	高さの区分	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現																																																																					
大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大																																																																					
	5m<予想高さ≤10m	10m																																																																						
	3m<予想高さ≤5m	5m																																																																						
津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																																																					
津波注意報	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)																																																																					
	種類	内容																																																																						
津波情報	津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。																																																																						
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。																																																																						
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。																																																																						
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。																																																																						
津波警報等の種類	発表される津波の高さ																																																																							
	予想される津波の高さ区分	数値での発表	巨大地震の 場合の発表																																																																					
大津波警報	10m<予想される津波の最大波の高さ	10m超	巨大																																																																					
	5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m	10m																																																																						
	3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m	5m																																																																						
津波警報	1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m	3m	高い																																																																					
津波注意報	0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m	1m	(表記しない)																																																																					
	情報の種類	発表内容																																																																						
津波情報	津波到達予報時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。																																																																						
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表します。																																																																						
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。																																																																						
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。																																																																						

現 行	新（令和7年度修正）	修正理由																																																						
④ 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。） <table><tr><th></th><th>発表基準</th><th>内容</th></tr><tr><td rowspan="2">津波予報</td><td>20cm未満の海面変動が予測されたとき</td><td>高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表します。</td></tr></table> （津波予報区） ◎ 有明八代海 熊本県〔天草市（旧生深市、旧五和町、旧天草町、旧河浦町）、苇北町を除く。〕 ◎ 天草灘沿岸 熊本県〔天草市（旧生深市、旧五和町、旧天草町、旧河浦町）、苇北町に限る。〕		発表基準	内容	津波予報	20cm未満の海面変動が予測されたとき	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表します。	④ 津波予報 地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。） <table><tr><th></th><th>発表基準</th><th>発表内容</th></tr><tr><td rowspan="2">津波予報</td><td>0.2m未満の海面変動が予想されたとき</td><td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。</td></tr><tr><td>津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき</td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表します。</td></tr></table> （津波予報区） ◎ 有明八代海 熊本県〔天草市の天草町、五和町、生深町、魚貴町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに苇北町を除く。〕 ◎ 天草灘沿岸 熊本県〔天草市の天草町、五和町、生深町、魚貴町、河浦町、久玉町、深海町及び二浦町並びに苇北町に限る。〕		発表基準	発表内容	津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表します。	気象台の基準 ・文言の見直し に伴う修正																																						
	発表基準	内容																																																						
津波予報	20cm未満の海面変動が予測されたとき	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。																																																						
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表します。																																																						
	発表基準	発表内容																																																						
津波予報	0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。																																																						
	津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っ ての作業や釣り、海水浴などに際しては十分 な留意が必要である旨を発表します。																																																						
【Ⅲ－２】水防関係機関連絡一覧表【第4章第3節関係】	【Ⅲ－２】水防関係機関連絡一覧表【第4章第3節関係】																																																							
水防関係機関連絡一覧表	水防関係機関連絡一覧表																																																							
(1) 県関係	(1) 県関係																																																							
○ 水防本部（代表）096－383－1111 （直通）096－333－2120 （FAX）096－213－1001	○ 水防本部（代表）096－383－1111 （直通）096－333－2120 （FAX）096－213－1001																																																							
<table><tr><th>機 関 名</th><th>電話番号</th><th>機 関 名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>玉名地域振興局</td><td>0968－74－2111</td><td>鹿本地域振興局</td><td>0968－44－2312</td></tr></table>	機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号	玉名地域振興局	0968－74－2111	鹿本地域振興局	0968－44－2312	<table><tr><th>機 関 名</th><th>電話番号</th><th>機 関 名</th><th>電話番号</th></tr><tr><td>玉名地域振興局</td><td>0968－74－2164</td><td>鹿本地域振興局</td><td>0968－44－2312</td></tr></table>	機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号	玉名地域振興局	0968－74－2164	鹿本地域振興局	0968－44－2312	電話番号、 担当課修正																																						
機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号																																																					
玉名地域振興局	0968－74－2111	鹿本地域振興局	0968－44－2312																																																					
機 関 名	電話番号	機 関 名	電話番号																																																					
玉名地域振興局	0968－74－2164	鹿本地域振興局	0968－44－2312																																																					
(3) 市町村関係	(3) 市町村関係																																																							
<table><tr><th>機 関 名</th><th>担当課</th><th>電話番号</th><th>FAX番号</th></tr><tr><td>熊 本</td><td>熊本市役所</td><td>危機管理防災総室</td><td>096－328－2490 096－359－8605</td></tr><tr><td rowspan="6">玉 名 水 防 区</td><td>荒尾市役所</td><td>防災安全課</td><td>0968－63－1395 0968－63－1169</td></tr><tr><td>玉名市役所</td><td>防災安全課</td><td>0968－75－1130 0968－75－1166</td></tr><tr><td>玉東町役場</td><td>総務課</td><td>0968－85－3111 0968－85－3116</td></tr><tr><td>和水町役場</td><td>総務課</td><td>0968－86－5720 0968－86－4215</td></tr><tr><td>南関町役場</td><td>総務課</td><td>0968－57－8500 0968－53－2351</td></tr><tr><td>長洲町役場</td><td>建設課</td><td>0968－78－3262 0968－78－1092</td></tr></table>	機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号	熊 本	熊本市役所	危機管理防災総室	096－328－2490 096－359－8605	玉 名 水 防 区	荒尾市役所	防災安全課	0968－63－1395 0968－63－1169	玉名市役所	防災安全課	0968－75－1130 0968－75－1166	玉東町役場	総務課	0968－85－3111 0968－85－3116	和水町役場	総務課	0968－86－5720 0968－86－4215	南関町役場	総務課	0968－57－8500 0968－53－2351	長洲町役場	建設課	0968－78－3262 0968－78－1092	<table><tr><th>機 関 名</th><th>担当課</th><th>電話番号</th><th>FAX番号</th></tr><tr><td>熊 本</td><td>熊本市役所</td><td>危機管理課</td><td>096－328－2490 096－359－8605</td></tr><tr><td rowspan="6">玉 名 水 防 区</td><td>荒尾市役所</td><td>防災安全課</td><td>0968－63－1395 0968－63－1169</td></tr><tr><td>玉名市役所</td><td>防災安全課</td><td>0968－75－1130 0968－75－1166</td></tr><tr><td>玉東町役場</td><td>総務課</td><td>0968－85－3111 0968－85－3116</td></tr><tr><td>和水町役場</td><td>総務課</td><td>0968－86－5720 0968－86－4215</td></tr><tr><td>南関町役場</td><td>総務課</td><td>0968－57－8500 0968－53－2351</td></tr><tr><td>長洲町役場</td><td>総務課 危機管理対策室</td><td>0968－78－3104 0968－78－1092</td></tr></table>	機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号	熊 本	熊本市役所	危機管理課	096－328－2490 096－359－8605	玉 名 水 防 区	荒尾市役所	防災安全課	0968－63－1395 0968－63－1169	玉名市役所	防災安全課	0968－75－1130 0968－75－1166	玉東町役場	総務課	0968－85－3111 0968－85－3116	和水町役場	総務課	0968－86－5720 0968－86－4215	南関町役場	総務課	0968－57－8500 0968－53－2351	長洲町役場	総務課 危機管理対策室	0968－78－3104 0968－78－1092	電話番号、 担当課修正
機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号																																																					
熊 本	熊本市役所	危機管理防災総室	096－328－2490 096－359－8605																																																					
玉 名 水 防 区	荒尾市役所	防災安全課	0968－63－1395 0968－63－1169																																																					
	玉名市役所	防災安全課	0968－75－1130 0968－75－1166																																																					
	玉東町役場	総務課	0968－85－3111 0968－85－3116																																																					
	和水町役場	総務課	0968－86－5720 0968－86－4215																																																					
	南関町役場	総務課	0968－57－8500 0968－53－2351																																																					
	長洲町役場	建設課	0968－78－3262 0968－78－1092																																																					
機 関 名	担当課	電話番号	FAX番号																																																					
熊 本	熊本市役所	危機管理課	096－328－2490 096－359－8605																																																					
玉 名 水 防 区	荒尾市役所	防災安全課	0968－63－1395 0968－63－1169																																																					
	玉名市役所	防災安全課	0968－75－1130 0968－75－1166																																																					
	玉東町役場	総務課	0968－85－3111 0968－85－3116																																																					
	和水町役場	総務課	0968－86－5720 0968－86－4215																																																					
	南関町役場	総務課	0968－57－8500 0968－53－2351																																																					
	長洲町役場	総務課 危機管理対策室	0968－78－3104 0968－78－1092																																																					

現行	新（令和7年度修正）	修正理由																																					
【Ⅲ－３－②】洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位 〔第5章第1節関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>水防団 待機水位</th><th>はん濫 注意水位</th><th>避難 判断水位</th><th>はん濫 危険水位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>しらかわ 白川</td><td>よつぎばし 代継橋</td><td>熊本市中央区紺屋今 町</td><td>2.50</td><td>3.70</td><td>4.70</td><td>5.00</td><td>観測所 水位</td></tr></table> 【Ⅲ－４】伝達系統図（白川） 白 川 洪 水 予 報 伝 達 系 統 図 熊本河川国道事務所 流域治水課 096-382-1111 FAX 409 メール kcr-kumamoto-kasego@mlit.go.jp 専用回線 専用回線 熊本地方気象台 現象室 096-352-0345 FAX 096-352-9460 メール kumamoto@met.kishou.go.jp 専用回線 福岡管区気象台 シス テ ム 情 報 提 供 J R 九州 092-624-3842 (FAX) 関係機関 メール又は 専用回線 白川出張所 6140 (マイクロ FAX)、メール メール又は 専用回線 熊本県水防本部 749-7672 (マイクロ FAX)、メール 749-7570 (マイクロ TEL) メール又は 専用回線 河川情報センター 718-60, 61 (マイクロ FAX)、メール 718-21, 22 (マイクロ TEL) メール又は 一般回線 熊本市 096-359-8605 (FAX)、メール 防災無線 (FAX) 熊本土木事務所 096-368-4660 (FAX) 熊本市 関係機関 オンライン (警報のみ伝達) 西日本電信電話株式会社 又は東日本電信電話株式会社 関係市町村 防災情報 提供システム N H K 096-326-8287 (FAX) 関係市町村 防災情報 提供システム 熊本県知事公室危機管理防災課 096-383-1503 (FAX) 県関係機関 防災情報 提供システム 熊本市消防局 096-366-6679 (FAX) 消防関係機関 防災情報 提供システム 陸上自衛隊西部方面総監部 096-368-5111 (内線 FAX 4446) 防災情報 提供システム 陸上自衛隊第八師団 096-343-3141 (内線 3227) 防災情報 提供システム 熊本海上保安部 0964-52-3108 (FAX) 防災情報 提供システム R K K 096-355-2031 (FAX) 防災情報 提供システム T K U 096-326-2654 (FAX) オンライン 総務省消防庁 <tr><td> 【Ⅲ－３－②】洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位 〔第5章第1節関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>水防団 待機水位</th><th>はん濫 注意水位</th><th>避難 判断水位</th><th>はん濫 危険水位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>しらかわ 白川</td><td>よつぎばし 代継橋</td><td>熊本市中央区紺屋今 町</td><td>2.70</td><td>3.70</td><td>5.20</td><td>5.50</td><td>観測所 水位</td></tr></table> 【Ⅲ－４】伝達系統図（白川） 白 川 洪 水 予 報 伝 達 系 統 図 熊本河川国道事務所 流域治水課 電話：096-382-1111 FAX：096-382-4253 メール： kouzui@kkr.mlit.go.jp又はktr-kouzui@mlit.go.jp 共同作 成・ 発 表 熊本地方気象台 電話：096-324-3283 FAX：096-352-9460 メール： kumamoto@met.kishou.go.jp 気象庁 メール又は 専用回線 白川出張所 096-343-4026 (FAX)、メール メール又は 専用回線 熊本県水防本部 749-7672 (マイクロ FAX)、メール 749-7570 (マイクロ TEL) メール又は 専用回線 「川の防災情報」管理者 (一財) 河川情報センター 718-60, 61 (マイクロ FAX)、メール 718-21, 22 (マイクロ TEL) メール又は 一般回線 熊本市 096-359-8650 (FAX)、メール 防災無線 (FAX) 熊本土木事務所 096-368-4660 (FAX) 熊本市 関係機関 オンライン (警報のみ伝達) NTT五反田センタ 関係市町村 オンライン 日本放送協会 オンライン 熊本県知事公室危機管理防災課 県関係機関 関係市町村 オンライン 総務省消防庁 防災情報提供 システムメー ル J R 九州 関係機関 <tr><td></td><td></td><td>設定水位の見直し</td></tr><tr><td></td><td></td><td>伝達系統の見直しによる更新</td></tr></td></tr>	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要	しらかわ 白川	よつぎばし 代継橋	熊本市中央区紺屋今 町	2.50	3.70	4.70	5.00	観測所 水位	【Ⅲ－３－②】洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位 〔第5章第1節関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>水防団 待機水位</th><th>はん濫 注意水位</th><th>避難 判断水位</th><th>はん濫 危険水位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>しらかわ 白川</td><td>よつぎばし 代継橋</td><td>熊本市中央区紺屋今 町</td><td>2.70</td><td>3.70</td><td>5.20</td><td>5.50</td><td>観測所 水位</td></tr></table> 【Ⅲ－４】伝達系統図（白川） 白 川 洪 水 予 報 伝 達 系 統 図 熊本河川国道事務所 流域治水課 電話：096-382-1111 FAX：096-382-4253 メール： kouzui@kkr.mlit.go.jp又はktr-kouzui@mlit.go.jp 共同作 成・ 発 表 熊本地方気象台 電話：096-324-3283 FAX：096-352-9460 メール： kumamoto@met.kishou.go.jp 気象庁 メール又は 専用回線 白川出張所 096-343-4026 (FAX)、メール メール又は 専用回線 熊本県水防本部 749-7672 (マイクロ FAX)、メール 749-7570 (マイクロ TEL) メール又は 専用回線 「川の防災情報」管理者 (一財) 河川情報センター 718-60, 61 (マイクロ FAX)、メール 718-21, 22 (マイクロ TEL) メール又は 一般回線 熊本市 096-359-8650 (FAX)、メール 防災無線 (FAX) 熊本土木事務所 096-368-4660 (FAX) 熊本市 関係機関 オンライン (警報のみ伝達) NTT五反田センタ 関係市町村 オンライン 日本放送協会 オンライン 熊本県知事公室危機管理防災課 県関係機関 関係市町村 オンライン 総務省消防庁 防災情報提供 システムメー ル J R 九州 関係機関 <tr><td></td><td></td><td>設定水位の見直し</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>伝達系統の見直しによる更新</td></tr>	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要	しらかわ 白川	よつぎばし 代継橋	熊本市中央区紺屋今 町	2.70	3.70	5.20	5.50	観測所 水位			設定水位の見直し			伝達系統の見直しによる更新
河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要																																
しらかわ 白川	よつぎばし 代継橋	熊本市中央区紺屋今 町	2.50	3.70	4.70	5.00	観測所 水位																																
【Ⅲ－３－②】洪水予報の対象となる基準水位観測所及び設定水位 〔第5章第1節関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>水防団 待機水位</th><th>はん濫 注意水位</th><th>避難 判断水位</th><th>はん濫 危険水位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>しらかわ 白川</td><td>よつぎばし 代継橋</td><td>熊本市中央区紺屋今 町</td><td>2.70</td><td>3.70</td><td>5.20</td><td>5.50</td><td>観測所 水位</td></tr></table> 【Ⅲ－４】伝達系統図（白川） 白 川 洪 水 予 報 伝 達 系 統 図 熊本河川国道事務所 流域治水課 電話：096-382-1111 FAX：096-382-4253 メール： kouzui@kkr.mlit.go.jp又はktr-kouzui@mlit.go.jp 共同作 成・ 発 表 熊本地方気象台 電話：096-324-3283 FAX：096-352-9460 メール： kumamoto@met.kishou.go.jp 気象庁 メール又は 専用回線 白川出張所 096-343-4026 (FAX)、メール メール又は 専用回線 熊本県水防本部 749-7672 (マイクロ FAX)、メール 749-7570 (マイクロ TEL) メール又は 専用回線 「川の防災情報」管理者 (一財) 河川情報センター 718-60, 61 (マイクロ FAX)、メール 718-21, 22 (マイクロ TEL) メール又は 一般回線 熊本市 096-359-8650 (FAX)、メール 防災無線 (FAX) 熊本土木事務所 096-368-4660 (FAX) 熊本市 関係機関 オンライン (警報のみ伝達) NTT五反田センタ 関係市町村 オンライン 日本放送協会 オンライン 熊本県知事公室危機管理防災課 県関係機関 関係市町村 オンライン 総務省消防庁 防災情報提供 システムメー ル J R 九州 関係機関 <tr><td></td><td></td><td>設定水位の見直し</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>伝達系統の見直しによる更新</td></tr>	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要	しらかわ 白川	よつぎばし 代継橋	熊本市中央区紺屋今 町	2.70	3.70	5.20	5.50	観測所 水位			設定水位の見直し			伝達系統の見直しによる更新																	
河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要																																
しらかわ 白川	よつぎばし 代継橋	熊本市中央区紺屋今 町	2.70	3.70	5.20	5.50	観測所 水位																																
		設定水位の見直し																																					
		伝達系統の見直しによる更新																																					



現 行	新（令和7年度修正）	修正理由
【Ⅲ－４】伝達系統図（菊池川） 菊池川洪水予報伝達系統図 国土交通省 九州地方整備局 河川管理課 Tel 092-471-6340 M (89-2791~2794) F 092-476-3473, 3474 菊池川河川事務所 流域治水課 Tel 0968-44-2171 M 742-352, 354~356 Fax 0968-44-8061・メール 玉名出張所 Tel 0968-74-3175 M (6121, 6122, 6132) F (6140)・メール 山鹿出張所 Tel 0968-44-2177 M (6221, 6222, 6232) F (6240)・メール 竜門ダム管理支所 Tel 0968-27-1120 M (6321, 6332, 6333) F (63)・メール 河川情報センター Tel 092-481-0241 M (718-21, 22, 25, 26) F (718-60~61)・メール 熊本県水防本部 Tel 096-383-1111 096-333-2120(時間外) M (749-7670) F (749-7671) 玉名地域振興局 鹿本地域振興局 菊池地域振興局 熊本土木事務所 玉名市 和水町 玉東町 山鹿市 熊本市 菊池市 南関町 荒尾市 長洲町 各水防団体 熊本地方気象台 現業室 Tel 096-352-0345 Fax 096-352-9460・メール 福岡管区気象台 予報課 Tel 092-725-3600 JR九州 Tel 092-624-3830 Fax 092-624-3842 関係機関 NTT五反田センタ 熊本県知事公室 危機管理防災課 総務省消防庁 NHK	【Ⅲ－４】伝達系統図（菊池川） 菊池川洪水予報伝達系統図 国土交通省九州地方整備局 河川管理課 水災害予報センター TEL (092) 471-6340 M (89-3871, 3872, 3873) F (89-3444, 3474) 菊池川河川事務所 流域治水課 0968-44-2171 FAX 0968-44-8061 メール kouzui@kkr.alit.go.jp 又は ktr-kouzui@mlit.go.jp 玉名出張所 M (6121, 6122, 6132) F (6140)・メール 0968-74-3175~6 山鹿出張所 M (6221, 6222, 6232) F (6240)・メール 0968-44-2177~8 竜門ダム管理支所 M (6341, 6342) F (6356)・メール 0968-27-1120 熊本県水防本部 M (749-7670) F (749-7671) メール 096-383-1111 「川の防災情報」管理者 (一財) 河川情報センター M (718-21, 22, 28) F (718-60~61) メール 092-481-0241 玉名地域振興局 鹿本地域振興局 県北広域本部 県央広域本部 (熊本土木事務所) 玉名市 玉東町 和水町 山鹿市 菊池市 熊本市 各水防団体 熊本地方気象台 電話 096-324-3283 FAX 096-352-9460 メール kumamoto@net.kishou.go.jp 気象庁 NTT五反田センタ 関係市町村 日本放送協会 096-326-8287 (FAX) 熊本県知事公室危機管理防災課 096-383-1503 (FAX) 総務省消防庁 関係機関 関係市町村 防災情報提供システムメール 九州旅客鉄道株式会社	伝達系統の見直しによる更新

現 行

【Ⅲ－４】予報文例

発表者	第1受報者	第2受報者	第3受報者
国土交通省 熊本河川国道事務所 気象庁 熊本地方気象台	機関名	機関名	機関名

演習

白川氾濫注意情報

白川洪水予報第1号
洪水注意報（発表）
令和3年03月30日20時20分

熊本河川国道事務所 熊本地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル2相当情報「洪水」】白川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

（主 文）

【警戒レベル2相当】白川の代継橋水位観測所（熊本市）では、30日20時10分頃に、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

（雨量）

現在、雨はやんでいます。

流域	28日20時10分～30日20時10分 までの流域平均雨量	30日20時10分～30日23時10分 までの流域平均雨量の見込み
白川流域	0ミリ	0ミリ

（水位）

白川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度	レベル1 水防団 待機	レベル2 氾濫 注意	レベル3 避難 判断	レベル4 氾濫 危険
	水位(m) 又は 流量(m ³ /s)				
代継橋 水位観測所 (熊本市)	30日20時10分の状況	-0.25	-	-	-
	30日21時10分の予測	-	-	-	-
	30日22時10分の予測	-	-	-	-
	30日23時10分の予測	-	-	-	-

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

（参考資料）

(単位:水位(m) 又は 流量(m ³ /s))			
観測所名	代継橋 水位観測所		

新 （令和7年度修正）

修正理由

【Ⅲ－４】予報文例（全河川共通）

付図3 洪水予報の発表形式イメージ（PDF形式）

正規

〇〇川氾濫危険情報
（警戒レベル4相当情報）

〇〇川洪水予報第〇号
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

〇〇川では、当分の間、氾濫危険水位付近の水位が続く見込み

（主文）

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇市）では、当分の間、「氾濫危険水位」付近の水位が続く見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、△△市では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な避難行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川の△△水位観測所（△△市）では、当分の間、「避難判断水位」付近の水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な避難行動をとってください。

（警戒レベル相当情報見表）

〇〇川氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）			
新 増 ・ 更 新	観測・地点	警戒	避難
	基準水位観測所名	〇〇	△△
	河川名称	〇〇川	〇〇川
	警戒レベル（ ）相当	4	3
	現状水位	（レベル4水位超過）	
	予測水位	（レベル3水位超過）	
更新	〇〇市	4	-
更新	△△市	3	3
更新	〇〇市	-	3

市町村ごとの警戒レベル相当の数値は、同一洪水予報区間内の基準水位観測所の受け持ち区間ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市町村に対して一律に表示しているものです。
警戒レベル相当の見方について【防災用語ウェブサイト：早見表】
https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/jwb_term/kawabou.html

5	警戒レベル5相当
4	警戒レベル4相当
3	警戒レベル3相当
2	警戒レベル2相当
	警戒レベル2未満

（雨量）

多いところは1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は当分の状態が続くでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位または流量）

基準観測所	水位 (m)	00日 03:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル4相当								
〇〇 (〇〇市)	氾濫危険水位	X.XX m						
	避難判断水位	X.XX m						
	氾濫注意水位	X.XX m						
	ゼロ点高	0.XX m						

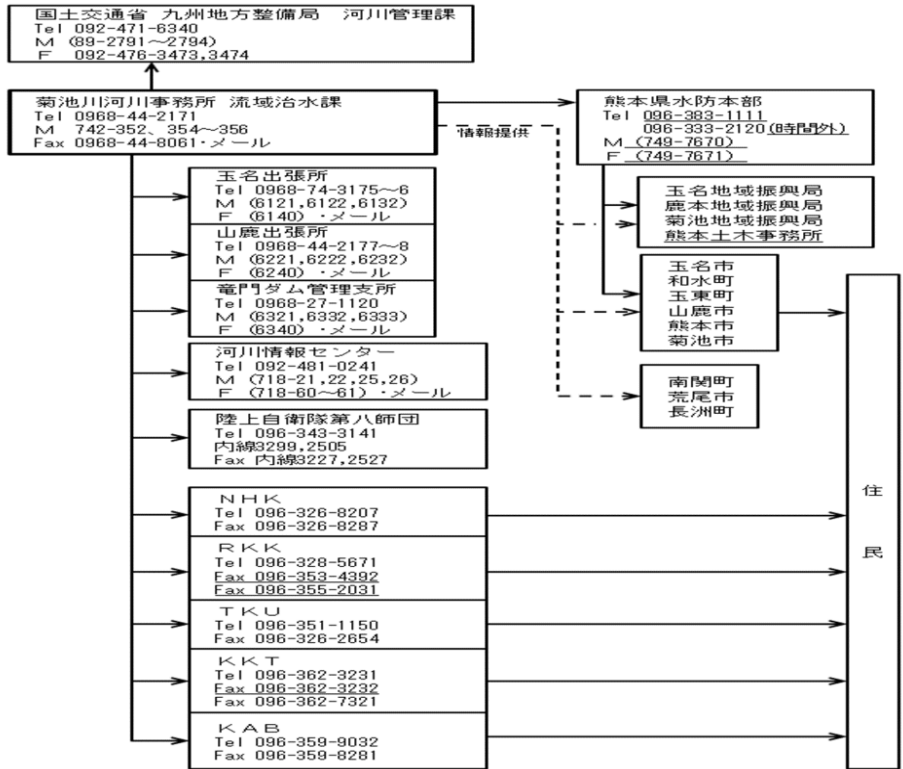
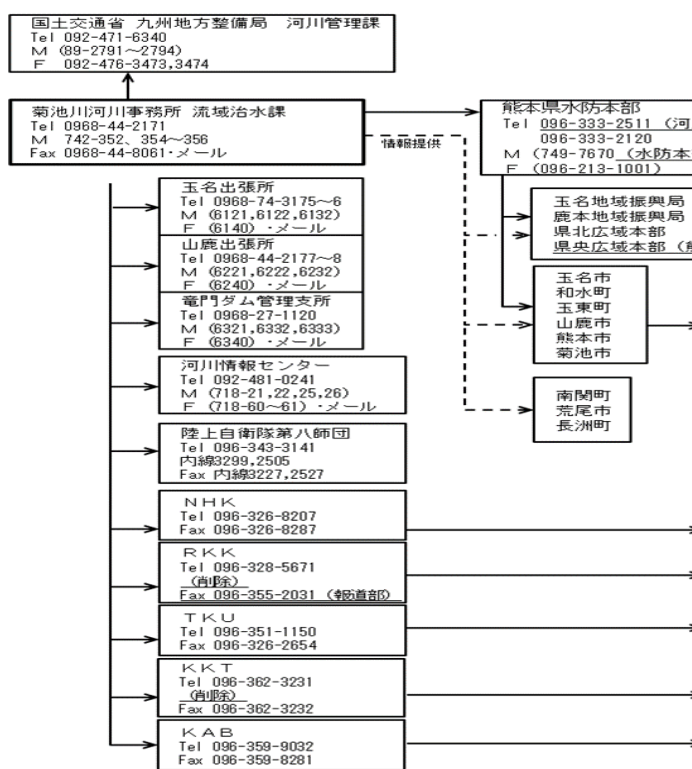
基準観測所	水位 (m)	00日 03:00現在	01:00予測	02:00予測	03:00予測	04:00予測	05:00予測	06:00予測
警戒レベル3相当								
△△ (△△市)	氾濫危険水位	X.XX m						
	避難判断水位	X.XX m						
	氾濫注意水位	X.XX m						
	ゼロ点高	0.XX m						

・ゼロ点高に関する解説 https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/jwb_apend/html/reference.html

共通様式への
変更

現 行				新 （令和7年度修正）				修正理由																																					
<table><tr><td></td><td>熊本市</td><td></td><td></td></tr><tr><td>レベル4水位 氾濫危険水位※</td><td>5.00</td><td></td><td></td></tr><tr><td>レベル3水位 避難判断水位※</td><td>4.70</td><td></td><td></td></tr><tr><td>レベル2水位 氾濫注意水位</td><td>3.70</td><td></td><td></td></tr><tr><td>レベル1水位 水防団待機水位</td><td>2.50</td><td></td><td></td></tr><tr><td>受け持ち区間</td><td>白川 左岸 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">氾濫が発生した場合 の浸水想定区域</td><td>熊本県熊本市 松尾西校区、小島校区、 松尾東校区、池上校区、 高橋校区、城山校区、白 坪校区、古町校区、春日 校区、五福校区、慶徳校 区、一新校区、城西校 区、花園校区、池田校 区、壺川校区、城東校 区、碩台校区、黒髪校 区、清水校区、高平台校 区、城北校区、中島校 区、飽田西校区、奥古閑 校区、川口校区、銭塘校 区、飽田東校区、飽田南 校区、中緑校区、力合校 区、川尻校区、城南校 区、日吉校区、日吉東校 区、向山校区、本荘校 区、春竹校区、田迎校 区、御幸校区、田迎南校 区、画図校区、出水南校 区、白川校区、出水校 区、白山校区、大江校 区、託麻原校区、西原校 区、砂取校区</td><td></td><td></td></tr></table>					熊本市			レベル4水位 氾濫危険水位※	5.00			レベル3水位 避難判断水位※	4.70			レベル2水位 氾濫注意水位	3.70			レベル1水位 水防団待機水位	2.50			受け持ち区間	白川 左岸 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市			氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市 松尾西校区、小島校区、 松尾東校区、池上校区、 高橋校区、城山校区、白 坪校区、古町校区、春日 校区、五福校区、慶徳校 区、一新校区、城西校 区、花園校区、池田校 区、壺川校区、城東校 区、碩台校区、黒髪校 区、清水校区、高平台校 区、城北校区、中島校 区、飽田西校区、奥古閑 校区、川口校区、銭塘校 区、飽田東校区、飽田南 校区、中緑校区、力合校 区、川尻校区、城南校 区、日吉校区、日吉東校 区、向山校区、本荘校 区、春竹校区、田迎校 区、御幸校区、田迎南校 区、画図校区、出水南校 区、白川校区、出水校 区、白山校区、大江校 区、託麻原校区、西原校 区、砂取校区			（参考） （受け持ち区間） <table><tr><td>基準観測所</td><td>〇〇市 〇〇川</td><td>△△市 〇〇川</td><td></td></tr><tr><td>受け持ち区間</td><td>左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで</td><td>左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで</td><td></td></tr></table> □雨の情報を知りたい方はこちら 今後の雨（解析雨量、降水短時間予報） https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX □洪水予報文、川の水位を確認したい方はこちら 川の防災情報 洪水予報画面 https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX □河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX □氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら 浸水ナビ https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX イメージ 今後の雨（解析雨量、降水短時間予報） イメージ 川の防災情報 洪水予報画面 イメージ 水害リスクライン イメージ 浸水ナビ 問い合わせ先 水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX 気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：XXX-XXX-XXXX				基準観測所	〇〇市 〇〇川	△△市 〇〇川		受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで			
	熊本市																																												
レベル4水位 氾濫危険水位※	5.00																																												
レベル3水位 避難判断水位※	4.70																																												
レベル2水位 氾濫注意水位	3.70																																												
レベル1水位 水防団待機水位	2.50																																												
受け持ち区間	白川 左岸 熊本県熊本市 右岸 熊本県熊本市																																												
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	熊本県熊本市 松尾西校区、小島校区、 松尾東校区、池上校区、 高橋校区、城山校区、白 坪校区、古町校区、春日 校区、五福校区、慶徳校 区、一新校区、城西校 区、花園校区、池田校 区、壺川校区、城東校 区、碩台校区、黒髪校 区、清水校区、高平台校 区、城北校区、中島校 区、飽田西校区、奥古閑 校区、川口校区、銭塘校 区、飽田東校区、飽田南 校区、中緑校区、力合校 区、川尻校区、城南校 区、日吉校区、日吉東校 区、向山校区、本荘校 区、春竹校区、田迎校 区、御幸校区、田迎南校 区、画図校区、出水南校 区、白川校区、出水校 区、白山校区、大江校 区、託麻原校区、西原校 区、砂取校区																																												
	基準観測所	〇〇市 〇〇川	△△市 〇〇川																																										
受け持ち区間	左岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで 右岸 〇〇市〇〇地区から〇〇地区まで	左岸 △△市△△地区から△△地区まで 右岸 △△市△△地区から△△地区まで																																											

		※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。																																							
					----------	-------------------	---		水位危険度レベル	水位	求める行動の段階		レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階		レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階		レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階		レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階		レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階										
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。																																									
					---------------------------------	---	--------		川の防災情報 水害リスクライン 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から			https://www.river.go.jp/ https://fri.river.go.jp/ https://www.jma.go.jp/																											
問い合わせ先 水位関係：国土交通省 熊本河川国道事務所 調査第一課 水防企画係 電話：096-382-1111 気象関係：気象庁 熊本地方気象台 現業室 電話：096-352-0345																																									

現 行	新（令和7年度修正）	修正理由																																												
【Ⅲ-5-①】 水位通知及び周知〔第5章第1節関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測局名</th><th>実 施 区 間</th></tr><tr><td>川辺川</td><td>県川辺</td><td>左 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで</td></tr></table> 【Ⅲ-5-②】 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位〔第5章第2節(1)関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>水防団 待機水位</th><th>はん濫 注意水位</th><th>避難 判断水位</th><th>はん濫 危険水位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>かわべがわ 川辺川</td><td>けんかわべ 県川辺</td><td>球磨郡相良村大字川 辺1759-2</td><td>3.39</td><td>3.82</td><td>3.82</td><td>4.00</td><td>観測所水 位</td></tr></table> 【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図及び通知文例(菊池川河川事務所) 	河川名	観測局名	実 施 区 間	川辺川	県川辺	左 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要	かわべがわ 川辺川	けんかわべ 県川辺	球磨郡相良村大字川 辺1759-2	3.39	3.82	3.82	4.00	観測所水 位	【Ⅲ-5-①】 水位通知及び周知〔第5章第1節関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測局名</th><th>実 施 区 間</th></tr><tr><td>川辺川</td><td>柳瀬</td><td>左 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで</td></tr></table> 【Ⅲ-5-②】 水位到達情報の通知の対象となる基準水位観測所及び設定水位〔第5章第2節(1)関係〕 <table><tr><th>河川名</th><th>観測所名</th><th>地先名</th><th>水防団 待機水位</th><th>はん濫 注意水位</th><th>避難 判断水位</th><th>はん濫 危険水位</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>かわべがわ 川辺川</td><td>やなせ 柳瀬</td><td>熊本県球磨郡相良村 大字柳瀬</td><td>4.20</td><td>4.80</td><td>5.20</td><td>5.70</td><td>観測所水 位</td></tr></table> 【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図及び通知文例(菊池川河川事務所) 	河川名	観測局名	実 施 区 間	川辺川	柳瀬	左 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで	河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要	かわべがわ 川辺川	やなせ 柳瀬	熊本県球磨郡相良村 大字柳瀬	4.20	4.80	5.20	5.70	観測所水 位	観測局の変更 観測局の変更 及びそれに伴 う水位の修正 熊本県水防本 部、報道機関 の連絡先修正
河川名	観測局名	実 施 区 間																																												
川辺川	県川辺	左 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで																																												
河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要																																							
かわべがわ 川辺川	けんかわべ 県川辺	球磨郡相良村大字川 辺1759-2	3.39	3.82	3.82	4.00	観測所水 位																																							
河川名	観測局名	実 施 区 間																																												
川辺川	柳瀬	左 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 右 岸： 球磨郡相良村大字柳瀬字三石又九百四十九番の一地先の柳瀬橋 から 球磨川合流点 まで																																												
河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	摘 要																																							
かわべがわ 川辺川	やなせ 柳瀬	熊本県球磨郡相良村 大字柳瀬	4.20	4.80	5.20	5.70	観測所水 位																																							

現 行	新（令和7年度修正）	修正理由																																										
【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図及び通知文例（菊池川河川事務所） 発表者 国土交通省 菊池川河川事務所 → 第1受報者 機関名 → 第2受報者 機関名 → 第3受報者 機関名 迫間川氾濫注意情報 令和元年06月01日13時10分 国土交通省 菊池川河川事務所発表 （第1号） 【主文】 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】迫間川の限府水位観測所（菊池市）では、1日13時00分頃に氾濫注意水位（1.50m）に到達しました。 洪水に関する情報に注意してください。 (参考) 迫間川 限府水位観測所（菊池市） （受け持ち区間は 迫間川左岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋、右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から 迫間川左岸：菊池川合流点、右岸：菊池川合流点まで） 氾濫危険水位 （相当換算水位） 1.90m 水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 避難判断水位 1.60m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 氾濫注意水位 1.50m 氾濫発生に対する注意を求める段階 ※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。 問い合わせ先 国土交通省 菊池川河川事務所 流域治水課 電話：0968-44-2171（内線） (参考) 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。 <table><tr><td rowspan="2">川の防災情報</td><td>パソコンから</td><td>携帯電話から</td></tr><tr><td>http://www.river.go.jp</td><td>http://i.river.go.jp</td></tr></table>	川の防災情報	パソコンから	携帯電話から	http://www.river.go.jp	http://i.river.go.jp	【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図及び通知文例（菊池川河川事務所） 正規 はざま かわ 迫間川氾濫注意情報 （警戒レベル2相当情報） 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 菊池川河川事務所発表 （第〇号） (主文) 【警戒レベル2相当情報〔洪水〕】迫間川の限府水位観測所（菊池市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に氾濫注意水位（1.5m）に到達しました。洪水に関する情報に注意してください。 (警戒レベル相当情報早見表) <table><tr><th colspan="3">氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）</th></tr><tr><td rowspan="4">新着・更新</td><td>新着・更新</td><td>新着</td></tr><tr><td>基準水位観測所名</td><td>限府水位観測所</td></tr><tr><td>対象河川</td><td>迫間川</td></tr><tr><td>警戒レベル（ ）相当</td><td>2</td></tr><tr><td></td><td>現況水位</td><td>2 （レベル2水位超過）</td></tr><tr><td>新着</td><td>〇〇市</td><td>2</td></tr><tr><td>新着</td><td>△△市</td><td>2</td></tr></table> 市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について[防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo <table><tr><td>5</td><td>警戒レベル5相当</td></tr><tr><td>4</td><td>警戒レベル4相当</td></tr><tr><td>3</td><td>警戒レベル3相当</td></tr><tr><td>2</td><td>警戒レベル2相当</td></tr><tr><td></td><td>警戒レベル2未満</td></tr></table> (参考) 迫間川 限府水位観測所（菊池市） （受け持ち区間は 迫間川左右岸：菊池市豊間字前田71地先の市道橋から菊池川合流点まで） □発表情報文、川の水位を確認したい方はこちら <table><tr><td>川の防災情報 水位到達情報画面</td><td>https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td></tr></table> □河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら <table><tr><td>水害リスクライン</td><td>https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td></tr></table> □氾濫の影響が想定される区域を知りたい方はこちら <table><tr><td>浸水ナビ</td><td>https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</td></tr></table>  イメージ  川の防災情報 水位到達情報画面  イメージ  水害リスクライン  イメージ  浸水ナビ 問い合わせ先 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇課 電話：XXX-XXX-XXXX	氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）			新着・更新	新着・更新	新着	基準水位観測所名	限府水位観測所	対象河川	迫間川	警戒レベル（ ）相当	2		現況水位	2 （レベル2水位超過）	新着	〇〇市	2	新着	△△市	2	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	様式の変更
川の防災情報		パソコンから	携帯電話から																																									
	http://www.river.go.jp	http://i.river.go.jp																																										
氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）																																												
新着・更新	新着・更新	新着																																										
	基準水位観測所名	限府水位観測所																																										
	対象河川	迫間川																																										
	警戒レベル（ ）相当	2																																										
	現況水位	2 （レベル2水位超過）																																										
新着	〇〇市	2																																										
新着	△△市	2																																										
5	警戒レベル5相当																																											
4	警戒レベル4相当																																											
3	警戒レベル3相当																																											
2	警戒レベル2相当																																											
	警戒レベル2未満																																											
川の防災情報 水位到達情報画面	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX																																											
水害リスクライン	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX																																											
浸水ナビ	https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX																																											

現 行	新（令和7年度修正）	修正理由																																	
【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図及び通知文例（筑後川河川事務所） 発表者 国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 → 第1受報者 機関名 → 第2受報者 機関名 → 第3受報者 機関名 演習 筑後川氾濫警戒情報 令和3年07月07日13時10分 国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所発表 （第1号） 【主文】 【警戒レベル4相当情報〔洪水〕】筑後川の杖立水位観測所（阿蘇郡小国町）では、20日19時40分頃に、避難指示の発令の目安となる氾濫危険水位（6.00m）に到達しました。 市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。 （参考） 筑後川 杖立水位観測所（阿蘇郡小国町） （受け持ち区間は 杖立川左岸：熊本県阿蘇郡小国町下城字津尾 3469 番の 2 地先から熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立 3323 番地の 3 地先の杖立両国橋まで、右岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩 4115 番地先から大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山 3952 番の 1 地先の杖立両国橋まで） 氾濫危険水位 （相当換算水位） 6.00m 水防法第13条で規定される特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 避難判断水位 5.30m 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 氾濫注意水位 5.00m 氾濫発生に対する注意を求める段階 ※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間のうち、第1位危険箇所の避難判断水位、危険水位を水位観測所に換算した水位。 問い合わせ先 国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 防災情報課 電話：0942-33-9131（内線）526 （参考） 「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。 川の防災情報 パソコンから 携帯電話から	【Ⅲ-5-③】水位到達情報の伝達系統図及び通知文例（筑後川河川事務所） 正規 ちくごがわ 筑後川氾濫警戒情報 （警戒レベル3相当情報） 令和〇年〇月〇日 〇時〇分 国土交通省 筑後川ダム統合管理事務所 発表 （第〇号） （主文） 【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】これは、高齢者等避難の発令の目安です。筑後川の杖立基準観測所（阿蘇郡小国町）では、〇日〇時〇分頃に、避難判断水位（5.30m）に到達しました。 市区町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。 （警戒レベル相当情報早見表） <table><tr><th colspan="3">筑後川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）</th></tr><tr><td colspan="2">新着・更新</td><td>新着</td></tr><tr><td colspan="2">基準観測所</td><td>杖立</td></tr><tr><td colspan="2">対象河川</td><td>杖立川</td></tr><tr><td rowspan="2">新着・更新</td><td>警戒レベル（ ）相当</td><td>3</td></tr><tr><td>現況水位</td><td>（ 3 レベル3水位超過 ）</td></tr><tr><td>新着</td><td>阿蘇郡小国町</td><td>3</td></tr><tr><td>新着</td><td>日田市</td><td>3</td></tr></table> 市区町村ごとの警戒レベル相当の数値は基準水位観測所ごとの警戒レベル相当情報に基づいて、それぞれの氾濫による浸水が想定される地区が含まれる市区町村に対して一律に表示しているものです。 警戒レベル相当早見表の見方について [防災用語ウェブサイト：早見表] https://www.river.go.jp/kawabou/glossary/pc/term?key=hayamihyo <table><tr><td>5</td><td>警戒レベル5相当</td></tr><tr><td>4</td><td>警戒レベル4相当</td></tr><tr><td>3</td><td>警戒レベル3相当</td></tr><tr><td>2</td><td>警戒レベル2相当</td></tr><tr><td></td><td>警戒レベル2未満</td></tr></table> （参考） 筑後川 杖立基準観測所（阿蘇郡小国町） （受け持ち区間は 杖立川左岸：熊本県阿蘇郡小国町下城字津尾3469番の2地先から熊本県阿蘇郡小国町大字下城字杖立3323番地の3地先の杖立両国橋まで、右岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩4115番地先から大分県日田市天瀬町大字出口字悪敷山 3952番の1地先の杖立両国橋まで） □発表情報文、川の水位を知りたい方はこちら 川の防災情報 水位到達情報画面 https://www.river.go.jp/kawabou/pc/rw?rwtype=11&rwcd=8909400100 □河川の氾濫危険度を知りたい方はこちら 水害リスクライン https://f1.river.go.jp/TopViewMain?header&areacd=89	筑後川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）			新着・更新		新着	基準観測所		杖立	対象河川		杖立川	新着・更新	警戒レベル（ ）相当	3	現況水位	（ 3 レベル3水位超過 ）	新着	阿蘇郡小国町	3	新着	日田市	3	5	警戒レベル5相当	4	警戒レベル4相当	3	警戒レベル3相当	2	警戒レベル2相当		警戒レベル2未満	様式の変更
筑後川氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）																																			
新着・更新		新着																																	
基準観測所		杖立																																	
対象河川		杖立川																																	
新着・更新	警戒レベル（ ）相当	3																																	
	現況水位	（ 3 レベル3水位超過 ）																																	
新着	阿蘇郡小国町	3																																	
新着	日田市	3																																	
5	警戒レベル5相当																																		
4	警戒レベル4相当																																		
3	警戒レベル3相当																																		
2	警戒レベル2相当																																		
	警戒レベル2未満																																		

現 行												新 （令和7年度修正）												修正理由																																																																																																																			
【Ⅲ-6-②】 水防警報対象量水標と条件 〔 第5章第2節（1）関係 〕												【Ⅲ-6-②】 水防警報対象量水標と条件 〔 第5章第2節（1）関係 〕												設定水位の見直し																																																																																																																			
<table><tr><th colspan="2">水系名</th><th rowspan="2">対象量水</th><th rowspan="2">待 機</th><th rowspan="2">準 備</th><th rowspan="2">出 動</th><th rowspan="2">警 戒</th><th rowspan="2">解 除</th></tr><tr><th>河川名</th><th>標</th></tr><tr><td colspan="3">白 川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>白 川</td><td>代 継 橋</td><td></td><td>水防団待機水位(2.50m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき</td><td>水防団待機水位(2.50m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき</td><td>氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき</td></tr></table>												水系名		対象量水	待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除	河川名	標	白 川								白 川	代 継 橋		水防団待機水位(2.50m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.50m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき	<table><tr><th colspan="2">水系名</th><th rowspan="2">対象量水</th><th rowspan="2">待 機</th><th rowspan="2">準 備</th><th rowspan="2">出 動</th><th rowspan="2">警 戒</th><th rowspan="2">解 除</th></tr><tr><th>河川名</th><th>標</th></tr><tr><td colspan="3">白 川</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>白 川</td><td>代 継 橋</td><td></td><td>水防団待機水位(2.70m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき</td><td>水防団待機水位(2.70m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき</td><td>氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき</td><td>氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき</td></tr></table>												水系名		対象量水	待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除	河川名	標	白 川								白 川	代 継 橋		水防団待機水位(2.70m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.70m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき																																																																
水系名		対象量水	待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除																																																																																																																																				
河川名	標																																																																																																																																										
白 川																																																																																																																																											
白 川	代 継 橋		水防団待機水位(2.50m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.50m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき																																																																																																																																				
水系名		対象量水	待 機	準 備	出 動	警 戒	解 除																																																																																																																																				
河川名	標																																																																																																																																										
白 川																																																																																																																																											
白 川	代 継 橋		水防団待機水位(2.70m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき	水防団待機水位(2.70m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお上昇の見込みがあるとき	氾濫注意水位(3.70m)以下に下がって、再び増水の恐れがないと思われるとき																																																																																																																																				
Ⅲ-13 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表												Ⅲ-13 県水防倉庫及び備蓄資材器具配置一覧表												数量修正																																																																																																																			
<table><tr><th>所轄別</th><th>番号</th><th>管理者</th><th>所在地</th><th>ハンマー</th><th>PP袋</th><th>杭木</th><th>シート</th><th>その他</th></tr><tr><td>宇城</td><td>3</td><td>宇城地域振興局 土木部長</td><td>宇城市豊野町</td><td>5</td><td>8,492</td><td>405</td><td></td><td>ビニールロープ:5巻 鉄杭:100本</td></tr><tr><td>〃</td><td>4</td><td>〃</td><td>宇城市小川町</td><td>5</td><td>2,000</td><td>734</td><td></td><td>ビニールロープ:10巻 鉄杭:100本 耐候性土嚢袋:1600袋 トラ(黄黒)ロープ:4巻</td></tr><tr><td>球磨</td><td>17</td><td>球磨地域振興局 土木部長</td><td>山江村山田</td><td>5</td><td>6,400</td><td>100</td><td>29</td><td>ロープ:9巻</td></tr><tr><td>〃</td><td>18</td><td>〃</td><td>あさぎり町免田東</td><td>1</td><td>1,000</td><td>100</td><td>35</td><td>ロープ:7巻</td></tr></table>												所轄別	番号	管理者	所在地	ハンマー	PP袋	杭木	シート	その他	宇城	3	宇城地域振興局 土木部長		宇城市豊野町	5	8,492	405		ビニールロープ:5巻 鉄杭:100本	〃	4	〃	宇城市小川町	5	2,000	734		ビニールロープ:10巻 鉄杭:100本 耐候性土嚢袋:1600袋 トラ(黄黒)ロープ:4巻	球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田	5	6,400	100	29	ロープ:9巻	〃	18	〃	あさぎり町免田東	1	1,000	100	35	ロープ:7巻	<table><tr><th>所轄別</th><th>番号</th><th>管理者</th><th>所在地</th><th>ハンマー</th><th>PP袋</th><th>杭木</th><th>シート</th><th>その他</th></tr><tr><td>宇城</td><td>3</td><td>宇城地域振興局 土木部長</td><td>宇城市豊野町</td><td>5</td><td>8,492</td><td>405</td><td></td><td>ビニールロープ:5巻 鉄杭:100本</td></tr><tr><td>〃</td><td>4</td><td>〃</td><td>宇城市小川町</td><td>4</td><td>2,000</td><td>756</td><td></td><td>ビニールロープ:10巻 鉄杭:100本 耐候性土嚢袋:1600袋 トラ(黄黒)ロープ:3巻</td></tr><tr><td>球磨</td><td>17</td><td>球磨地域振興局 土木部長</td><td>山江村山田</td><td>5</td><td>5,400</td><td>100</td><td>31</td><td>ロープ:9巻</td></tr><tr><td>〃</td><td>18</td><td>〃</td><td>あさぎり町免田東</td><td>1</td><td>1,000</td><td>100</td><td>35</td><td>ロープ:7巻</td></tr></table>												所轄別	番号	管理者	所在地	ハンマー	PP袋	杭木	シート	その他	宇城	3	宇城地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	5	8,492	405		ビニールロープ:5巻 鉄杭:100本	〃	4	〃	宇城市小川町	4	2,000	756		ビニールロープ:10巻 鉄杭:100本 耐候性土嚢袋:1600袋 トラ(黄黒)ロープ:3巻	球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田	5	5,400	100	31	ロープ:9巻	〃	18	〃	あさぎり町免田東	1	1,000	100	35	ロープ:7巻																									
所轄別	番号	管理者	所在地	ハンマー	PP袋	杭木	シート	その他																																																																																																																																			
宇城	3	宇城地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	5	8,492	405		ビニールロープ:5巻 鉄杭:100本																																																																																																																																			
〃	4	〃	宇城市小川町	5	2,000	734		ビニールロープ:10巻 鉄杭:100本 耐候性土嚢袋:1600袋 トラ(黄黒)ロープ:4巻																																																																																																																																			
球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田	5	6,400	100	29	ロープ:9巻																																																																																																																																			
〃	18	〃	あさぎり町免田東	1	1,000	100	35	ロープ:7巻																																																																																																																																			
所轄別	番号	管理者	所在地	ハンマー	PP袋	杭木	シート	その他																																																																																																																																			
宇城	3	宇城地域振興局 土木部長	宇城市豊野町	5	8,492	405		ビニールロープ:5巻 鉄杭:100本																																																																																																																																			
〃	4	〃	宇城市小川町	4	2,000	756		ビニールロープ:10巻 鉄杭:100本 耐候性土嚢袋:1600袋 トラ(黄黒)ロープ:3巻																																																																																																																																			
球磨	17	球磨地域振興局 土木部長	山江村山田	5	5,400	100	31	ロープ:9巻																																																																																																																																			
〃	18	〃	あさぎり町免田東	1	1,000	100	35	ロープ:7巻																																																																																																																																			
Ⅲ-14 〔第8章第1節 関係〕												Ⅲ-14 〔第8章第1節 関係〕												数量修正																																																																																																																			
車 輦 一 覧 表												車 輦 一 覧 表																																																																																																																															
<table><tr><th rowspan="2"></th><th>熊 本</th><th>宇 城</th><th>玉 名</th><th>鹿 本</th><th>菊 池</th><th>阿 蘇</th><th>上 益 城</th><th>八 代</th><th>芦 北</th><th>球 磨</th><th>天 草</th><th>市房ダム管理所</th><th>氷川ダム管理所</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>乗用車</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>(新規)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>1</td><td>3</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>7</td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>8</td><td>7</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td></td><td></td><td>52</td></tr></table>													熊 本	宇 城	玉 名	鹿 本	菊 池	阿 蘇	上 益 城	八 代	芦 北	球 磨	天 草		市房ダム管理所	氷川ダム管理所	計														乗用車			1			(新規)						1	1	3	軽自動車	7	5	4	1	8	7	3	5	3	5	4			52	<table><tr><th rowspan="2"></th><th>熊 本</th><th>宇 城</th><th>玉 名</th><th>鹿 本</th><th>菊 池</th><th>阿 蘇</th><th>上 益 城</th><th>八 代</th><th>芦 北</th><th>球 磨</th><th>天 草</th><th>市房ダム管理所</th><th>氷川ダム管理所</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><td>乗用車</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>4</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>7</td><td>5</td><td>4</td><td>1</td><td>8</td><td>(削除)</td><td>3</td><td>5</td><td>3</td><td>5</td><td>4</td><td></td><td></td><td>45</td></tr></table>													熊 本	宇 城	玉 名	鹿 本	菊 池	阿 蘇	上 益 城	八 代	芦 北	球 磨	天 草	市房ダム管理所	氷川ダム管理所	計														乗用車													1	4	軽自動車	7	5	4	1	8	(削除)	3	5	3	5	4		
	熊 本	宇 城	玉 名	鹿 本	菊 池	阿 蘇	上 益 城	八 代	芦 北	球 磨	天 草		市房ダム管理所	氷川ダム管理所	計																																																																																																																												
乗用車			1			(新規)						1	1	3																																																																																																																													
軽自動車	7	5	4	1	8	7	3	5	3	5	4			52																																																																																																																													
	熊 本	宇 城	玉 名	鹿 本	菊 池	阿 蘇	上 益 城	八 代	芦 北	球 磨	天 草	市房ダム管理所	氷川ダム管理所	計																																																																																																																													
乗用車													1	4																																																																																																																													
軽自動車	7	5	4	1	8	(削除)	3	5	3	5	4			45																																																																																																																													

現 行						新 （令和7年度修正）						修正理由		
【Ⅲ－１５】 洪水浸水想定区域の指定状況 〔 第１４章（１）関係 〕						【Ⅲ－１５】 洪水浸水想定区域の指定状況 〔 第１４章（１）関係 〕						公表日の修正		
① 国が指定する洪水浸水想定区域						① 国が指定する洪水浸水想定区域								
水系名	河川名	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス	水系名	河川名	河川区分	公表時点	関係市町村	浸水想定区域 公表HPアドレス	令和6年改正		
白川	白川	一級	H29.5月	熊本市	http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/bousai/sinsuisoutei.html （国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所HP内）	白川	白川	一級	R6.12月	熊本市	http://www.qsr.mlit.go.jp/kumamoto/bousai/sinsuisoutei.html （国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所HP内）			
緑川	緑川	一級	H29.5月	熊本市、宇土市、宇城市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町		緑川	緑川	一級	H29.5月	熊本市、宇土市、宇城市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町				
	浜戸川	一級	H29.5月	熊本市、宇土市			緑川	浜戸川	一級	H29.5月			熊本市、宇土市	
	加勢川	一級	H29.5月	熊本市、嘉島町、御船町				緑川	加勢川	一級			H29.5月	熊本市、嘉島町、御船町
	御船川	一級	H29.5月	熊本市、嘉島町、御船町					緑川	御船川			一級	H29.5月
球磨川	球磨川	一級	R1.7月	八代市、人吉市、芦北町、球磨村、湯前町、水上村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町	http://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/bousai/kuma_shinsui.html （国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所HP内）	球磨川	球磨川	一級		R4.5月	八代市、人吉市、芦北町、球磨村、湯前町、水上村、相良村、錦町、あさぎり町、多良木町		https://www.qsr.mlit.go.jp/yatusiro/bousai/kuma_shinsui.html （国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所HP内）	
	前川	一級	H29.3月	八代市			球磨川	前川	一級	R4.5月	八代市			
	南川	一級	H29.3月	八代市				球磨川	南川	一級	R4.5月			八代市
	川辺川	一級	H29.3月	相良村					球磨川	川辺川	一級			R4.5月
【Ⅳ-2】気象業務法						【Ⅳ-2】気象業務法								
気象業務法(抄) (昭和二十七年六月二日法律第百六十五号) 最終改正:令和五年法律第三十七号						気象業務法(抄) (昭和二十七年六月二日法律第百六十五号) 最終改正:令和六年法律第二十号								
(新規)						附 則（令和六年四月二四日法律第二〇号）抄 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する								
別表(第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)						別表(第九条、第二十八条、第三十二条の四、第三十二条の七関係)								
気象測器	測定器及び設備					気象測器	測定器及び設備							
温度計	測定器	電気式温度計				温度計	測定器	電気式温度計						
	設備	恒温検査槽					温度計	設備	恒温検査槽					
気圧計	測定器	電気式気圧計				気圧計		測定器	電気式気圧計					
	設備	圧力検査装置					気圧計	設備	圧力検査装置					
湿度計	測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計				湿度計		測定器	通風型乾湿計、電気式湿度計又は鏡面冷却式露点計を用いた露点式湿度計					
	設備	湿度検査槽					湿度計	設備	湿度検査槽					
風速計	測定器	超音波式風速計 ビトー管 差圧計				風速計		測定器	超音波式風速計 ビトー管 差圧計					
	設備	風洞					風速計	設備	風洞					
日射計	測定器	電気式日射計				日射計		測定器	電気式日射計					
雨量計	測定器	ビュレット				雨量計	測定器	ビュレット						
雪量計	測定器	長さ計				雪量計	測定器	長さ計						